

平成28年度
事業報告書

第28号

目次

はじめに	7
第一部 概況	10
(一) 法人の基本的な性格等	10
1. 一般社団法人	10
2. 認定金融商品取引業協会（自主規制団体）	10
3. 認定個人情報保護団体	11
4. 国からの受任事務（外務員登録事務）	11
5. 会員構成	11
(二) 協会の概要	11
1. 本協会の目的	11
2. 会員等の状況	12
3. 法人組織の状況	12
4. 総会、理事会等の開催状況等	12
(三) 本協会所管金融商品取引の概況（平成28年4月より12月まで）	13
第二部 事業計画の概要	16
第三部 法人管理関係	21
(一) 事務局の概要	21
1. 組織・人員	21
2. 機構	22
3. 所在地	23
(二) 災害対策関係、事業継続計画等	24
(三) 事務局における個人情報の取扱い	24
(四) 職員資質向上	24
(五) 法人管理の適正化	25
1. 平成28年度における取組み	25
2. 内部管理規則の整備	25
3. 金融サービス業におけるプリンシプルについて	26
(六) 電子情報技術（IT）の活用及びセキュリティの確保	26
1. 一般向け協会ホームページ	26
2. 会員、特別参加者専用サイト（Kinsaki-net）	26
3. 事務局システム	27
4. 外務員統合管理システム	28
5. 機械化会計	28
6. 預託金管理システム	28
7. 統計データ処理環境	28
(七) 各種刊行物の刊行等　—刊行物の電子化及びオンデマンド出版化—	28
1. 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み	28
2. 各種刊行物の状況	28
3. 協会史の編集	29

第四部 事業実施関係	・・・	30
(一) 自主規制実施関係	・・・	30
1. 会員監査及びモニタリング	・・・	30
(1) 監査体制	・・・	30
(2) 実地監査	・・・	30
(3) モニタリング	・・・	31
(4) モニタリング各論	・・・	32
(5) その他	・・・	34
2. 会員及び外務員処分関係	・・・	36
(1) 規律委員会	・・・	36
(2) 処分状況	・・・	36
(3) 処分関係制度整備	・・・	37
3. 反社会的勢力への対応	・・・	38
4. 無登録業者に関する施策	・・・	38
5. 高齢者との取引への対応	・・・	39
(二) 外務員登録関係及び内部管理責任者関係	・・・	39
1. 外務員登録の実施等	・・・	39
(1) 外務員登録の実施	・・・	39
(2) 委任事務の実施報告	・・・	39
2. 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験	・・・	40
(1) 外務員資格試験	・・・	40
(2) 外務員資格更新研修試験の概要	・・・	40
3. 内部管理責任者関係	・・・	40
(1) 内部管理責任者制度及び内部管理責任者資格試験	・・・	40
(2) 内部管理担当役員等及び内部管理責任者の報告	・・・	40
4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び 内部管理責任者資格試験の実施状況	・・・	41
(1) 外務員資格試験の実施状況	・・・	41
(2) 外務員資格更新研修試験の実施状況	・・・	41
(3) 内部管理責任者資格試験の実施状況	・・・	41
(三) 自主規制ルール関係	・・・	41
1. 自主規制ルールの制定改正手続き等	・・・	41
(1) 自主規制委員会、同部会	・・・	41
(2) パブリックコメントの手続きの実施	・・・	42
2. 商品別の自主規制審議体組織	・・・	42
(1) FX幹事会	・・・	42
(2) 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会（BO作業部会）	・・・	43
3. 平成28年度における自主規制ルールの制定改正等	・・・	43
(1) 自主規制ルールの制定改正等	・・・	43
(2) 今後の自主規制ルールの制定改正等の予定	・・・	44
(3) 自主規制ルールの制定、改正に関する資料の整備	・・・	45
(4) 自主規制ルールの定期的見直し	・・・	45
4. FX取扱会員における為替リスク管理態勢の課題への対応	・・・	45
(1) 法人顧客に対する証拠金規制	・・・	45
(2) ストレステスト	・・・	51

(三) その他の論点等	・・・	5 3
(四) 苦情・相談、あっせん事業	・・・	5 3
(五) サイバーセキュリティ	・・・	5 4
(六) 会員の教育研修事業	・・・	5 5
(七) 会員デフォルト時の業務マニュアルの策定	・・・	5 6
(八) 調査統計	・・・	5 6
1. 調査統計事業の状況	・・・	5 6
(1) 定期調査	・・・	5 7
(2) スポット調査	・・・	5 8
(3) 外部機関との連携	・・・	5 8
(4) マッピング	・・・	5 8
2. 顧客損益状況調査	・・・	5 9
(九) 投資教育	・・・	5 9
1. 投資教育事業計画	・・・	5 9
2. 投資教育事業の3つの柱	・・・	6 0
3. 事業内容	・・・	6 1
(1) 平成28年度における事業	・・・	6 1
(2) 翻訳事業	・・・	6 2
4. 投資教育に関する国際機関との連携	・・・	6 2
(十) 学術連携事業の状況	・・・	6 3
1. 投資(家)行動の実証分析	・・・	6 3
2. FX取引における法的構造	・・・	6 3
3. 学会発表	・・・	6 3
(十一) 行政機関・内外の自主規制機関等との関係	・・・	6 4
1. 行政庁との意見交換	・・・	6 4
2. 他の自主規制機関等との協調	・・・	6 4
3. その他	・・・	6 4
第五部 財務の概況と課題	・・・	6 6
(一) 平成28年度決算について(平成28年度収支計算書ベース)	・・・	6 6
(二) 中長期的な財務均衡の必要性	・・・	7 1
1. 中長期的な収支均衡の取組み	・・・	7 1
2. 平成35年度までの試算	・・・	7 1
3. 試算の性格等	・・・	7 3
(三) 資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告	・・・	7 3
1. 位置づけ	・・・	7 3
2. 資産管理運用状況	・・・	7 3
3. 運用収入	・・・	7 6
(四) 監査法人による監査等	・・・	7 6
1. 平成28年度における監査契約	・・・	7 6
2. 平成28年度における監査報告	・・・	7 7
3. 監査法人と理事とのディスカッション等	・・・	7 7

第六部 その他	・・・	78
(一) 平成28年度における定款変更	・・・	78
1. 定款変更の概要	・・・	78
2. 一部変更の内容	・・・	78
(二) 会員等の状況	・・・	79
1. 会員、特別参加者の状況	・・・	79
(1) 会員、特別参加者の状況	・・・	79
(2) 会員一覧	・・・	80
(3) 特別参加者一覧	・・・	86
2. 役員等の状況	・・・	86
(1) 役員	・・・	86
(2) 委員会委員	・・・	87
(3) 部会等	・・・	88
(三) 事業報告書付属明細書	・・・	91

(事業報告書資料編)

別紙1	金融先物取引業協会の系譜	・・・	93
別紙2	金商法施行後の体制整備等(内部留保の推移、財務運営等を含む。)	・・・	99
別紙3	総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等	・・・	107
別紙4	平成28年度会議日程	・・・	115
別紙5	一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	・・・	117
別紙6	一般社団法人金融先物取引業協会組織図	・・・	126
別紙7	Kinsaki-net 概要	・・・	128
別紙8	平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)監査結果	・・・	129
別紙9	処分関係制度整備の概要	・・・	130
別紙10	金融商品取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する 委任事務の処理について(平成28年度)	・・・	131
別紙11	外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び 内部管理責任者資格試験の実施状況	・・・	134
別紙12	FX取引に関するこれまでの主な施策	・・・	135
別紙13	個人向けバイナリーオプション取引にかかる自主規制の取組み状況	・・・	141
別紙14	FX取引に係る金融モニタリングレポートに関する調査等に係る 論点(平成27年11月20日第10回FX幹事会提出資料)	・・・	142
別紙15	あっせん・苦情・相談処理状況	・・・	146
別紙16	協会開催セミナー・説明会等の開催状況	・・・	147
別紙17	協会事務局への統計に関する定期報告(平成27年4月1日以降)	・・・	153
別紙18	所管金融商品取引の状況(マッピング)	・・・	154
別紙19	投資教育事業計画	・・・	158
別紙20	投資家教育国際フォーラム(IFIE)の概要	・・・	163
別紙21	他の自主規制機関等との協調	・・・	165
別紙22	平成28年度収支計算書の概要	・・・	167
別紙23-1	平成35年度までの試算(平成29年度予算ベース)現行ベース (平成28年度決算織込み済み)	・・・	168
別紙23-2	平成35年度までの試算(平成29年度予算ベース)見直し案 (平成28年度決算織込み済み)	・・・	169
別紙24	平成28年度資産管理運用状況報告	・・・	170
別紙25	金融サービス業におけるプリンシプルと協会のこれまでの活動	・・・	172

はじめに

平素、本協会に頂戴しているあたたかいご支援に厚く御礼申し上げます。

本協会は平成元年8月の設立以来、29年目を迎え、金融商品取引法に基づく認定金融商品取引業協会(自主規制団体)として、ベターサービスを運営の基本的志向において活動しています。

平成24年度において一般社団法人へ移行以来、実施してきた公益目的支出計画が平成27年度決算をもって完了した旨の確認を、前回通常総会終了後に内閣府に申請していたところ、平成28年12月21日よりこれを頂くことができました。これをもって、平成22年6月の公益法人制度改革対応に関する懇談会設置以来、様々な局面を経てきた移行作業が完了しました。謹んでご報告し、この間の会員の皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。具体的な移行作業としても名称変更など、多大のご負担を頂き、誠に有難うございました。

移行が完了した一般社団法人として、今後、ベターサービスの志向の下、適正性・効率性の確保強化を通じて、会員の皆様をはじめ各方面の信頼の確保向上に努め、中立かつ公正な金融商品取引業協会としての業務の安定的展開と活力ある職場作りが課題となります。

このような状況展開も踏まえつつ、事務局組織において、7月より、統括役・役員付制度を導入し、対等な二人の統括役による利益相反管理の観点からの説明可能性の維持向上等を図り、小規模法人として、運営の適正性を確保しつつ一層の効率性を求めることとしました。また、対等な両統括役の間の共通事項・利益相反事項として考えられる人事、予算等の管理調整等については、役員直属の役員付により対応することとしました。

平成28年度においては、投資教育や為替リスク想定比率の計算・公表のような新しい事業展開が開始されましたが、統括役・役員付制度は、このような事業展開とそれへの効率的取り組みの両面において、適正性を確保することを目的としており、既に、投資教育事業の個別プロジェクトについての分担制による実施や、計算公表業務の対応体制等に効果が活かされています。

統括役・役員付制度については、今後、検証・フォローアップ作業も含め、発足後一両年程度をかけて真に効果のある制度整備を目指すこととしています。

自主規制面においては、平成27年度以降継続して検討してきたFX取扱会員のリスク管理態勢における諸課題への対応は、FX取引がその定着度合いの展開に対応して受けた新しい要請への対応であると考え、協会としては広範な検討をお願いして参りましたが、皆様のご努力で、ストレステストの実施等、着実な進展していると理解しています。また、その中で、法人顧客へのレバレッジ規制の適用に関して、会員のご要望にお応えして、投資者への情報提供ともなる協会による為替リスク想定比率の計算・公表業務を開始しました。

なお、FX取引については、東京外国為替市場での位置づけについて通貨政策当局からの期待が寄せられるとともに年末に公表されたIOSCOによるレポートにおける各国比較の中で当協会の規則や統計が紹介されるなど、内外における同取引の認知度の進展が窺えるところです。

また、平成28年度より、5カ年間の多年度計画である投資教育事業計画を開始することができました。投資家教育、プロフェッショナル教育、市場環境整備の三本柱による取り組みで、投資者のリテラシー向上とリテラシーに基づく投資者行動がいずれも進展することを期待しています。現時点の協会活動の課題の一つに、顧客本位の業務運営に関する原則への対応がありますが、こうした視点に立っても、投資教育が将来の協会活動の基盤的枠組みの一つにもなることを期待しています。

なお、投資教育の一環として行っている翻訳事業では、翻訳対象となった“Futures & Options”の出版元である米国FIA傘下のIFMより表彰を受けるとともに、投資教育の国際団体であるIFIEへの加盟が承認され、IOSCO-IFIE合同コンファレンスに参加したところです。

平成24年度以来取り組んできた処分制度整備については、成案が得られ、平成28年度末の臨時総会では、不服審査会の設置を含む定款変更が行われ、併行して行われた一連の自主規制規則の改正とともに、今年度における実施を待っている状態です。今後、的確な運営と残された検討課題への対応が今後の課題となります。

長い期間ご審議を頂いた規律委員会のご尽力に深く感謝申し上げます。

このほか、会員調査や、国から委託された外務員登録事務処理、各般の統計調査など、経常的な業務においても適正かつ効率的で、会員の皆様の意見を尊重する執行に努めているところです。また、サイバーセキュリティについては、当協会の経緯等も踏まえつつ、取り組みを構築しているところです。

財務均衡には、業務の安定的運営のために不可欠の課題であり、中長期的な試算をお示ししつつ、会員のご検討を頂き、収支両面の通じての財務均衡にむけての中長期的な努力を重ねてきています。平成28年度においても、新規の事業展開については、外部資金の導入や既存の事業見直しによる財源面での努力を重ねたほか、新しい業務に対する上述の分担制による取り組みなど一層の効率化努力の具体化に努めています。

以下においては、平成28年度の事業報告を申し上げます。協会活動全体を通じまして、会員、当局の皆様から常に頂戴している、温かいご支援とご理解に改めて厚く御礼申し上げます。併せて事務局職員の日常の努力のほどをご高察頂ければ幸甚に存じます。

今後においては、GOC、顧客本位の業務運営への対応、更には金融技術についての大きな流れなど、環境変化が予想されますが、会員の皆様からの信頼を基本として、公正かつ中立な自主規制団体として運営の適正性・効率性の確保増強を図り、努力を重ねてまいりたいと存じますので、協会へのご支援のほどをよろしくお願いいたします。

平成28年度報告書は、平成29年3月31日を基準とするものですが、できるだけ直近の情報をお示しするため、一部、同年4月以降にかかる事項も織り込んで作成されています。

第一部 概況

(一) 法人の基本的な性格等

本協会は、一般社団法人（非営利型）であり、また、金融商品取引法第78条の認定を受けた認定金融商品取引業協会（自主規制団体）として、業種・業態横断的な会員構成の下で、会員・投資者へのベター・サービスを協会運営の基本的な志向として、活動しています。

（平成元年創立以来の協会の系譜については、別紙1「金融先物取引業協会の系譜」参照）

1. 一般社団法人

(1) 創立（平成元年8月4日）

本協会は、金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第104条により、委託者等の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とする民法第34条の規定に基づく社団法人として大蔵大臣より設立認可（平成元年8月4日）を受け設立されました。

(2) 法人格の移行

平成24年4月1日より「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）」第45条に基づき一般社団法人へ移行しました。この法人格移行に伴い、本協会の名称も「社団法人金融先物取引業協会」から、「一般社団法人金融先物取引業協会」に変更されました。また、税務上は非営利型一般社団法人を選択しています。

(3) 公益目的支出計画の実施完了

本協会は、一般社団法人への移行法人として、公益目的支出計画（注1）の実施がされ、これに従い公益目的財産額1,004百万円について、平成24年から4年間に渡り計画を実施し、平成27年度をもって予定どおり完了しました。

平成28年6月20日開催の通常総会において承認された平成27年度に係る「公益目的支出計画の実施報告書等」及び「公益目的支出計画実施完了確認請求書（注2）」を内閣府公益認定等委員会に提出し、平成28年12月21日付けで内閣府公益認定等委員会より当該公益目的支出計画の実施完了の「確認書」を受領しました。

（別紙2「金商法施行後の体制整備等（内部留保の推移、財務運営等を含む）」参照）

（注1）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」といいます。）第127条第3項

（注2）「公益目的支出計画実施完了確認請求書」は、公益目的支出計画を完了した一般社団法人が内閣府公益認定等委員会に対しその実施が完了したことの確認を求めるものです。（整備法第124条）

2. 認定金融商品取引業協会（自主規制団体）

(1) 法人格移行に際しては、移行後も従前と同様に、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第78条に基づく認定金融商品取引業協会としての認定を受けています。（別紙1「金融先物取引業協会の系譜 別添」参照）

(2) 金融商品取引法の移行に際し、平成19年6月に金融商品取引業協会5団体等が参加した金融商品取引業協会懇談会で取りまとめられた「金融商品取引業協会のあり方について（中間論点整理）（平成19年6月22日新聞発表）※」において、本協会は自主規制機能に特化して

いると述べられています。

※ 「金融商品取引業協会のあり方について（中間論点整理）平成19年6月22日金融商品取引業協会懇談会」（抜粋）

1. 自主規制の意義

（前略）

現在、金融先物取引業協会は自主規制機能に特化しているものの、他の協会はいずれも自主規制機能と業界団体機能の双方を有している。業界団体機能と自主規制機能との切り分けについては、日本証券業協会は自主規制部門と業界団体部門（証券戦略部門）を組織的に分断し、利益相反の発生の防止に努めており、また、他の協会においても自主規制の制定に外部有識者の参加を確保するなど、自主規制機能の独立性の確保に努めている。

（後略）

なお、「金融商品取引業協会のあり方について 金融商品取引業協会懇談会」の名簿は別紙1「金融先物取引業協会の系譜」（参考）参照

3. 認定個人情報保護団体

- （1） 本協会は、平成26年8月1日付で金融庁長官から個人情報保護法第37条（平成29年5月30日からは第47条）に基づく認定個人情報保護団体の認定を受け、会員における個人情報取扱いに関する一般投資者からの相談・苦情等の受付等の認定個人情報保護団体としての業務を開始しました。

同時に「会員における個人情報の適正な取扱いの確保に関する規則」、「個人情報の取扱いに係る苦情処理に関する規則」及び「個人情報の保護に関する指針」を施行（同年3月27日理事会決定）し、また、本協会総務部に「個人情報苦情相談室」を設置しました。

- （2） 平成28年度における相談・苦情等の受け付けは1件でした。
- （3） 平成27年12月25日に「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）が制定されたことを受け、特定個人情報の漏えい時には金融庁だけではなく個人情報保護委員会にも報告することとしました（個人情報保護指針の一部改正 平成28年10月7日）。

4. 国からの受任事務（外務員登録事務）

金融商品取引法第64条の7に基づき、国から外務員登録事務の委任を受けています。

5. 会員構成

本協会は、商品別に自主規制事業を運営しており、これに伴いその会員構成は、業種、業態を横断したものとなっています。

（二） 協会の概要

1. 本協会の目的

本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的としています。（定款第3条）

2. 会員等の状況

平成29年3月31日現在、本協会の会員は143社（対前年度1社増）、特別参加者は4社（対前年度2社減）です。

会員等の状況については、「第六部、(二) 会員等の状況」をご参照下さい。

(1) 会員の状況

平成28年度の会員の異動は、入会3社、退会2社（事業の全部譲渡1社、金融先物取引業の撤退1社）がありました。

(2) 特別参加者の状況

平成28年度の特別参加者の異動は、退会1社、会員へ資格の変更1社がありました。

(注) 特別参加者は、従来、金融機関、証券会社、金融商品取引業者、生命・損害保険会社で構成されてきましたが、平成24年度から、事業内容が本協会の所管する金融商品取引等に関係を持ち、金融先物取引等に関連する業務を行う法人で、本協会の目的に合致する法人についても、その入会を認めることとしています。（平成24年11月22日第8回理事会決定）

特別参加者は、会員と同様に Kinsaki-net の利用が可能であり、同システムを通じて本協会からの通知文書の受理、各委員会・部会等の開催状況等の情報収集及び報告書の提出をすることが出来ます。

3. 法人組織の状況

本協会では、総会、理事会のもとに、業務、自主規制、規律（「第四部、(一)、2.、(1) 規律委員会」参照）の三委員会が設けられています。このうち、業務、自主規制委員会の下には、それぞれ部会が設けられています。また、自主規制施策を審議する組織として、業務部会及び自主規制部会の下に、外国為替証拠金取引（FX）幹事会、通貨オプション（COP）部会、個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会が設けられています。

(注) このほか、外国為替証拠金取引（FX）取扱い会員全社による、全体会合、セミナーを必要に応じ開催します。

4. 総会、理事会等の開催状況等

(1) 総会、理事会等の開催状況

平成28年度における総会、理事会、委員会等の開催状況は、次のとおりです。

(ア) 総会 2回（通常総会 1回・臨時総会 1回）

(イ) 理事会 9回

(ウ) 業務委員会・部会 7回（業務委員会2回、業務部会5回）

(エ) 自主規制委員会・部会

① 開催状況

4回（自主規制委員会2回・自主規制部会2回）

② 今後の自主規制委員会の運営のあり方について

一般社団法人への移行完了等を契機として、法人運営の効率性・適正性の一層の確保向上のため、自主規制委員会・部会については、実際に招集された場で行われる検討の持つ厚み等を活かした審議をいただくことが必要との見地から、これまでの商品別の審議体組織の仕組みは維持するものの、自主規制委員会を原則として定例的に招集開催することとしました。（平成29年3月30日理事会報告）

	開催方式		回数	出席者
	委員会	部会		
定例開催	原則招集（代理可）	原則書面	2～3回	部会員による代理委員の出席
随時開催	原則書面	原則書面	適宜	

(参考) 自主規制委員会・部会開催状況

(単位：回)

	自主規制委員会			自主規制部会		
	開催回数		合計	開催回数		合計
	招集開催	書面開催		招集開催	書面開催	
平成元年度～平成10年度	1	6	7	21	1	22
平成11年度～平成20年度	0	4	4	5	6	11
平成21年度～平成28年度現在	0	17	17	10	10	20
合計	1	27	28	36	17	53
(震災後) 平成23年3月～平成29年現在	0	11	11	6	9	15

(オ) 規律委員会 4回

(注) 審議内容等は別紙3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」のとおりです。

また、平成28年度の開催状況については別紙4「平成28年度会議日程」を参照ください。

(2) 総会・理事会等の効率化・適正化の取り組み

総会、理事会等の運営に当たっては、一般社団法人として機関決定手続きの効率化、適正化に留意した運営に努めております。

(ア) 日程の早期確定（平成24年より）

(イ) 電話会議対応体制（平成25年5月理事会より）

(ウ) 総会運営の適正化のため、顧問弁護士上の総会出席（平成25年度より）

(3) 金融庁との意見交換会の実施

金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員と意見交換会を開催していません。平成28年度は、10月13日に第8回意見交換会を開催しました。

(三) 本協会所管金融商品取引の概況（平成28年4月より12月まで）

当期（平成28年4月より12月迄）は英国のEUからの離脱（Brexit）及びこれに係る問題及び米国の大統領選にてトランプ政権誕生並びに当該政権による政策実施等を受け、不透明感を有する相場状況となり、当期（平成28年4月より12月迄）における金融先物取引につき、通貨関連取引は、国内取引所取引及び海外取引所取引はともに増加し、店頭取引は減少しました。また、金利関連取引は、国内取引所取引が増加し、海外取引所取引が減少しました。

当期（平成28年4月より12月迄）の出来高は、店頭外国為替証拠金取引が前年同期（平成27年4月より12月迄）比-8.54%の36,051,839億円、国内取引所外国為替証拠金取引が同10.19%増の33,807,181枚となり、国内取引所外国為替証拠金取引における出来高の円換算値は、同+3.11%の342,911億円となりました。外国為替証拠金取引を除く通貨関連取引の出来高は、国内取引所取引の取引はなく、海外取引所先物取引が同+35.55%の154,364枚、海

外取引所オプション取引が同+45.46%の22,168枚、店頭先物取引が同-27.63%の32,532億円、店頭オプション取引が同+16.68%増の145,695億円となりました。

金利関連取引の出来高は、国内取引所先物取引が同+17.80%増の3,921,213枚、海外取引所先物取引が同+2.58%の15,487,397枚、海外取引所オプション取引が同-23.36%の2,836,986枚となりました。

当期（平成28年12月末日）の建玉残高は、店頭外国為替証拠金取引が前期（平成27年度12月末日）比-30.03%の47,289億円、国内取引所外国為替証拠金取引が同+32.20%の2,892,642枚となりました。外国為替証拠金取引を除く通貨関連取引の建玉残高につきましては、国内取引所取引は残高がなく、海外取引所先物取引が同-33.95%の3,648枚、海外取引所オプション取引が18枚、店頭先物取引が-38.96%の3,277億円、店頭オプション取引が+1.36%の109,116億円となりました。金利関連取引の建玉残高は、国内取引所先物取引が同-9.85%の323,162枚、海外取引所先物取引が同-31.41%の2,504,414枚、海外取引所オプション取引が同-22.35%の661,793枚となりました。

外国為替証拠金取引における当期（平成28年12月末日）の顧客預託金及び平成28年第3四半期の取引実績口座数は、店頭取引が12,362億円及び733,641口座、国内取引所取引が4,406億円及び24,243口座となりました。

表一 本協会所管金融商品取引の出来高及び建玉等の推移*

出来高 地域別（国内、海外）

	取引所取引	取引所取引			店頭取引(国内)	
		国内		海外	うちFX	
		枚	枚	枚	億円	億円
当期	56,229,309	37,728,394	53,807,181	18,500,915	36,230,066	36,051,839
前期	52,938,850	34,010,206	30,681,491	18,928,644	39,588,887	39,419,066
増減 (前期比)	6.22%	10.93%	10.19%	-2.26%	-8.48%	-8.54%

出来高 商品タイプ別

市場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	オプション	先物	オプション	先物	うちFX	オプション	先物	オプション
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	3,921,213	0	15,487,397	2,836,986	33,807,181	33,807,181	0	154,364	22,168
	3,328,715	0	15,097,813	3,701,713	30,681,491	30,681,491	0	113,878	15,240
	17.80%		2.58%	-23.36%	10.19%	10.19%	-	35.55%	-41.82%
店頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	-	-			36,084,371	36,051,839	145,695		
	-	-			39,464,019	39,419,066	124,868		
	-	-			-8.56%	-8.54%	16.68%		

上段：当期 中段：前期 下段：増減（前期比）

期末建玉 商品タイプ別

市場	金利関連				通貨関連				
	国内		海外		国内			海外	
	先物	オプション	先物	オプション	先物	うちFX	オプション	先物	オプション
取引所	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚
	323,162	0	2,504,414	661,793	2,892,642	2,892,642	0	5,646	18
	358,477	0	3,651,343	852,296	2,188,029	2,188,029	0	5,523	0
	-9.85%	-	-31.41%	-22.35%	32.20%	32.20%	-	-33.95%	-
店頭	億円	億円			億円	億円	億円		
	-	-			50,566	47,389	109,116		
	-	-			72,951	67,582	107,647		
	-	-			-30.69%	-30.03%	1.36%		

上段：当期 中段：前期 下段：増減（前期比）

外国為替証拠金取引の概況

市場	期間	取引金額 億円	①期末建玉	②期末顧客 預託金	預託証拠金 倍率 =①÷② 倍	取引実績口座数
			億円	億円		
東京金融取引所 (クリック365)	当期	342,911	32,525	4,406	7.38	24,243
	前期	332,572	24,683	4,825	5.12	26,336
	増減 (前期比)	3.11%	31.77%	-8.68%	44.30%	7.95%
店頭取引	当期	36,051,839	47,289	12,362	3.83	733,641
	前期	39,419,066	67,582	13,534	4.99	707,687
	増減 (前期比)	-8.54%	-30.03%	-8.66%	-23.39%	3.67%
合計	当期	36,394,751	79,814	16,768	4.76	757,884
	前期	39,751,638	92,265	18,359	5.03	734,023
	増減 (前期比)	-8.44%	-13.49%	-8.67%	-5.29%	3.23%

* 金額は、いずれも、会員からの枚数又は通貨単位による出来高報告（四半期）数値を事務局において円換算した値であり、当期とは、取引金額は平成28年第1四半期から第3四半期（平成28年4月から12月）までの累計、建玉及び預託金は平成28年度第3四半期末（平成28年12月末）時点での値、実績口座数は平成28年第3四半期（平成28年10月から12月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数、前期とは、取引金額は平成27年第1四半期から第3四半期（平成27年4月から12月）までの累計、建玉及び預託金は平成27年度第3四半期末（平成27年12月末）時点での値、実績口座数は平成27年第3四半期（平成27年10月から12月）に新規又は決済取引が行われた取引口座の数にて記載しております。

第二部 事業計画の概要

平成28年度における本協会の事業計画は以下のとおりです。

(平成28年度における本協会の活動状況の詳細については、別紙5 「一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況」参照)

平成28年度事業計画の概要

平成28年度事業計画の概要			
平成28年度事業計画	内 容 (□:23年度新規事業の継続、△:24年度新規事業の継続、 ○:平成25年度新規事業の継続、◎:26年度新規事業の継続、 ☆:平成27年度新規事業の継続、新規:28年度新規事業)		
1. 金融先物取引業務の適正化 (会員の金融先物取引業務 に関し、関係法令の遵守、 業務内容の適正化その他 投資者の保護を図るため に必要な自主規制規則の 制定、業務指導、内部管 理責任者資格試験の実施)	1.1		会員の金融先物取引業務に関する日常の指導・相談 その他継続事業の実施
	1.2		自主規制規則の制定・改廃の実施
		△	(1)自主規制規則関係アンケートの実施
		◎	(2)パブリックコメントの実施
	1.3		内部管理責任者資格試験制度の円滑・適切な実施
定款第4条第1項 第1号、第2号、第9号	1.4	新規	投資教育事業計画(仮称)推進 市場環境関連プロジェクトの運営

平成28年度事業計画の概要			
平成28年度事業計画	内 容 (□:23年度新規事業の継続、△:24年度新規事業の継続、 ○:平成25年度新規事業の継続、◎:26年度新規事業の継続、 ☆:平成27年度新規事業の継続、新規:28年度新規事業)		
2. 金融先物取引市場の調査、研究 (内外金融先物市場に関する調査、研究及び統計資料の作成(主要市場出来高状況、上場商品、規制ルール、海外取引所の動向等))	2.1	金融先物取引に関する内外動向調査	
		(1)新制度及び新商品などの状況把握	
		○ (2)金融商品と当該商品規制との対応関係の整理(マッピング)	
	2.2	(3)規制環境の変化等に関する会員への情報発信	
		☆ (1)統計情報報告システムの改良・データベースの改善	
		新規 (2)自主規制向けモニタリングデータとの統合分析	
	2.3	新規 (3)ビッグデータ解析環境の整備及び解析の実施	
		新規 会員向け情報の拡充 海外フラッシュニュースの会員向け配信	
	2.4	外部学術機関との連携	
		新規 (1)金融先物取引における諸課題の法的整理	
		○ (2)外国為替証拠金取引における投資者の行動分析	
	2.5	◎ 投資教育事業計画(仮称)推進 投資者教育プロジェクトの推進	
		☆ (1)海外文献の翻訳	
		新規 (2)金融先物取引に関する教材開発及び学習機会の提供	
		新規 (3)投資者意識に関するアンケート調査の実施・分析	
	2.6	□ (4)投資者属性と損益結果に関する調査の実施・分析	
		外部機関との連携	
		(1)海外関係団体との交流、情報交換の一層の強化	
	定款第4条第1項第2号	(2)外部統計機関(金融・資本市場統計整備連絡協議会など)、東京外国為替市場委員会及び日本銀行との連携	

平成28年度事業計画の概要		
平成28年度事業計画	内 容 (□:23年度新規事業の継続、△:24年度新規事業の継続、 ○:平成25年度新規事業の継続、◎:26年度新規事業の継続、 ☆:平成27年度新規事業の継続、新規:28年度新規事業)	
3. 法令規則等の遵守状況の 監査 (会員の法令、自主規制規則等の遵守に関する監査の実施)	3.1	計画監査及びモニタリングによる規制環境変化、会員負担の合理化等の見地に立った監査の円滑・適切な実施
		(1)モニタリングの充実と必要に応じたオンサイト対応
		○ (2)財務指標が一定の数値を割り込んでいる会員に対する調査の円滑・適切な実施
		(3)効率的な単独監査の実施
		(4)取引所との合同監査の実施
		(5)効率とセキュリティに留意した報告データの活用と分析の高度化
	3.2	概況調査・確認調査の円滑・適切な実施
	3.3	○ 仲介業務新規委託会員に対する調査の円滑・適切な実施
定款第4条第1項第3号	3.4	○ 個人向けバイナリーオプション取引会員に対する調査の円滑・適切な実施
4. 苦情・紛争の処理 (会員の金融先物取引業務に関する投資者等からの苦情の解決及び紛争の解決のあっせん)	4.1	証券・金融商品あっせん相談センターへの業務委託の円滑な実施と連携
	4.2	□ 金融ADR制度への継続参加
	4.3	◎ 認定個人情報保護団体としての会員の顧客からの個人情報取扱いに係る苦情・相談業務の適切な実施
定款第4条第1項第4号、第5号、第6号		
5. 外務員の登録事務 (金融庁長官から委任された外務員の登録の実施)	5.1	外務員登録事務の円滑・適正な実施 (外務員登録状況の確認の改善)
	5.2	外務員資格試験の円滑・適切な実施
	5.3	外務員更新研修の円滑・適切な実施
定款第4条第1項第7号		

平成28年度事業計画の概要			
平成28年度事業計画	内 容 (□:23年度新規事業の継続、△:24年度新規事業の継続、○:平成25年度新規事業の継続、◎:26年度新規事業の継続、☆:平成27年度新規事業の継続、新規:28年度新規事業)		
6. 広報、刊行物の発行 〔金融先物取引に関する知識の啓蒙、普及に資するための広報、刊行物の発行〕 定款第4条第1項第8号	6.1	刊行物発行事業の円滑・適正な実施 (電子化等の実施に伴う刊行物体系の見直し)	
	6.2	Kinsaki-netを利用した適時・適切な情報発信の充実(会員向け)	
	6.3	一般向けWEBサイトを経由したデリバティブ投資知識の普及(一般向け)	
	6.4	協会史編纂	
7. 金融先物取引業務の改善合理化 〔会員の金融先物取引業務の改善合理化、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案の実施〕 定款第4条第1項第9号	7.1	投資者信頼の一層の強化を図るための効率的自主規制の実施	
		(1)金融商品別(FX幹事会等)施策の充実	
		(2)チェックポイント方式等によるモニタリングの実施体制の整備	
7.2	(3)その他環境の変化に対応する金融先物取引業務の改善合理化		
8. 教育、研修 定款第4条第1項第10号	8.1	規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施	
		(1) 会員専用WEBサイト(Kinsaki-net)の充実等による規制環境の変化等に対応した事業の適切な実施	
	□	(2) ITを活用した教育、研修の検討	
	8.2	新規	投資教育事業計画(仮称)推進 プロフェッショナル教育プロジェクトの推進
		新規	(1)職業倫理・行動規範の確立
新規	(2)資格試験用教材開発及び学習環境の整備		

平成28年度事業計画の概要			
平成28年度事業計画	内 容 (□:23年度新規事業の継続、△:24年度新規事業の継続、 ○:平成25年度新規事業の継続、◎:26年度新規事業の継続、 ☆:平成27年度新規事業の継続、新規:28年度新規事業)		
9. 会員相互間及び関係諸団体との意思疎通、連絡調整の推進 定款第4条第1項 第11号、第12号	9.1		会員と行政庁との意見交換・連絡調整等の実施
	9.2		金融商品取引業協会、NFA等関係自主規制機関との意見交換・連絡調整の実施等
	9.3	□	第二種金融商品取引業協会への協力
	9.4	☆	日本証券経済研究所への助成
10. 法令に基づく主務大臣等への協力	10.1		連絡、協力事業の適切な実施
11. 内外諸情勢の変化に即応した適正かつ効率的な協会業務の推進 定款第4条第1項第14号	11.1	△	一般社団法人としての着実な業務運営の実施
	11.2		協会事務局体制の効率的整備
	11.3		協会事務の合理化・適正化の推進
			(1)協会セキュリティ・マネジメント体制の整備等 (2)出版等の更なる効率化の検討等
	11.4	○	会員、外務員等の処分制度の見直し(定款・関係規程の改正等)
	11.5	△	処分手続きの見直し等に伴う関連体制の検討
	11.6	△	金融商品仲介業に関する規則に伴う業務の適切な実施
	11.7	新規	サイバーセキュリティへの取組み
11.8		協会役職員に対する教育、研修(監視委員会主催研修への参加、監査法人主催研修参加、職員資格取得支援等)の実施	

第三部 法人管理関係

(一) 事務局の概要

1. 組織・人員

(1) 組織・人員

本協会は、協会事務局の業務運営体制の強化等を目的として、平成28年7月に従来の事務局長制から統括役・役員付制に組織改正が行われ、統括役2人の下、4部（総務、業務、監査、調査）体制としています。

職員数（平成29年3月末現在）は、21人（うちパート2人）です。

年度末に退職者2名があり、平成29年4月1日付きで任期付職員として1名採用があったため、平成29年4月1日においては、20名（うちパート2人）です。

また、平成22年2月、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」へ業務委託を開始した際に、同法人へ職員が2名移籍しています。

（別紙6 「一般社団法人金融先物取引業協会組織図」参照）

（参考）事務局人員の推移

- ・ 平成21年6月総会において、規制環境変化等に対応するため、平成22年度までに対平成20年度末（14人）比11人増員を計画。
- ・ その後、事務量見直しに基づく計画見直しをしつつ、計画期間を当初の2年から4年に延伸し、平成24年度にほぼ一巡。
- ・ 体制整備の成果は、モニタリング組織等、各部で効果。

(2) 金融庁証券取引等監視委員会出向

平成25年7月より、監査部に所属していた職員1人が任期付職員として証券取引等監視委員会に出向しています。

(3) 平成28年7月からの業務運営体制

平成28年7月からの本協会の業務運営体制は、本協会事務局に、統括役2人を置き重要な使用人とし、統括役のうち1人は統括役・事務局長として、監査、処分業務以外の業務を統括することとし、また、他の統括役は統括役（監査部所掌）として、監査、処分業務を統括することとなりました。

また、対等な統括役体制の下での統括役間の共通事項等の調整等を行う役員付を発令しています。

この体制は、一般社団法人への移行を完了した本協会の運営において、適正性・効率性・ベター・サービスの確保向上を通じて、法人活動を安定的に展開し、活力ある職場作りを狙いとするものであり、対等な二人の統括役により、協会運営についての利益相反管理の観点からの説明可能性の確保向上を図るとともに、投資教育等新しい事業展開において協会事業の適切な執行を行うことを目的としています。

なお、この体制となっても、本協会の小規模性などの現状を踏まえ、従来から行っている職員の兼務等による効率化の継続・強化や人材の登用による活性化などの運営努力を引き続き行い、適切な運用により効果の発揮に努めたいと考えています。

新しい体制への移行に当たっては、会員・職員はじめ関係者の理解が何よりも重要であることから、移行に伴い生ずる諸事態等について、細心、かつ、柔軟に情報共有・検討・対応を進めて参りたいと考えています（平成28年11月14日理事会報告）。

現行年度では、常勤役員を含めた部内の事務分掌や決裁制度等について、検証・フォローアップ作業も行いつつ、DXリスク見直し等で、業務が輻輳していることも踏まえつつ、一両年程度をかけて真に効果のある制度整備を目指す考えであること、また、制度発足に伴う統括役室整備や、会員がご参集になる会議室拡大を図ることとし、事務室の全面的整理や役員室、倉庫の面積減少を行い、既存床面積の中で対応したことを併せて報告します。

（参考）統括役・役員付制度の導入

① （概要）

- (i) 具体的には、本協会事務局に、重要な使用人として統括役2人を置き、統括役のうち1人は統括役・事務局長として監査、処分業務以外の業務を統括することとし、他の統括役は統括役（監査部所掌）として監査、処分業務を統括することとなりました。
- (ii) これと併せて対等な統括役・役員付制度において両統括役の間の共通事項・利益相反事項と考えられる人事、予算等の所定の事項等の管理調整、その枠組みの組み立て・実施という課題に対して、役員直属の常勤役付者の配置（役員付）により対応することとしました。

② （背景など）平成27年度における金融サービス業におけるプリンシプルと本協会との関係についての認識に基づく確認・自己点検等を踏まえつつご検討を頂いてきたものです。

一般社団法人への移行を完了した現時点において、ベター・サービスへの志向の下、適正性・効率性の強化を通じて、会員、関係方面、投資者の信頼の確保向上に努め、中立かつ公正な金融商品取引業協会としての業務を安定的に展開し、活力ある職場作りをすることが課題であり、これへの効率的かつ適正な対応が求められています。このような状況を背景に、対等な二人の統括役により、協会運営についての利益相反管理の観点からの説明可能性の維持向上等を図るとともに、投資教育等新しい事業展開において、これまでの協会運営の枠組みの経緯等を踏まえつつ、協会事業の適切な執行を行うことを目的としています。なお、この体制となっても、本協会の小規模性などの現状を踏まえ、従来から行っている職員の兼務等による効率化の継続・強化や人材の登用による活性化などの運営努力を引き続き行い、適切な運営により効果の発揮に努めたいと考えています。

③ （今後の対応）発足当初の現時点においては、常勤役員を含めた部内の事務分掌や決裁制度等について、検証、フォローアップ作業を行い、折からDXリスク見直し、投資教育についての分担制発足などが重なっていることも踏まえつつ、一両年程度をかけて真に効果のある制度整備を目指します。

④ （事務室整備）統括役・役員付制度発足に伴い、既存の床面積の中で統括役室を整備するとともに、会議室の拡大を図るため、事務室の全面的な整理や役員室の面積減少を行いました。

2. 機構

（1）統括役代行の設置

事務局の組織及び事務分掌等規程の改正（平成28年5月16日第1回理事会決定、平成2

8年7月1日施行)に伴い、両統括役代行が設置されました。

(2) 連絡調整会議等

(ア) 連絡調整会議

平成22年度から、引き続き、適時的確な業務運営を行う見地から、専務理事、統括役、部長、BCP担当者、システム担当者をメンバーとする連絡調整会議を週2回開催しています。

また、自主規制施策についての検討を行うため、随時、企画会議を開催することとしています。

(イ) 月例調整会議

また、平成28年7月からは、統括役・役員付制度導入後の情報共有促進を目的とし、各部に周知すべき事項、日程調整、検討すべき課題等を協議する場として、管理職職員をメンバーとする、月例調整会議を月1回開催することとしました。

(3) 認定個人情報保護団体の認定に伴う個人情報苦情相談室の設置

本協会は、平成26年8月1日付で金融庁長官から認定個人情報保護団体の認定を受け、同日付で、本協会総務部に「個人情報苦情相談室」を設置し、会員における個人情報取扱いに関する一般投資者からの相談・苦情等を受け付けるなど、認定個人情報保護団体としての業務を行っています。

平成28年度における相談・苦情等の受付は1件でした。

(4) 文書担当の設置

平成26年7月に文書担当を総務部に設置し、本協会が外部に発出する対外的な文書について、リーガルチェックの必要性や外部に発信する文書としての要件を具足しているかの審査・検討等を行っています。

3. 所在地

(1) 主たる事務所

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-3 NBF小川町ビルディング

代表TEL (03) 5280-0881

各部代表TEL 総務部 (03) 5280-0881、0889

業務部 (03) 5280-0882

調査部 (03) 5280-0884

監査部 (03) 5280-0883

FAX (03) 5280-0895

URL <http://www.ffaj.or.jp/>

<http://www.ffaj.or.jp/en/>

(2) 支部

支部は置かれていません。

(二) 災害対策関係、事業継続計画等

1. 本協会の事業継続計画

- (1) 本協会の事業継続計画(BCP)については、平成23年3月に自然災害を対象とした「災害対策要綱」を策定し、その後、平成25年度において、自然災害だけでなく、新たに大規模停電などの社会インフラの機能停止や、通信障害、反社会的勢力の介入など、協会に非常事態が発生した場合の対応を含める拡充を行い、これを事業継続計画及び同業務マニュアルとして制定し、平成26年3月7日より運用を開始しています。
- (2) 平成28年度における対応状況は、以下のとおりです。
 - (ア) 本協会の事業継続計画に定める非常時対策本部の設置はありませんでした。
 - (イ) 訓練については、平成29年3月に、地震発生シナリオで、本協会の事業継続計画に基づいた非常時対策本部を設置し、役職員の安否確認及び当該本部の運用フロー等を確認する訓練を実施しました。

2. 節電対策

東日本大震災が発生した平成23年の夏には、電力供給量が電力需要に対して大幅に不足する事態が見込まれたことから、金融庁より、本協会のみにも所属している会員(金融商品取引業者で、日本証券業協会に所属していない会員)に対し、最大瞬間使用電力の調査依頼、及び夏季の節電計画の提出依頼があり、本協会は、これらの会員の窓口となり、当局との連絡に当たりました。本協会においても同様に節電計画の提出等を行い、それに基づき節電を実施いたしました。

平成28年度の夏季及び冬季においては、当局から、今夏の省エネルギー対策への協力要請があり、会員へ周知するとともに、本協会においても前年度に続き定着している節電の取組みを継続しています。

(三) 事務局における個人情報の取扱い

1. 個人情報の取扱いに係る点検

- (1) 本協会では内部規定(「個人データ取扱状況の点検・監査規程」(平成26年3月19日事務局決定))に基づき、四半期に一度、各部において個人情報の取扱いに係る点検を行っています。
- (2) 年に一度、本協会事務局における個人情報の取扱いに係る監査を受けており、平成28年度は平成29年3月に外部のセキュリティコンサルティング会社による監査を受けました。

2. 個人情報保護研修

個人情報保護研修については下記「(四) 職員資質向上」をご参照下さい。

(四) 職員資質向上

体制整備を活かしたベター・サービスへの志向と、職員資質の向上は不即不離であるとの認識から、協会役職員の専門的知識・技能を向上するための研修に努めています。

これまでににおいて実施した主なものは次の通りです。

- ① 「業務上必要な職員の研修等に関する基準」(平成9年6月16日事務局決定)による研修(本年度予定)
 - (i) 公認内部監査人(CIA)資格取得講座 監査部職員等4名
 - (ii) 公認情報システム監査人(CISA)資格取得講座 監査部職員3名
- ② 外部講師による研修等参加
 - 平成29年3月に、セキュリティ・コンサルタントによる定期の個人情報保護研修を実施(平成20年度から「個人情報安全管理規程」第4条に基づく研修として実施)。
- ③ 証券取引等監視委員会事務局主催の証券検査実務研修(平成22年度より実施)
- ④ 米国CFTC主催の国際規制関係者研修(平成24年度より実施)
- ⑤ IOSCO-AMCC主催のトレーニングセミナー参加(平成26、27年度)

(五) 法人管理の適正化

1. 平成28年度における取組み

法人管理の適正化については、かねてより各般の施策を講じてきましたが、一般社団法人としての法令遵守・運営リスクへの対応について、引き続き重点的に取組みを続けています。

平成28年度においては、平成28年12月より、東京証券業健康保険組合に編入し、協会役職員の所属健康保険制度を従来の、全国健康保険協会から変更しました。

最近においては、下記の取組みを行っています。

- (1) 総会の適正運営のため、顧問弁護士との総会への出席の定例化
- (2) 総務部における文書担当の設置
 - 本協会が外部に発出する対外的な文書は、リーガルチェックの必要性や外部に発信する文書としての要件を具足しているかについて、文書担当者の合議を経たのちに発出する。
- (3) その他
 - (ア) 法人運営の実務等の情報交換や助言を受けることを目的とし、公益財団法人公益法人協会へ加入(平成26年4月)
 - (イ) 「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の施行により、役員が法律上の損害賠償責任が明確化されたことを受け、本協会の役員等が訴訟された場合のリスクをカバーするため、役員損害賠償保険へ加入(平成26年4月)

2. 内部管理規則の整備

- (1) 協会事務局の内部管理のための規定としては、定款の定めに従い、総会において別に定めるもの(定款第33条(役員報酬等))及び理事会の決議を必要とするもの(定款第41条(事務局の組織及び運営に関する事項)、定款第42条の2(経理規則)等)等があります。
- (2) 平成28年度においては、事務局の組織及び事務分掌等規程の改正(平成28年5月16日第1回理事会決定、平成28年7月1日施行)に伴い、統括役設置に関連する、就業規則、個人情報保護基本規程等の一部改正を行いました。
 - (別紙2「金商法施行後の体制整備等(内部留保の推移、財務運営等を含む)」 別添2「最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの」参照)

3. 金融サービス業におけるプリンシプルについて

平成20年4月18日に公表された金融庁の「金融サービス業におけるプリンシプルについて」(14項目)は、その策定時の経緯により、本協会はこれを「共有」している状況にあるとされています(当該公表文の注3参照 URL: <http://www.fsa.go.jp/news/19/20080418-2/01.pdf>)。更に参考として「金融行政の座標軸」(佐藤隆文元金融庁長官著)P107以下参照)。平成27年度においては、この認識から、本協会の業務について、簡潔な自己評価を試行したところ、全体としては協会の運営として齟齬をきたしている状態にはないと認められたものの、平成28年度も引き続き、自主規制団体として、利益相反管理等の視点を含め、説明可能性の確保強化に努めることとしております。

(別紙25 「金融サービス業におけるプリンシプルと協会のこれまでの活動」参照)

(六) 電子情報技術(I T)の活用及びセキュリティの確保

本協会では、近年における広範かつ急速な環境変化の中で、ベター・サービスの志向の下、効率的かつ適正・透明な協会業務運営を図るためには、費用対効果を見定めセキュリティを確保した上で、電子情報技術(I T)の積極的利用が不可欠であるとの考え方に立ち、一般向け協会ホームページ及び会員・特別参加者専用サイトについて、以下のような各般の施策に取り組んできました。

1. 一般向け協会ホームページ

平成11年度以降、一般投資者に向けて「一般向け協会ホームページ」(注)を開設し、協会の概要、業務及び財務等に関する資料、会員名簿、金融先物取引の出来高状況、店頭外国為替証拠金取引月次速報値等を掲載しています。

(注) 協会ホームページ 日本語版 <http://www.ffaj.or.jp/>

英語版 <http://www.ffaj.or.jp/en/>

平成20年8月には、一般投資者にとって見やすくかつ親しみやすいホームページを目指すべく、広範なりニューアルを行い、デザインを一新し、以来、個人投資家向け所管金融先物取引についての規制の解説ページなど、コンテンツの充実にも継続的に取り組んでいます。

平成28年度における一般向け協会ホームページへのアクセス数は、454,084回でした。

2. 会員、特別参加者専用サイト(Kinsaki-net)

(1) 安全性と使い勝手向上の努力

会員及び特別参加者への情報伝達の迅速化等を目的として「会員・特別参加者専用サイト」を平成20年度に設置しました。平成22年3月にその運用実績等を基に、大幅な改善を行い、安全性の確保・向上を前提とした双方向通信の実現などの会員からの要請を満たすべく、ウェブ報告機能である「報告書管理システム」を追加し、Kinsaki-netとして運用を開始しました。

同システムは、安全性と効率性等の観点から、クライアント証明書による認証を採用しています。また、会員の利便性の向上及び業務負担の軽減とともに事務局における業務効率化を目的とした機能追加等を逐次行っており、平成24年度においては、出来高状況報告等の専用画

面を新設し、平成27年度においては、会員が外務員の登録状況等の確認をシステムにより随時行えるよう「外務員情報」ページを新設しました。

(2) 協会、会員・特別参加者間の基本的プラットフォーム

本協会事務局から会員・特別参加者への適時適確な各種連絡、情報提供の重要性は、ベター・サービスを志向する本協会の運営の基本と考えます。Kinsaki-net は、この分野で基幹的な機能を果たしており、多数の通知文書に加えて、各種部会、ワーキンググループの審議状況をはじめとする本協会の活動についての報告や、会員・特別参加者のニーズを踏まえた刊行物電子化のプラットフォームとなるなど、本協会の運営に大きな役割を担っています。本年度、同ページを通じて行われた連絡件数は、217件（うち本協会通知文書掲載124件）となっています。

(3) 参加者数

平成29年3月末時点での同システムの利用状況は、各会員のシステム環境等の諸条件がある中、クライアント証明書の申請ベースで、全会員143社中140社、申請枚数計1,070枚（特別参加者は4社中3社、10枚）の利用を得ており、報告書管理システムへの登録収蔵件数は79,076件となっています。

報告書管理システムに登録された文書は登録した会員から随時閲覧することが可能です。

（別紙7 「Kinsaki-net 概要」参照）

3. 事務局システム

(1) 災害等緊急時対応への電子情報技術の活用

(ア) 平成22年度に、災害等により職員の事務所への出勤が困難な場合などに、会員や一般投資者へホームページ等を通じての情報提供及び連絡業務を継続的に行うことができるよう、本協会ネットワークにリモートアクセスする仕組みを導入しました。

(イ) 平成24年3月には、リモートアクセス時の業務をより確実かつ効率的に遂行することを目的の一つとして、職員のパソコン環境の大部分をシンクライアント環境に切り替えました。

(ウ) その後も、平成24年度においては、シンクライアント環境とリモートアクセス機能を一層活用し、災害時等の連絡体制をより強固にすることを目的として、関係者用にタブレット端末を導入するなど、逐次整備を図ることとしています。

(2) セキュリティの強化

平成23年8月には、セキュリティ及びBCPの観点から本協会事務所に設置していたファイルサーバをデータセンターへ移設しました。また、「(1) 災害等緊急時対応への電子情報技術の活用」でも述べたように、シンクライアント環境を導入し、管理態勢の強化を行い、平成25年12月にはKinsaki-net サーバの更改に併せて、セキュリティの観点からサーバ構成の見直しによる堅牢化を図りました。

また、平成28年3月には、Kinsaki-net プログラムのフレームワーク及びサーバOSのバージョンアップ、証明書の暗号化アルゴリズムの移行を行いました。

4. 外務員統合管理システム

国より委託を受けた外務員登録事務の実施のため、平成17年度から外務員登録等に関するシステムを開発し、以降、会員のご意見を踏まえつつ、整備を行ってきています。

- (1) 平成22年3月、Kinsaki-netの運用に伴い、外務員の登録申請書類等又は登録事項の変更等に係る提出書類のうち、原本の提出を要しないものについてはKinsaki-netを通じての電子的ファイル提出が可能です。
- (2) 平成28年2月にKinsaki-netに開設された「外務員情報ページ」において、外務員の登録状況に関するデータを常時確認できます。

5. 機械化会計

平成22年度予算編成における年度開始前予算編成移行に際し、予算執行過程での予算管理事務、支出実行・債権管理等の経理事務の効率化、適確化を図り、関係情報の迅速な把握等による適切な財務運営に資することを目的として、平成23年度より機械化会計の本格導入を行い、予算執行状況の月別管理等にも活用しています。

6. 預託金管理システム

定款第12条に規定する預託金に関する事務の効率的かつ適正な執行のため、平成24年3月に預託金管理システムを構築し、入退会に伴う預託金の受払い処理や毎年7月1日現在で行っている会員の直近決算期の貸借対照表による純資産額の見直し作業に活用しています。

7. 統計データ処理環境

平成29年3月に投資教育事業の推進の一環として、統計処理環境の整備のため、Kinsaki-netのデータベースと連携したデータ処理サーバの構築を行いました。

(七) 各種刊行物の刊行等 ―刊行物の電子化及びオンデマンド出版化―

1. 刊行物刊行事業の概要と電子化への取組み

本協会は、協会事業の対象各分野について会員の理解を深め、事務効率化に資する等の観点から各種の刊行物を発行しています。平成21年度より、会員アンケートの結果を踏まえ、会員のニーズ、利用の便宜、協会の業務運営の効率化等の観点から、Kinsaki-net掲載等による電子化を中心とした効率化・高度化施策を講じています。

金融先物取引業務研修テキストの全面見直しによる電子化が平成26年度で完成し、全刊行物の電子化作業が一巡しました。

2. 各種刊行物の状況

平成28年度における各種刊行物の状況は、以下のとおりです。

(1) 会報

事務局の運営状況及び金融先物取引に関わる情報の発信を目的に、年4回、会報を定期に作成し、会員との情報伝達に用いるKinsaki-net上の電子ファイルにより、会員に発信していま

す。また、金融先物取引業や本協会の活動への理解を促進し、加えて投資教育を図ることを目的に、その内容の一部を一般向け協会ホームページに掲載しています。

(2) 金融先物取引関係法規集

(ア) 金融先物取引関係法規集

平成25年度より電子媒体での提供（Kinsaki-net 掲載）を行っています。紙媒体は、掲載法令等の追加等により、2分冊構成となっています。

会員、特別参加者には一部ずつ無償提供しています。

(イ) 金融先物取引関係法規集データベース

平成22年2月より「金融先物取引関係法規集データベース」の提供を行ってきましたが、最近の利用状況等を踏まえ、平成29年1月末をもって廃止しました。長い間のご愛用ありがとうございました。

(3) 金融先物取引業務マニュアル

会員の業務を支援するためのツールとして、「金融先物取引業務マニュアル」を作成しています。当マニュアルは、平成23年度より電子媒体により提供（Kinsaki-net 掲載）を行っています。なお、紙媒体を必要とする会員にはオンデマンド出版により提供しています。本マニュアルは、原則として年度ごとに内容を見直し、最新のものをKinsaki-netに掲載することとしています。

(4) 金融先物取引の知識

平成24年度より電子媒体での提供（Kinsaki-net 掲載）を行っています。また、紙媒体を必要とする会員には平成26年度からオンデマンド出版により提供しています。

平成28年度においては、投資教育事業計画に伴う海外教材翻訳を行っているため、改定を見合わせています。

(5) 資格試験問題の解説

平成25年度より電子媒体により提供（Kinsaki-net 掲載）を行ってきました。紙媒体を必要とする会員には、オンデマンド出版により提供しています。

3. 協会史の編集

平成元年8月に設立されて以来の本協会史作成を目指し、業務の適正化の観点に立ち、資料の収集等を進めています。

第四部 事業実施関係

(一) 自主規制実施関係

1. 会員監査及びモニタリング

(1) 監査体制

会員の監査については、平成4年の金融先物取引法の改正（平成4年7月20日施行）により、自主規制団体の自主規制機能強化の一環として本協会の業務に加えられました。現在においては、会員会社に臨場する実地監査とオフサイトで関係会員全体を対象とするモニタリングを行っています。

（別紙8 「平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）監査結果」参照）

(2) 実地監査

(ア) 実施状況

実地監査については、平成4年度から実施しています。平成28年度の実地監査実施件数は19社でした。

監査内容については、新たな法令諸規則及び発生した事故事例、監督当局の行政方針等を考慮し、適宜、ヒアリング項目の追加、ヒアリング深度を深める等、監査の実効性を上げるよう努めております。

実地監査に当たっては、会員の業務改善に資すること念頭に置き、監査体制についての判定基準を明確化するとともに、フォローアップ監査として、無予告監査の手法を取り入れるなどの監査体系と対応の整備をしています。

なお、「顧客本位の業務運営に関する原則」については、今後、実地監査を実施する際に、会員の同原則の導入状況について確認を行うこととしております。

(イ) 合同監査

このうち、取引所参加者である会員については、会員の負担軽減及び監査の効率化のために、東京金融取引所（平成17年度から）及び日本取引所自主規制法人（平成22年度から平成25年7月25日までは大阪証券取引所）との間で合同監査を行うことを原則としていました。平成28年度における合同監査実施件数は4社でした。（内訳は、東京金融取引所4社となっており、平成26年10月に大証FXが休止することとなったことにともない、日本取引所自主規制法人との合同監査はありませんでした。）

なお今般、東京金融取引所自主規制事務局より、本協会監査部に対して、来期以降は取引所単独で考査を行いたいとの申し入れがあり、当該申し入れに沿い、本協会としては合同検査を当面見合わせることにいたし、これまでの合同検査対象分についても、本協会会員としての実地監査によることとしました。

また、東京金融取引所に対しては会員の検査負担を考慮し考査スケジュールを調整する等の対応について依頼し、ご対応いただいております。

(ウ) 監査結果

平成28年度の監査結果をみると、おおむね適正な業務管理がなされていると認められま

したが、一部会員においては、顧客注文執行態勢の整備が不十分であった事例、顧客管理関係で顧客取引のモニタリングが不十分であった事例、社内規程の整備が不十分であった事例（注文執行態勢等）、内部監査関係で記録・証跡の残し方や事後フォローが不十分であった事案、また交付書面関係での不備、協会への報告に関する不備（システム障害報告の提出漏れ、出来高状況報告の計上漏れ）等が認められましたので、必要な指導を行うとともに、関係するポイントについては、会員セミナー等で注意喚起を行っています。

（3） モニタリング

（ア） モニタリングの概要

モニタリングについては、平成21年度以降、種々の規制見直しが実施されていく中で、大きな環境変化の下で会員の円滑な対応を確保し、業務運営を支援する等の観点から、対象項目に関係する全ての会員を対象としたオフサイトの書類監査等とその結果によりオンサイトの監査等を組み合わせて実施するモニタリングを導入することとし、体制整備の成果を活かし、平成22年7月より、モニタリングを行う体制（モニタリング担当）の整備を行い、運用を開始しているところです。

外国為替証拠金取引、通貨オプション取引等、本協会の自主規制事業の対象となる金融商品を取扱う会員全社に対して、各社の状況を把握するため調査項目を絞ったオフサイト調査を行い、その結果必要と認められるものについてオンサイトの特別監査や特別調査等を組み合わせて実施しています。

平成29年度監査計画にモニタリングの類型（書類監査、特別監査、概況調査、確認調査）を整理して織込みました。

（イ） モニタリング項目（オフサイトの調査項目）

平成28年度においては、以下の11項目についてモニタリングを実施しています。

- ① 事業報告書及び決算表の状況
- ② 自己資本規制比率等の状況（月次モニタリング帳票）
- ③ 区分管理信託の状況
- ④ 未収金発生状況及び残高状況（「（4）（ア）為替相場急変時等のロスカット等未収金の公表」参照）
- ⑤ システム障害の状況
- ⑥ 事故報告等の定款4条に基づく各種報告の内容確認
- ⑦ 損失補てんの確認申請及び事後報告の内容確認
- ⑧ 広告モニタリング（ホームページや雑誌の定期的な確認等）（「（4）（イ）広告モニタリング」参照）
- ⑨ 価格モニタリング（FX取引における提示価格や約定価格等が対象）（「（4）（ウ）価格モニタリング」参照）
- ⑩ 苦情の状況等
- ⑪ アフィリエイトモニタリング（FX取引及びBO取引に関して、会員から徴求したサイト情報（支払いが発生したアフィリエイト）を基にした内容の確認等）

(ウ) モニタリング結果によるオンサイトの特別監査等

- ① 特別監査（「(4) (オ) 特別監査」参照）
- ② 財務状況等の確認を行う各種調査（「(4) (カ) 特別調査」、「(4) (キ) 確認調査」、「(4) (ク) 概況調査」参照）

(4) モニタリング各論

(ア) 為替相場急変時等のロスカット等未収金の公表

- ① 為替相場急変時等のロスカット等未収金について、会員からの報告を基に本協会ホームページ上で発生件数及び金額を公表しています。
- ② 平成23年9月以来、個人顧客に係るロスカット等未収金発生状況を月単位で公表してきましたが、平成27年4月分より法人顧客分についても公表することとしました。
- ③ なお、多額のロスカット等未収金が発生するような相場急変が発生した場合には、必要に応じ個別事象ごとの発生状況を公表しています（※下表参照）。
- ④ また、平成28年6月23～24日（日本時間）に行われた英国の国民投票については「英国国民投票における対応について」（金先協平28第111号E）を発出し、会員に対し十分なリスク管理を行うよう促すとともに、当日のロスカット等未収金の発生状況（口座数、金額、取扱残高）については月次公表に含めて通常より早めの公表を実施するとともに、実態調査を行いました。
- ⑤ その他、金融政策決定会合（9月）、ポンドドル相場急落（10月）、米国大統領選挙（11月）、イタリア国民投票（12月）のそれぞれにおいて、未収金発生状況を速報ベースで把握する調査を実施しました。

(※) (参考) 個別事象ごとに公表したロスカット等未収金

2015年1月15日の相場急変に係るロスカット等未収金（速報値）

（スイスフラン相場の急変）

発生件数	発生金額（百万円）
1, 229	3, 388

2015年8月24日の相場急変に係るロスカット等未収金（速報値）

（南アフリカランド、米ドル相場の急変）

発生件数	発生金額（百万円）
4, 999	919

(イ) 広告モニタリング

- ① 外国為替証拠金取引や個人向け店頭バイナリーオプション取引については、勧誘規制の対象となるとともに、インターネット取引が主体となっていることから、広告モニタリングを行っています。

広告モニタリングとは、外国為替証拠金取引や個人向け店頭バイナリーオプション取引

を提供する会員が行う雑誌広告やアフィリエイト広告の確認や、監査部員1人あたり10社程度を割り振って会員のホームページを巡回するなどし、適宜、監査部内で情報共有を行い、必要に応じて会員に対し内容の修正を求めるなどの指導を行うものです。

会員ホームページ広告及びアフィリエイト広告に係る平成28年度の指導件数は会員17社に対し延べ36件行っており、当該指導内容は以下のとおりとなっています。

(参考) 広告モニタリングによる指導内容 (平成28年度)

広告の種類	延べ件数	内容概要
スプレッド広告	16	不適切な表示、更新が適切になされていない等。
アフィリエイト広告	10	LPに不適切な記載
ホームページ上の表記方法	8	不適切な表記。
比較広告	2	比較広告の適正性。
合計	36	—

また平成28年9月に、アフィリエイト広告・比較(ランキング)広告の利用状況・業務運用状況等についてアンケート形式による調査を行い、広告掲載サイト上での表現内容や広告審査マニュアル等に記載されている広告審査の実施・進捗状況等について確認し、必要に応じて修正・改善等の指導をしました。

- ② 本協会の統計調査に基づく「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」等の数値(協会公表数値)について、会員がホームページ等で広告に利用する際の注意事項をまとめた「統計調査に基づく「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」等に関する留意事項(金先協平27第60号E)」を平成27年4月16日に発出しています。

(ウ) 価格モニタリング

平成28年7月に、「英国民投票時の価格等に関する書類調査の実施について」(金先協平28第150号E)を発出し、同年6月に行われた英国の国民投票時の、特に相場変動の大きかった時間帯における各会員の提示価格・約定価格データを徴求し実態調査を行い、平成29年4月以降の学術連携(後述の「第四部、(十)、学術連携事業の状況」)にも活用しました。

(エ) 書類監査

平成22年度より、システムリスク管理態勢、緊急時事業継続態勢の整備状況、店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢の整備状況等について、適宜、必要と認められる事項に関して書類監査を行っています。

直近では本協会の業務取扱規則の改定も踏まえ、「店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢の整備に関する書類監査の実施について」(金先協平29第39号E)を平成29年3月13日に発出し、書類監査を行いました。

監査結果を踏まえ、必要があると認められる会員に対してはフォローを行う予定です。

(オ) 特別監査

平常時のモニタリング活動の中から、必要と認めた場合には特別監査を実施しています。

直近では店頭外国為替証拠金取引において処分事案が発生した会員1社に対し、内部管理態勢を確認するための特別監査を実施（平成27年11月）しました。

(カ) 特別調査

投資者の信頼確保の観点から、財務指標が一定の水準を割り込んだ会員及び仲介業務を開始した会員について特別調査を実施することとしています。

① 財務健全性の確保

平成24年度から自己資本規制比率、純資産額が一定の水準を割り込んでいる会員に対し、現状把握のため実地での特別調査を開始しています。平成28年度においては2社、特別調査を実施しました。また当該水準に近づいている複数の会員に対し定期的に財務体質強化策、事業見通し等についてヒアリングを行っています。

② 金融商品仲介業への対応

「金融商品仲介業者に関する規則」（平成24年11月22日第8回理事会決定、平成25年1月1日施行）及び関係諸規則においては、投資者保護に資するため、会員の金融商品仲介業務の委託に関し、金融商品仲介業者に遵守させるべき事項等を定め、仲介業務を委託した会員による指導及び監督を通じて、金融商品仲介業者における適正な業務運営を図ること等が規定されています。このような規制環境を踏まえ、仲介業務の委託を新たに開始した会員については、その業務が適切に実施されているかを確認するため、実地での特別調査を行うこととしています。

平成28年度において仲介業務の委託を新たに開始した会員はありませんでした。

(キ) 確認調査

平成26年度において不適正な報告事例が見られたこと等に顧み、顧客預り資産の保全、会員の財務内容の適正性を確保するため、新たに財務系を中心とした各種報告内容の正確性・適切性を確認する目的で、無作為抽出した既存会員への短期間の確認調査を行うこととしました。平成28年度の確認調査実施件数は8社でした。

(ク) 概況調査

平成20年度から、外国為替証拠金取引を取扱う新規入会会員に対し、財務状況等の適正性を確認するための概況調査を開始しました。平成28年度の実施先はありませんでした。

(5) その他

(ア) システムトレード関係

外国為替証拠金取引におけるプログラム選択型システムトレードに関し、投資家保護の観点から、取引開始前に顧客に十分説明した方が望ましいと思われる事項を「外国為替証拠金取引においてプログラム選択型システムトレードを提供する場合の留意事項」（金先協平27監第117号E）として、平成27年10月2日に会員向けに発出し、その後、書類調査、事後対応等を行ったところです。

今後とも、プログラム選択型システムトレードを開始する会員については、そのサービス内容についての実態把握を行うとともに、契約締結前交付書面について記載内容の確認を行ってまいります。

(イ) リスク管理態勢等に関する調査

金融庁から公表された「金融モニタリングレポート」（平成27年7月）及び「金融行政方針」（同年9月）において外国為替証拠金取引業者の為替リスク管理態勢について言及されている点を踏まえ、平成27年9月16日に「金融モニタリングレポートに関する調査の実施について」（金先協平27第160号E）を発出し、会員各社の自己ポジション管理状況や為替相場急変時の対応状況等について回答を求める調査を実施しました。

(ウ) 改正犯罪収益移転防止法への対応状況調査

平成28年10月に施行となる改正犯罪収益移転防止法への会員の対応状況について、同年8月に会員18社に対して調査を実施しました。対応が未完了の会員については施行日までに対応するようフォローを行いました。

(エ) 店頭法人FX取引に係る証拠金規制への対応状況調査

平成29年2月27日施行となった店頭法人FX取引に係る証拠金規制に関し、平成28年12月19日に「店頭法人FX取引に係る証拠金規制に関する書類調査の実施について」（金先協平28第243号E）を発出し、その準備・対応状況について調査を実施しました。またその後も施行日を迎えるまでの間、継続的にフォローし全社のレバレッジ設定方針、準備状況、障害時対応等の把握を行いました。

(オ) 監査マニュアルの整備

投資教育プロジェクトの一環として、会員への開示用監査マニュアルの整備に着手しました。平成28年度中に原案の作成が完了し、今後、リーガルチェック等の作業を進めてまいります。

(カ) その他

① 会員セミナー等

実地での監査、調査や書類監査等で指導した重要な項目については、会員セミナーや会報を通じて注意喚起を行うなどにより、会員全体の業務改善努力を支援しています。

② 「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」との連携

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、本協会からFINMACへ業務委託（第一種金融商品取引業務に係るあっせんを除く（「(四) 苦情・相談、あっせん事業」参照）を行っています。

FINMACとの間では、同法人発足当初からの取決めで、顧客に係るあっせん、苦情及び相談の状況の概要について月次で報告を受け、必要であると判断した事案については、さらに詳細な記録の提出を求め、会員への指導に活用しています。

また、平成26年度、平成27年度は、FINMACからの要請を受け、監査部職員を講師として派遣し、相談員を対象とした研修を行いました。平成28年度の実績はありませんでした。

（参考：その他外部団体への研修協力）

国民生活センター職員向け研修

海外の無登録業者による店頭バイナリーオプションを中心とした国民生活センターへの問合せが増加したことを背景に、同センターからの依頼により、平成26年8月20日にセンターの職員を対象に、外国為替証拠金取引及び個人向け店頭バイナリーオプションに関する研修を行いました。

③ 行政当局との連携

金融庁、関東財務局、本協会が参加する第1回定期意見交換会を平成27年9月28日（近畿財務局も参加）に、それ以降は四半期程度ごとに1回、金融先物取引に関する情報交換を行っています。

2. 会員及び外務員処分関係

(1) 規律委員会

(ア) 規律委員会の設置

会員及び外務員の処分関係の事務適正化のため、従来、業務委員会の所掌とされていた会員処分、外務員処分に関する事項を所掌する第三者委員で構成される委員会として、規律委員会が設置されています（平成24年3月30日第14回理事会決定、同年6月12日設置。）。

規律委員会は外部委員3名により構成されています。また、会員からの意見聴取のため、議決権を有しない専門委員が設けられ、自主規制部会部会長及び副部会長の3名が専門委員に委嘱されています。

(イ) 規律委員会の所掌

規律委員会では、会員及び外務員の個別処分事案の審議並びに処分関係の制度整備等の検討を所掌しています。

(ウ) 規律委員会の開催状況

平成28年度における規律委員会の開催状況は次の通りです。（4回開催）

（開催日）	（審議事項及び報告事項）
第13回：平成28年6月24日	会員処分関係の制度整備案
第14回：平成28年10月11日	会員の処分について（会員1社） 外務員の処分について（外務員1名）
第15回：平成28年11月24日	会員処分関係の制度整備案
第16回：平成28年12月13日	外務員処分関係の制度整備案 会員処分関係の制度整備案 外務員処分関係の制度整備案

(2) 処分状況

平成28年度において、本協会の定款等に基づいて行う会員又は外務員に対して行われた処分の状況は、以下のとおりです。

(ア) 会員処分

本協会定款に基づき、会員1社に対し過怠金の賦課の処分を行いました。なお、処分とあ

わせて当該会員に対し、法令諸規則等の厳守及び内部管理体制の充実、強化を徹底するよう勧告を行い、再発防止のための業務改善策について報告を徴求しました。

(イ) 外務員処分

金融商品取引法第64条の5及び外務員の登録等に関する規則に基づき、会員の外務員1名に対し職務停止等の処分を実施しました。

(注) 会員処分については、定款第19条第1項の規定に基づき実施しています。

外務員処分については、金融商品取引法第64条の7の委任事務として、同法第64条の5に基づき本協会規則「外務員の登録等に関する規則」第11条の処分を実施しています。また、本協会の処分として、同規則第6条に基づき処分を実施しています。

(3) 処分関係制度整備

(ア) 平成23年5月31日第3回理事会で、会員の処分量定基準について理事会決定がなされ、また、規律委員会の設置等について検討を進めることとされました。

(イ) 平成24年1月31日第12回理事会で、規律委員会の設置が具体化したことに伴い、処分関係の制度整備については、同委員会の審議を経て決定することとされました。

(ウ) 平成24年6月に設置された規律委員会において各般の検討が進められ、平成26年3月26日開催の同委員会において、これまでの検討を集約し、また、他協会における外務員処分関係の制度整備の動向を踏まえ、下記①から③の会員処分及び外務員処分関係の検討項目を含め、包括的に整備を検討することとされました。

① 会員処分関係の検討項目

- (i) 会員の処分手続等に関する定款規定の整備 (注)
- (ii) 不服申立制度の新設及び不服審査会規則の新設
- (iii) 会員の処分手続等に関する具体的な手続規則の新設
- (iv) 「会員処分量定基準」の正式施行及び「会員の処分に関する考え方」の理事会決議

(注) 定款規定の整備の検討項目については、以下のとおりです。

- ・不服審査会の設置
- ・過怠金の上限額の引上げ
- ・不当な利得相当額の回収制度の新設
- ・処分規定の明確化
- ・その他所要の規定変更

② 外務員処分関係の検討項目

- (i) 登録取消処分が行われた場合の資格取消処分の取扱い
- (ii) 外務員資格取消処分等についての聴聞手続・不服申立制度の新設
- (iii) 「外務員処分量定基準」及び「外務員の処分に関する考え方」の理事会決議

③ その他今後の検討項目

- (i) 不都合行為者に対する制裁規定の新設
- (ii) 登録取消処分を受けた会員の役職員に対する処分の新設
- (iii) 内部管理責任者に対する処分の検討

(エ) 以上の検討の結果、平成28年12月の第16回規律委員会において会員及び外務員処分関係の制度整備案が承認され、規則等については、平成29年3月13日の理事会にて了承されました。また、定款の一部変更については、平成29年3月28日の臨時総会において了承されました。

定款の一部変更、規則等の制定及び一部改正については、平成29年6月23日より施行することとしております。

(別紙9「処分関係制度整備の概要」参照)

3. 反社会的勢力への対応

平成26年6月4日付で、反社会的勢力による被害の防止に関し、金融庁において監督指針等の改正が行われました。反社会的勢力への対応については、従前より、実地監査の内部管理体制の整備状況の監査項目としており、引き続き重要な監査項目の一つとして取組んでいく予定です。

4. 無登録業者に関する施策

(1) 金融商品取引法上の対応

金融商品取引法に基づく登録のない海外業者（海外無登録業者）が、国内の投資家にFX取引等の勧誘を行っている状況に対しては、金融庁及び関東財務局において、業務をただちにやりやめるよう「警告書」を発出し、業者名を公表するなど、一般投資家に向け注意喚起が実施されています。

また、平成28年度の税制改正において、店頭デリバティブ取引に係る雑所得の課税の特例等の適用対象から無登録業者を相手として行う取引を除外する措置がとられることとなりました。

(2) 協会の対応

本協会としても、平成21年度に開催された金融庁と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員の意見交換会において述べられた意見を踏まえて、国内外の関係方面への連絡等の取組みを行い、平成28年12月に証券監督者国際機構（IOSCO）が公表した「IOSCOリテール向けOTCレバレッジ商品に係わる報告書」の中で、グローバルな問題として無登録業者問題が取り上げられています。

なお、現在までの主な対応としては、平成25年度においては、当局から既に警告書の発出を受けている業者を含め、取引の勧誘等を行っている状況が依然として認められていることを踏まえ、金融庁及び関東財務局から一般社団法人日本雑誌広告協会に対して、雑誌における海外無登録業者の広告に関し、掲載前に業者の商号・名称が金融庁（財務局）に登録されているか確認するなどの改善の申し入れについて本協会も副署を行いました。続いて、インターネット広告推進協議会に対するインターネット上の海外無登録業者の広告への対応（平成26年10月）及び一般社団法人日本クレジット協会に対して、カード利用者への注意喚起について（平成27年2月）、同様の枠組みにおいて改善の申し入れが行われました。また、平成26年度においては、一般向け協会ホームページでの注意喚起などを行ってきたところです。

5. 高齢者との取引への対応

高齢者とのFX取引においては、苦情・トラブル等の報告が目立ちつつあり、今後、高齢化が進展することが予想されている状況下、さらに苦情等が増加する懸念もあり、これらを契機として問題が深刻化する可能性がないとは言いきれません。

また、このような状況を踏まえ、本協会開催の平成28年12月2日大阪セミナーで、当局の指導があったことを受け、高齢者との取引に当たっては、取引開始時及びそれ以降の顧客管理において通常の顧客に対する場合より慎重な確認を行う等の管理態勢を整備することが望ましいと考えられます。本協会では会員に対して、平成29年3月、このような顧客に対してはより慎重な確認を行うなどの管理態勢を整備することが望ましい旨の注意喚起を行いました。

(二) 外務員登録関係及び内部管理責任者関係

1. 外務員登録の実施等

(1) 外務員登録の実施

外国為替証拠金取引等を金融先物取引法の所管に含めることとした平成17年7月の金融先物取引法改正（平成17年7月1日施行）において、金融先物取引の外務行為を行う者に対し、外務員登録制度が導入され、その登録に係る業務が国から本協会に委任されました（注1）。その後、平成19年9月に金融商品取引法が施行され、同法の下においても、引き続き委任が行われています。なお、本協会では、受任した登録業務に対し、登録を申請する会員から登録手数料を徴求しています。

本協会が登録業務を受任した以降、平成29年3月31日までに累計219,102名の外務員登録が行われ、同日現在の登録外務員数は、125,252人（注2）です。

平成28年度の処理件数は、外務員登録11,459件（新規・既存）を含め、23,544件、登録に伴う外務員登録手数料収入は約11百万円（注3）でした。

（注1） 金融庁ホームページ 金融商品取引法に基づく外務員の登録及び抹消（監督局 証券課）

平成29年3月末時点でのURL http://www.fsa.go.jp/koueki/s_houjin/08.pdf 参照。）

（注2） 直近の各年度末における外務員登録者数の推移

平成24年度末	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末
123,947人	119,837人	121,983人	123,733人	125,252人

（注3） 外務員登録手数料については、金融商品取引業等に関する内閣府令第256条により、1,000円と定められています。

(2) 委任事務の実施報告

平成21年度分より委任事務の処理報告を作成し、金融庁監督局証券課に提出しています。平成28年度分についても、平成29年6月の通常総会の審議を経て提出します。

（別紙10 「金融商品取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について（平成28年度）」参照）

2. 外務員資格試験及び外務員資格更新研修試験

(1) 外務員資格試験

(ア) 概要

金融先物取引法における外務員登録制度は、平成17年の金融先物取引法の改正（平成17年7月1日施行）により制度化されましたが、このうち外国為替証拠金取引については、制度改正の趣旨が規制強化（平成17年6月27日理事会第1号議案決議）であることを踏まえ、本協会において、当該取引を取扱う外務員に対して資格試験合格を登録要件とすることとされました。（『外務員の登録等に関する規則』に関する細則」（平成17年6月27日第3回理事会決定、平成27年5月28日最終改正））

(イ) 外務員登録に試験合格を要件とする者の範囲

制度導入以降、外務員登録に資格試験の合格（下記「4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況」参照）を登録要件としていたのは外国為替証拠金取引を取扱う外務員に限ってきましたが、平成25年1月より、仲介業を行う役員等に、平成25年8月より個人向け店頭バイナリーオプション取引を取扱う外務員についても、委任者と協議の上、同資格試験の合格を登録要件とする外務員としました。

(ウ) 試験問題の見直し

上記（イ）の資格試験合格を要件とする範囲の拡大に際して、資格試験の問題を見直しました。Kinsaki-netに掲載している資格試験問題の付属の解説については、適宜点検、整理等を行います。

(2) 外務員資格更新研修試験の概要

登録を受けている外務員（外務員登録時に資格試験合格を要件とする者に限ります。）に対して、その登録を受けた日を基準として5年目が経過した場合、又は、新たに外務員の登録をする者が過去2年の間に外務員資格試験等に合格していない場合には、外務員資格更新研修の受講を義務付ける「外務員資格更新研修試験制度」を導入しています。

3. 内部管理責任者関係

(1) 内部管理責任者制度及び内部管理責任者資格試験

「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」（平成7年12月12日第7回理事会決定、平成24年11月22日最終改正）により、会員は、金融先物取引業務について、金融商品取引法その他の関係法令及び本協会規則等の遵守を確保し、投資者の保護と業務の適正な運営を図る見地から、内部管理体制を整備することとされており、その就任者として本協会が実施する内部管理責任者資格試験（平成9年2月から実施）に合格した内部管理責任者を設置すること等が規定されています。

(2) 内部管理担当役員等及び内部管理責任者の報告

会員は、「金融先物取引業務の内部管理責任者等に関する規則」第7条により、内部管理担

当役員等及び内部管理責任者について、毎年9月末及び3月末現在の配置状況を協会に報告することとなっています。

平成29年3月末現在、会員143社における内部管理担当役員等及び内部管理責任者の配置状況は、内部管理担当役員等158名、内部管理責任者706名となっています。

4. 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

本協会の実施している外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験は、随時受験可能なオンライン方式により、全国各都道府県150箇所余り（平成29年3月末現在）で実施されています。

（別紙11 「外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況」参照）

（1） 外務員資格試験の実施状況

平成28年度における試験実施状況は、受験者数1,006人に対し、合格者数1,001人となりました。なお、平成29年3月末までの累計受験者数は23,930人で、合格者数は、22,101人です。

（2） 外務員資格更新研修試験の実施状況

平成28年度における試験実施状況は、受験者数637人に対し、合格者数631人となりました。なお、平成29年3月末までの累計受験者数は3,411人で、合格者数は3,343人です。

（3） 内部管理責任者資格試験の実施状況

平成28年度における試験実施状況は、受験者数328人に対し、合格者数328人となりました。なお、平成29年3月末までの累計受験者数は11,756人で、合格者数は、9,774人です。

（三） 自主規制ルール関係

1. 自主規制ルールの制定改正手続き等

（1） 自主規制委員会、同部会

自主規制委員会は、会員及び特別参加者の代表者（役員を含みます。）、会員代表者以外から選任された理事並びに学識経験者から構成され、次に掲げる事項のうち重要なものについて、会長の諮問に応じ又は会長に意見を述べることができます（委員会規則第3条）。

（ア） 金融先物取引業に係る自主規制ルールに関する事項

（イ） 金融先物取引業の業務に対する投資者からの苦情の処理に関する事項

また、自主規制委員会の下に、自主規制部会が置かれています。

平成28年度における開催状況については別紙3「総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等」のとおり、自主規制部会は平成28年8月、平成29年1月に招集開催されたほか、同委員会については平成29年2月22日に招集開催がされました。（「第一部、（二）、4.、（1）、（エ）自主規制委員会・部会」参照）

(2) パブリックコメントの手続きの実施

平成25年度において、自主規制ルールの制定、改正に際して、国民、事業者等の多様な意見を把握するとともにそれらを考慮して意思決定を行うべく、パブリックコメント手続きを導入しました（実施要領について、平成26年1月30日理事会報告）。

平成28年度は、8月に金融先物取引業務取扱規則の一部改正案（為替リスク管理態勢の整備等）及び個人情報の保護に関する指針の一部改正案について行ったパブリックコメント募集において、前者に係る参考資料中の字句修正に関する意見等があり、対応しました。

また、平成29年1月に定款の変更、会員処分制度整備関係及び外務員処分制度整備関係についてパブリックコメントの募集を行いました。意見等はありませんでした。

2. 商品別の自主規制審議体組織

(1) FX幹事会

(ア) FX幹事会の概要

平成21年度からの外国為替証拠金取引における各種の規制見直しに対して、業務部会及び自主規制部会の下に同取引に関する自主規制ルールを審議する会員組織として、FX専門部会（仮称）が設けられ、その後、外国為替証拠金取引（FX）部会及び同幹事会として位置づけられました。その後、同幹事会を中心に、新制度への円滑な移行と定着を図り、投資者の信頼の確保向上を期するため、広範なルール作りを行ってきました。平成26年度においては、7月にFX部会及びFX部会幹事会を一本化し、新たにFX幹事会として位置づけ、その後も、継続的に自主規制規則及びガイドラインの整備を進めています。

（別紙12「FX取引に関するこれまでの主な施策」参照）

(イ) 平成28年度実績

① 規則改正

平成27年度下半期に引き続き、為替リスク管理態勢の整備等に係る規則改正等について検討し、「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正が行われました。（平成28年10月7日理事会決定、平成29年4月3日施行。）また、同管理態勢の整備として、ストレステスト・ワーキンググループで取りまとめられたストレステストの継続的实施に係る規則案について検討し、自主規制部会への付議を決定しました。（平成29年3月29日第21回FX幹事会。）

② サイバーセキュリティセミナー

平成28年6月1日に、外国為替証拠金取引取扱会員による全体会合として、外国為替証拠金取引を取り扱っている関東財務局管轄の会員を対象に、証券取引等監視委員会より講師を招き、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」に基づく、官民一体となった金融システム全体の強靱化の向上を目的とした、「外国為替証拠金取引取扱会員向けサイバーセキュリティセミナー」を開催しました。

(2) 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会（BO作業部会）

(ア) BO作業部会の概要

個人向け店頭バイナリーオプション取引において、取引価格計算は高度な専門的知識が必要なことから、投資家には口座開設時にテストを義務付け、また、投資家との情報非対称性を低減するため、顧客損益情報の各社別開示を義務付けています。このようなBOオプションに係る討議の場として平成24年9月に組織されたワーキンググループを前身とし、個人向け店頭バイナリーオプション取引の商品別部会として、平成25年7月に組織されました。

（別紙13「個人向けバイナリーオプション取引にかかる自主規制の取組み状況」参照）

(イ) 平成28年度実績

個人向け店頭バイナリーオプション取引の規制が導入されて以降毎年報告しているバイナリーオプションレポートを作成し、平成29年4月の会報に掲載いたしました。

作業部会員からの提言を受け、バイナリーオプションの取引価格について論点の整理を行っています。

3. 平成28年度における自主規制ルールの制定改正等

(1) 自主規制ルールの制定改正等

平成28年度においては、9件という多数の自主規制規則の制定改正等が行われています。その内容は次の3つの柱からなっています。

(ア) リスク管理関係

① 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正（外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備等）

平成27年1月のスイスフラン・ショック、その後の他通貨における大きな相場変動の発生等を受けて、本協会では、同年7月に金融庁により公表された金融モニタリングレポートの内容を踏まえた上で、会員における為替変動リスクに対する管理態勢の整備や、顧客への説明強化を自主規制ルールに盛り込むべく、「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正を行いました（平成28年10月7日理事会決定、平成29年4月3日施行）。

② 「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則」（外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係）の一部改正

平成24年11月の「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正において外国為替証拠金取引を定義する規定の項番号が変更されていることに伴い、「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則」の中で当該規定番号を引用している箇所について削除しました（平成28年10月7日理事会決定、即日施行）。

(イ) 処分関係制度整備

① 「会員に対する処分等に係る手続に関する規則」の制定

定款第19条第10項に規定する規則として、弁明の手続き、会員に対する処分通知の手続き、不服申立ての手続きについて「会員に対する処分等に係る手続に関する規則」を制定しました（平成29年3月13日理事会決定、平成29年6月23日施行）。

② 「不服審査会規則」の制定

定款第41条の2第4項に規定する規則として、不服審査会について必要な事項について規定するため、「不服審査会規則」を制定しました（平成29年3月13日理事会決定、平成29年6月23日施行）。

③ 「外務員の登録等に関する規則」の一部改正

「外務員の登録等に関する規則」第6条（外務員資格の取消し、停止処分）について、弁明の手続き及び不服申立制度を新設するため、「外務員の登録等に関する規則」の一部改正を行いました（平成29年3月13日理事会決定、平成29年6月23日施行）。

④ 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正

「金融商品仲介業者に関する規則」第21条（外務員資格の取消し、停止処分）について、弁明の手続き及び不服申立制度を新設するため、「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正を行いました（平成29年3月13日理事会決定、平成29年6月23日施行）。

⑤ 「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」の制定

「外務員の登録等に関する規則」第6条の3に規定する細則として、弁明の手続き、会員に対する処分通知の手続き、不服申立ての手続きについて「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」を制定しました（平成29年3月13日理事会決定、平成29年6月23日施行）。

⑥ 「金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」の制定

「金融商品仲介業者に関する規則」第21条の3に規定する細則として、弁明の手続き、会員に対する処分通知の手続き、不服申立ての手続きについて「金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」を制定しました（平成29年3月13日理事会決定、平成29年6月23日施行）。

(ウ) 個人情報保護関係

「個人情報の保護に関する指針」の一部改正

「個人情報の保護に関する指針」の一部を改正し、会員が特定個人情報を漏えいした際には金融庁への報告に加え、個人情報保護委員会へも報告する旨を追加しています（平成28年10月7日理事会決定、即日施行）。

(2) 今後の自主規制ルールの制定改正等の予定

平成29年5月30日開催予定の理事会において、以下の規則の制定改正の審議が予定されています。

① 「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の制定の件

本協会の会員が取扱う金融先物取引は、これまで金融・資本市場の発展に重要な役割を果たしてきており、今後も増々その重要性は高まるものと考えられます。そうした社会との関係において、会員役職員の行動の基礎を示すものが企業倫理であるため、金融先物取引業に従事する者が倫理をわきまえ、役職員に倫理を遵守させることは重要であり、金融商品取引法においては金融商品取引業者に対し誠実・公正義務が規定されています。

期を同じくして本協会では、平成28年度より投資教育事業に取り組むこととなり、当

該事業の一環として、上述の金融行政にも応え得るものとして「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」の制定を進めています（施行日は平成30年4月1日を予定）。

（参考） 従来より金融庁では「プリンシプル・ベース」に軸足を置いた金融行政が展開され、今年初には「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」のパブリックコメントが実施されたことから総じて企業倫理に基づいた行動が求められているものと考えられます。

② 「個人情報保護に関する指針」の一部改正の件

改正個人情報保護法等並びに個人情報の保護に関する法律についての関連ガイドライン及び金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等が全面施行されることから、これらを踏まえて当該指針を改正するものです（施行日は平成29年5月30日を予定）。

③ 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件（外国為替証拠金取引における為替リスクに係るストレステストの継続的実施関係）

平成27年1月のスイスフラン・ショック以降の外国為替証拠金取引を取り扱う会員の為替リスク管理態勢の整備の一環として、当該取引における為替リスクに関するストレステストの継続的実施を自主規制ルールとして定めるべく、金融先物取引業務取扱規則の一部改正を行うものです（施行日は平成29年10月1日を予定）。

(3) 自主規制ルールの制定、改正に関する資料の整備

自主規制ルールの制定、改正に際しては、制定改正の経緯、条文などの解釈、これを受けた会員の社内規定の例示等、統一した項目だてにより資料を作成し、Kinsaki-net を通じて会員へ開示するよう努めています。

(4) 自主規制ルールの定期的見直し

(ア) 協会の定める自主規制ルールについて、金融先物取引を巡る環境変化に対応するべく、継続的に見直し、改善を行う必要があるとの考えから、平成24年度より、定期的に既存の自主規制規則等の改廃や新たな自主規制規則等の制定の必要性等に関して、会員からの意見等を募集し、自主規制規則等の整備へ反映していくこととしています。

(イ) 平成28年度は、1月に意見等の募集を行い、犯罪による収益の移転防止に関する法律に関するQ&Aの作成に関する意見がありました。（平成29年4月に当該意見を踏まえ、会員向けに通知文書を発出しました。）

4. FX取扱会員における為替リスク管理態勢の課題への対応

(1) 法人顧客に対する証拠金規制

(ア) 経緯

平成28年4月6日、金融庁から、法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、店頭FX取扱会員の適切なリスク管理の観点から、証拠金に係るルールを整備するため、内閣府令及び監督指針の改正案が公表されました。

具体的には、内閣府令等においては、必要証拠金率の算出方法を定め、店頭FX取扱会員はこれに基づき、各週、必要証拠金率を算出したうえで、法人顧客に対し当該必要証拠金率

以上の証拠金を求めることが必要となります。

一方、これに関して監督指針では、必要証拠金率の算出に係る留意事項として、自社で算出を行う場合とともに、外部委託する場合、及び金融商品取引業協会が算出・公表したものを利用する場合について定められたところです。

このような展開を踏まえ、会員から本協会の算出・公表を求める声が實際上、多数寄せられ、これに対応し、本協会は、当該監督指針の改正等を受け、法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、必要証拠金率の算出・公表する業務を行うこととし、下記の参考1の通り、平成28年3月30日開催の第14回FX幹事会にて、本協会の対応を説明しました。

(イ) 本協会の計算方法

本協会における証拠金率の計算方法については、下記の参考2の通り、平成28年7月9日開催のFX幹事会にて説明しました。

(ウ) 算出業務の外部委託

① 外部委託とする理由

協会単独で算出業務を行うか、外務委託を行うかの検討については、当局とも相談しながら、以下の3つの基準を設けて検討しました。

- ・ 価格データの品質（経済的な実態を反映する要素を含み、観測可能な取引に裏付けられたデータであること。）
- ・ 業務の継続性（算出等の業務を安定的に持続可能であること。）
- ・ 費用（協会として実施可能であること。）

検討の結果、協会単独算出の場合、証拠金率の計算プログラムの開発や公表のためのインフラ整備の費用の見積もりから、単独で行うことは困難であると考え、外部委託することを選択しました。

② 外部委託先の検討

外部委託先としては、NEX Data Services Limited (2 Broadgate, London, UK : 平成28年12月30日に、ICAP Global Information Service より商号変更。以下、「NEX Data」といいます。)を選定することとしました。

外部委託先の選定に当たっても、上記と同様な3つの選定基準を設けて検討した結果、前述の価格データの品質の面で、東京外国為替市場における電子ブローキングも含めたブローカー経由のスポット取引のシェアが、主要通貨で9割前後と高いEBS社からデータを取得でき、主要通貨において取引価格及び取引数量から算出されるある時間帯のVWAP（出来高加重平均*）された価格を算出できるのは上記委託先の1社しかいないと判断したこと、また、当社は算出等の業務を継続して行える体制が整っていること、委託費用の面からも実施可能であることから、NEX Dataを選定することとしました。

※ 公正な外国為替価格（ベンチマークレート、インデックスレート）は、平成25年7月17日にIOSCO（証券監督者国際機構）が公表した、『金融指標に関する最終報告書』を受けてFSB（Financial Stability Board）により検討された『Foreign Exchange Benchmarks Final Report, 30 September 2014』に示された手法により組成されることが

望ましいとされています。VWAPはその一手法として、実際に取りされた価格と数量を反映させ、恣意的に操作させることが困難な算出手法として紹介されており、学術連携事業にご参加いただいている神戸大学大学院経済学研究科岩壺健太郎教授からも同様なご示唆をいただいています。

③ ベンチマークとの関連について

協会が法人レバレッジ規制に伴い開始する為替リスク想定比率、いわゆる法人レバレッジ倍率の算出は、外国為替市場の変動、市場のボラティリティーの考え方を基にした根拠法令の趣旨に鑑み、次の3点に配慮いたしました。まずは、複数のFX取扱会員の方が利用することを考えますと、利用する各社が可能な限り共通、共有できる市場の価格であること。次に、為替リスク想定比率はデータを蓄積し、それに基づいた算出のため、可能な限り変更・訂正が起こらない価格であること。最後になりますが、LIBORやRMW4などのベンチマーク価格の公正性に関する問題が、金利、為替市場で起きました。そのため可能な限り公正性を担保できる作成方法に配慮しました。もちろん、ある時点の価格そのものを為替リスク想定比率として利用するのではなく、金融庁告示で示されたように価格をデータ化して二次利用しますので問題となったベンチマークとは性質が異なります。しかし、近時、外国為替市場においても公正・適切性の要請が高まっており、その中での新たな数値の公表となりますので、ベンチマークに関するIOSCOの原則や、FSBの提言に配慮した価格作成方法といたしました(平成28年11月14日、理事会説明抜粋)。

④ 平成16年以降の外部委託先・発注先選定基準における随意契約に関する基準

- ・ 随意契約に関しては、平成16年以降、外部委託先・発注先の選定に当たり、契約金額等が50万円以上であること、継続的、反復的な取扱いを必要とするもの、委託業務の性格上、競争になじまないもの等の事情により、特定業者を選定して随意契約する場合には、その理由を付して決裁を受けるものとしています。
- ・ 特定業者の選定に際しては、局内において総合評価会議を開催し、担当部長、統括役、専務理事の決裁を受けて実施しています。

⑤ 緊急時対応等について

本協会公表の為替リスク想定比率を利用する場合における緊急時対応及びそのフローについてKinsaki-netにて公表するとともに、各会員のBCPに供することを目的に、本協会が府令及び告示に基づき算出・公表している為替リスク想定比率と同じ計算方法により、当該比率を計算することができるプログラムを配布しました。

⑥ その他

本協会が算出を行う法人レバレッジデータについて、ウェブページを通じて会員等に提供するにあたり、そのテストページを10月に開設いたしました。また、一般投資家への周知・説明等の一助として、リンク設定を自由とした証拠金規制に係る説明ウェブページ

もあわせて新設しました。

(エ) 為替リスク想定比率の公表

法人向け証拠金率は、通貨市場のボラティリティーを反映したものとなることから、広く一般投資家も、通貨ペア別に異なった法人向け証拠金率の情報によって、変動する各通貨市場のボラティリティーを意識し、通貨市場の変動リスクを認識することが可能となるものと考えます。

このような公共性の点も鑑み、利益相反のないニュートラルな機関として、一般投資家に市場情報を公表し、投資家の情報非対称性の減少に努めることとしました。

為替リスク想定比率及びレバレッジの公表については、一般向け協会ホームページ及びKinsaki-netにて、平成29年2月17日より開始しました。なお、2月17日現在における協会公表によるレバレッジ使用者数は、法人取引を扱っている会員47社中42社でした。

一般向け協会ホームページ：<https://ffaj.nexdata.com/jp/>

(参考1：平成28年3月30日 第14回FX幹事会)

法人向け証拠金規制について

1. 金商業等府令、金融庁告示による法人向け証拠金規制の概要

(1) 最低証拠金率算出の概要

- ・店頭外国為替証拠金取引の法人（金融商品取引業者等を除く）口座取引を対象
- ・為替リスク想定比率を、金融庁が定める定量的計算モデルを用いて算出
- ・モデルは、信頼水準を片側99%、保有期間1日以上として算出
- ・算出に用いるヒストリカル・データは、直近26週、又は130週を対象とした数値
- ・算出の結果どちらか高い数値を採用
- ・少なくとも毎週1回更新
- ・通貨ペア別に算出

(2) 公布、施行時期

- ・近々バブコメを予定
- ・施行までの期間は、業者よりのヒヤリング結果を反映（概ね9か月間か）

(3) 法人向け証拠金率の算出

- ・外部委託による算出も可能

2. 協会の対応

- ・法人取引取扱い会員からのご要望、及びご当局との協議のうえ、協会において法人向け証

拠金率を算出し、当該会員への提供とともに協会ホームページなどで公表を行う（算出方法に係る説明は別紙）。

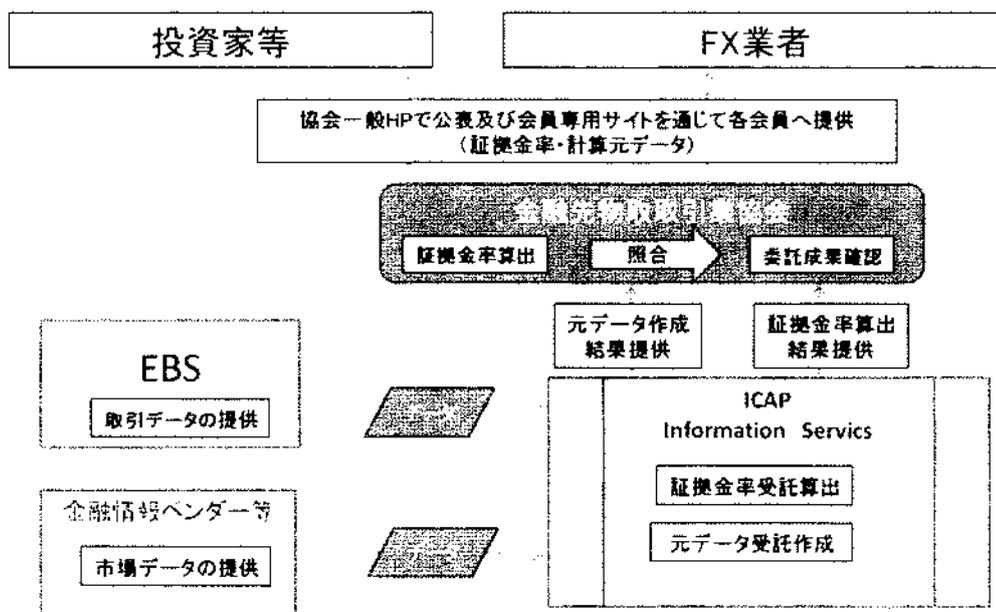
- ・協会が証拠金率のデータを提供することについては、ご当局にもデータ取扱いの適切性等を踏まえ、ご理解、ご評価いただいている。
- ・算出される法人向け証拠金率は、通貨市場のボラティリティーを反映したものとなり、各社の為替リスク管理に資する。
- ・また、広く一般投資家も、通貨ペア別に異なった法人向け証拠金率情報によって、変動する通貨市場のボラティリティーを意識し、通貨市場の変動リスクを認識することが可能となる。
- ・上記のように公共性の点も鑑み、利益相反のないニュートラルな機関として、投資家に市場情報を公表し、投資家の情報非対称性の減少に努める。

以上

（別紙）

法人向け証拠金率算出に係る協会案

- ・ICAP Global Information Service が提供するインターバンク市場のデータを用いて、協会が作成した定量的計算モデルに基づき計算
- ・現在の案では、東京時間午後3時を基準とし、金曜日夜までには翌々週から適用される証拠金率を利用会社に伝達



※ 会員は、ICAP が提供する API サービスの利用により、協会が確認した法人向け証拠金率算出結果等を ICAP から直接取得することも選択可能。

※ ICAP Global Information Service は、平成 28 年 12 月 30 日に、NEX Data Services Limited へ商号変更をしております。

(参考 2 : 平成 28 年 7 月 29 日 第 17 回 F X 幹事会抜粋)

協会が公表する法人店頭 F X 証拠金率の計算方法等 (案)

I. VWAP の算出	<p>① 会員が取り扱う通貨ペアについて、ICAP Global Information Services (以下「GIS」という。) が通貨ペアごとに各営業日 15 時の前後 2 分 30 秒の VWAP を算出する。VWAP 算出は、EBS Market プラットフォームの取引データを用いる。 (VWAP 算出に必要なデータが十分にとれない場合は、GIS が事前の取り決めにより段階的な代替手段を以ってレートを生成し、以下の証拠金率算出に用いる。)</p>
II. 直近 26 週を対象とした数値の計算	<p>② 基準日が属する週から起算して過去 26 週の各営業日において、当日 VWAP ÷ 前日 VWAP の結果の自然対数を求める。 ③ ② の標準偏差を求め、片側 99% をカバーするため、それに 2.33 を掛ける。</p>
III. 直近 130 週を対象とした数値の計算	<p>④ 基準日が属する週から起算して過去 130 週の各営業日において、当日 VWAP ÷ 前日 VWAP の結果の自然対数を求める。 ⑤ ④ の標準偏差を求め、片側 99% をカバーするため、それに 2.33 を掛ける。</p>
IV. 適用証拠金率の決定	<p>⑥ ③ と ⑤ を比べ、大きい方を適用すべき証拠金率とする。</p>
V. 証拠金率の公表	<p>⑦ ⑥ の証拠金率及びそれをレバレッジになおしたものを一般に公表する。 証拠金率は、⑥ × 100 の値の小数点第 3 位を切り上げたものを公表。 レバレッジは、公表する証拠金率の逆数 × 100 の値の小数点第 3 位以下を切り捨てたものを公表する。 なお、証拠金率計算の基となる VWAP データについても公表する。</p>

(参考3：為替リスク想定比率算出・公表業務の概要)

(参考) (為替リスク想定比率算出・公表業務の概要)

- (a) (NEX Data Services 社への業務委託契約 (委託料年間 600 万円)) 契約締結に当たっては、初めての海外事業法人との契約であることに顧み、関係方面及び法律顧問である弁護士との協議を行いつつ実施しました。
- (b) (協会の公表する為替リスク想定比率の指標の性格等) NEX Data Services 社が作成する東京市場午後 3 時前後における過去 130 週分の取引データを基に告示に示すところにより算出するものであることから、コンプライアンス等を含め適正かつ効率的な運営に努めて参ります。
- また、上記の算出・公表業務は、本協会の業務のうち、1. 金融先物取引業務の適正化業務及び6. 広報、刊行物の発行業務と位置付けています。
- (c) (協会の対応) このように NEX のデータを基とする本件の為替リスク想定比率の国内・国際的な諸規制との関係について、関係当局の指導を得つつ適切に対応して参ります。また、協会においては、当該業務に係る規程及び態勢の整備、算出・公表ができない等の緊急時対応を定めた BCP プランの作成等を行っております。本件につきましては、本協会としまして、今般の広範な規制見直しの中で、円滑かつ速やかな対応に努めているところであり、なお、未経験なところがありますが、将来にわたり適正かつ効率的な運営に引続き努力して参ります。

(2) ストレステスト

(ア) 平成 27 年 7 月に公表された金融モニタリングレポートにおいて、「FX 業者においては、より高度なリスク管理を行う観点から、潜在的に発生し得る相場変動のリスクやカバー取引先の破綻等による影響を想定したストレステストを実施するとともに、その結果を踏まえた財務基盤の強化に努めることが望ましい。」とされ、また、同年 9 月公表の「平成 27 事務年度金融行政方針」では、「金融先物取引業協会と連携しつつ、FX 業者に対し、相場急変時をも念頭に置いた為替リスク管理態勢の強化を促していく。」とされました。

また、以下の通り、平成 27 年 11 月の FX 幹事会にて当局の考え方を説明いたしました。

(平成 27 年 11 月 11 日開催 第 9 回 FX 幹事会【資料 2-4】抜粋)

「FX 幹事会 (主旨説明) 法人レバレッジ、及びストレス・テストについて」

ストレス・テストについて

(1) 金融庁証券課長 来協 (2015 年 10 月 30 日 (金))

先般の意見交換会において、各社の取組みに任せるのではなく、協会・当局が率先して議論してほしい、との意見があったところ。

また、同様の意見は、我々のヒアリングにおいても聞こえてきている。

金融庁としても、ストレス・テストの実施等について、各社任せにするのではなく、協会・当局がある程度道筋を示していくなど、主体的に議論に関わっていくべきと考えてい

る。

当局としては協会と連携し、未収金の発生や自己ポジションがさらされるリスク、カバー先の破綻リスクなどのカウンターパーティーリスクなどを考慮したストレス・テストについて、一定のあしなみをそろえた統一的なものを使用したほうが良いと考えており、以下により実施していきたい。

(2) スケジュール

- ① 2016年2月中旬までにストレスシナリオの考え方を提示するとともにベストプラクティスを作成する。
- ② それを協会から示して各会員にストレス・テストを1回実施する。
- ③ 6月までにその結果について分析、有効性の検証（当局、協会）を行う。
- ④ 7月以降
リスク分散や財務基盤の強化などの個別業者の対応について議論していきたいと考える。

(イ) これらを受けて、FX幹事会社の参加によるストレステストに関するワークショップを平成27年11月から12月にかけて3回開催して検討を行い、当局や本協会、各会員の意見も踏まえて、相場変動のリスク等を想定したストレステストの実施について、目指すべきベストプラクティスの出発点として平成28年2月に「ストレステストの実施要領」として取りまとめを行い、同月に、対象となる会員については、当該実施要領にそってストレステストを実施していただきました。当該ストレステストの実施を通じ、自社の潜在的なリスクを認識することによって、各社が目指すより優れた為替リスク管理の実施につながるものと考えております。

なお、平成28年9月15日金融庁から公表された金融レポートでは、「平成27事務年度においては、金融先物取引業協会が中心となり、①未カバーポジションに対するリスク、②差入証拠金（未収金）の発生リスク、③カバー取引先の破綻リスクについて、共通のストレスシナリオを策定し、FX業者が同シナリオに基づくストレステストを実施するに至った。これにより、業界全体におけるリスク管理の重要性への認識向上が図られた。」とされました。

(ウ) 平成28年10月よりは、ストレステストワーキンググループが組織され、ストレステストを今後、継続的に実施するための実施要領の改訂、テストの結果を踏まえたより効果的な社内管理態勢の構築等を目指して、集中的に審議していただくこととされました。この背景としては、平成28年2月に実施したストレステストについては、FX取引のリスク管理上有用であることが認められたものの、その実施にあたっては、実施要領についての所要の改定が必要と認められたこと、将来的には各社各様のストレステストの実施を通じて、為替リスク管理のための社内態勢の構築がプリンシプルベースでなされることが期待されますが、現時点では、まず今回実施した結果を受けて、自社の取締役会などで実質的な議論がなされることが必要であると考えられたこと、また、今回初めてストレステストを実施したという会員もある中で、当面は各社共通のストレステストの実施を通じて業界全体の意識の向

上、テスト実施への習熟等をしていくことが重要ではないかと考えられたことによるものです。

同ワーキングは全3回開催され、ストレステストの実施要領の改訂、及び協会業務取扱規則においてストレステストの継続的实施を定めた改定案が策定され、平成29年3月開催のFX幹事会の審議で承認されました。

(3) その他の論点等

上述の通り、金融モニタリングレポートに示されたFX取引についてのリスク管理関係の論点について、本協会では、平成27年9月において各会員へのアンケート調査及びこれに基づく論点整理を行い、以下の7点の論点整理を取りまとめ対応の検討を進めてきました。

論点1：為替リスク管理態勢について

論点2：ストレステストについて

論点3：カバー取引先について

論点4：為替相場急変時の対応について

論点5：約定訂正について

論点6：法人顧客のレバレッジについて

論点7：法人顧客の口座開設基準について

(別紙14 「FX取引に係る金融モニタリングレポートに関する調査等に係る論点(平成27年11月20日第10回FX幹事会提出資料)」参照)

平成28年度上期においては、論点2のストレステスト、及び論点6の法人顧客のレバレッジについては、上記の(2)及び(1)の対応を行い、それ以外の論点については、FX幹事会にて、為替リスク管理態勢に係る自主規制規則の制定等の対応を行いました。

(参考) 制定等を行った自主規制規則

「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正(平成28年10月7日理事会決定、平成29年4月3日施行)

(四) 苦情・相談、あっせん事業

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務については、平成22年2月以降、「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)」へ業務委託を開始しました。その際、職員2名が移籍しました。

その後、平成23年4月1日より、FINMACが指定紛争解決機関となったことに伴い、第一種金融商品取引業に係るあっせんについては、FINMACの独自業務となりました。他方、苦情相談、あっせんのうち、第二種金融商品取引業務及び登録金融機関業務に係るものについては、引き続き本協会から業務委託を行っています。

(平成28年度における苦情・相談、あっせんの状況は、別紙15「あっせん・苦情・相談処理状況」参照)

また、FINMACとは紛争解決等業務の委託等に関する協定を締結し、紛争解決等業務

の実施に要する費用の負担をしています。

(五) サイバーセキュリティ

1. サイバーセキュリティに関する本協会の対応方針

平成27年4月に金融庁により「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が改正され、同7月には「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針について」が公表されるなど、金融分野においてもサイバーセキュリティの一層の強化が求められている中、本協会では、当面の対応方針を取りまとめ「サイバーセキュリティへの取組みの件」として、平成28年3月30日の理事会に報告しました。

当該対応方針には、平成28年度より、一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター（以下「JPCERT」といいます。）が提供する「早期警戒情報」を本協会にて取得して会員へ伝達すること、公益財団法人金融情報システムセンターが刊行している「金融機関等コンピュータシステムの安全対策基準・解説書」のサイバーセキュリティに関する記述の解釈について、本協会を通じて当該団体に確認できるよう、会員からの問合せ受付窓口を設けること等が盛り込まれています。

なお、平成28年6月より JPCERT の「早期警戒情報」のうち、インディケータ情報（注）については協会経由での会員提供は行わないこととなり、当該情報を希望する会員は、JPCERT から直接「早期警戒情報」を取得する仕組みに変更となりました。

（注） 「インディケータ」は、APT の可能性がある攻撃、または、攻撃の準備活動を選り分けるためのデータまたは情報のことをいいます。

（参考）平成28年3月30日の理事会報告

○ 報告事項

1. サイバーセキュリティへの取組みの件

標記の件に関して、昨年4月に「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が改正され、同7月には「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針について」（以下「取組方針」という。）が公表されるなど、金融分野においてもサイバーセキュリティの一層の強化が求められている中、本協会としての当面の対応方針を以下のとおり決定する。

次の各項に掲げる対応の実施等に当たっては、会員及び事務局内の事務効率に配慮した効果的な実施を図ることとして、所要の対応態勢を整えることとする。

1. 脆弱性情報や標的型などのサイバー攻撃への警戒情報その他サイバーセキュリティに係る動向等について、例えば、次の（ア）から（エ）に掲げるところにより、会員の業容等を踏まえつつ、情報提供チャネルの確保等を行う。当面、平時の内部管理態勢における意識水準の保全、会員の業務効率への寄与などを目的とする。

（ア） 一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンターが提供する「早期警戒情報」の利用登録により取得する情報の会員への伝達を行う。

（イ） 一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター（JC3）等のサイバーセキュリティ関連団体より講師を招く等して、直近の動向や過去事例についての解説等を会員セミナーの際に実施する。

（ウ） 本協会専属の会員も多いFX取扱会員における相互の連携、情報共有の仕組み等について検討を行う。例えば、金融 ISAC 参加会員や（ア）の情報受信担当者による座談会の開催などが考えられる。

(エ) その他

2. 公益財団法人金融情報システムセンター（以下「FISC」という。）では、昨年7月より、サイバーセキュリティに関する「FISC 安全対策基準」の解釈運用について、FISC 会員や主としてFISC 会員から構成される業界団体、サイバーセキュリティに関する国内の情報共有機関からの問合せを受け付ける運用を開始している。

本協会の会員において上述の安全対策基準の解釈運用について問合せがある場合、FISC 会員である本協会からFISCに確認することが可能であることから、その問合せの受付窓口を設ける。

3. 本協会の事務局職員のセキュリティ関連能力水準の向上を図る。

4. 「取組方針」に記載されている「業界団体等（CEPTOAR）を通じた情報提供」が、本協会に対しても確実に行われるよう関係方面と連携をとり、実際に当該情報提供があった際には、速やかに会員に対して通知する。

本ドキュメント記載内容については、今後とも適切に見直しを図る。

2. 本協会会員には、重要インフラ事業者等に指定されておらず、いずれの金融CEPTOARにも加盟していない会員がありますが、本協会としては、当該会員に対してCEPTOARと同等に情報を提供していくことを目的とし、上述の取組みを進めていく予定です。

3. サイバーセキュリティに関するセミナーの開催等

平成28年6月1日には、外国為替証拠金取引取扱会員による全体会合として、外国為替証拠金取引を取り扱っている関東財務局管轄の会員を対象に、証券取引等監視委員会より講師を招き、「外国為替証拠金取引取扱会員向けサイバーセキュリティセミナー」を開催しました。

平成28年2月18日の会員セミナー（東京）に続き、平成29年2月24日の会員セミナー（東京）にJPCERTより講師を招き、サイバー攻撃の現状と対策について講演を行いました。（「第四部、(三)、2.、(イ)、② サイバーセキュリティセミナー」参照）

(六) 会員の教育研修事業

規制環境の変化の著しい状況等に顧み、会員と関係各方面との意見交換の機会を設けるとともに、協会事務局の活動を伝える等のため、会員セミナーの開催を行っています。会員セミナーには財務省国際局、財務局等にご講演をいただいております。

平成28年度は次のとおり開催しています。

- | | | |
|----------------|-------------------------------|--|
| (ア) 平成28年6月1日 | 外国為替証拠金取引取扱会員向けサイバーセキュリティセミナー | 「サイバーセキュリティの動向」他 |
| (イ) 平成28年12月2日 | 大阪セミナー | 「近畿財務局管内の経済情勢等」他 |
| (ウ) 平成29年2月24日 | 東京セミナー | 「サイバー攻撃に関する最近の動向について」、
「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度（日本版CRS）導入 |

後の課題」、「最近の国際金融情勢」他

(これまでのセミナー・説明会の実績については、別紙16「協会開催セミナー・説明会等の開催状況」参照)

(七) 会員デフォルト時の業務マニュアルの策定

FX取引取扱い会員が区分管理すべき顧客資産を運転資金等に流用したこと等により金融商品取引業者の登録取消処分を受けた時、又は、会員が破たんした時若しくはそのおそれがある時などに、適正適確な対処を行うことを目的として、会員の現状把握、関係各所へのヒアリング、本協会内の確認事項、及び預託金の返還に關しての留意点などを定めた業務マニュアル「会員デフォルト時の業務一覧」を策定しています。

(八) 調査統計

1. 調査統計事業の状況

本協会では、円滑な自主規制活動を推進するため、所管金融商品取引や会員の業務状況に関する統計、その他の調査を行っています。

統計調査を効率的に行うため、統計情報報告システムの改良・データベースの改善は、主に平成23年にまとめられた「金融・資本市場統計整備懇談会報告書」で求められた公表統計の標準化対応、英語版の公表に取組み、いずれもすべて完了しております。また、統計利用者の目線にたった内容の見直し、新規統計項目の追加等引き続き努めております。(別紙17「協会事務局への統計に関する定期報告(平成27年4月1日以降)」参照)

統計の標準化等の具体的項目

項目	仕様
ファイル形式	Excel形式またはCSV形式とPDF形式の併用が望ましい。
年号表記	西暦表記、もしくは西暦・和暦の併記とする。
項目	仕様
掲載期間	日次データについては、少なくとも過去1ヶ月の時系列データを掲載。
	週次データについては、少なくとも過去1年間の時系列データを掲載。
	月次・年次データについては、少なくとも過去10年間の時系列データを掲載。
電子データ化	紙媒体で存在する統計情報の電子データ化(データ入力、OCR、画像スキャン等)について、コスト及び作業負担等を考慮しつつ対応可能な過去データ整備期間の検討を行い、電子データ化に着手。
行及び列データ系列	原則として、列(縦)系列を時間軸、行(横)系列を項目軸とする。
統計の説明、用語、数値の定義等について	統計の説明、用語、数値の定義等についての解説資料の提供。

の解説	
英語への対応	英語版統計データの掲載。
	英語版解説資料等の作成の検討を開始。

(1) 定期調査

(ア) 本協会独自の調査

名称	実施状況	報告対象会員	調査項目
1. 定款の施行に関する規則第3条による報告（平成27年度より）			
四半期報告	毎四半期	全会員	金融先物取引出来高、建玉残高、個別顧客区分管理必要額増減口座数割合（店頭外国為替証拠金取引に限る）など
月次速報	毎月	店頭外国為替証拠金取引及び個人向け店頭バイナリーオプション取引取扱会員	各月出来高、建玉残高、顧客区分管理必要額正味増減額など
2. 協会通知による報告			
個人顧客年間損益状況調査	毎年	外国為替証拠金取引、個人向け店頭バイナリーオプション取引取扱会員	個人顧客年間損益額、損益口座数など
決算状況調査	毎半期	第一種金融商品取引業者	各事業年度及び中間事業年度財務諸表主要項目など
モニタリング調査	毎月	外国為替証拠金取引取扱会員	各月建玉残高、取引額、カバー取引状況、自己資本規制比率など

一般社会における金融先物取引への理解の促進などを目的に、定款施行規則第3条による報告を集計した結果の一部を統計情報として一般に公表しています。

一般公表に際しては、市況などの概況説明を記載したファイルと統計数値ファイルを分けるなど、一般の利用者が統計分析をしやすいうように工夫して提供しています。一般公表ファイルには、金融・資本市場統計整備懇談会の標準化様式に沿った英文を添えるなど、国内外の利用者のニーズへの対応に努めています。

また、本協会の統計業務はIOSCOがまとめた Report on the IOSCO Survey on Retail OTC Leveraged Products でも採り上げられています。

(イ) 東京外国為替市場委員会との共同調査

本協会では、平成23年より、毎年1回、東京外国為替市場委員会との共同調査として、店頭外国為替証拠金取引と外国為替市場との関係性に着目した調査を実施しています。本年度は、平成28年4月に実施し、会員51社からアンケートの回答を得て分析し、調査結果レポートをまとめて、Kinsaki-net を通じて会員に公表しました（8月31日）。

(2) スポット調査

本協会では、適宜、会員を対象とした金融先物取引に関連する調査を実施しています。

(3) 外部機関との連携

(ア) 金融・資本市場統計整備懇談会（金融・資本市場統計整備連絡協議会）及び証券ポータルサイト

本協会は金融・資本市場統計整備懇談会に参加し、金融・資本市場統計整備連絡協議会を通じて統計の標準化作業、統計情報の利用促進に取り組んでいます。一般向け協会ホームページを通じて提供する統計情報その他調査関連資料につきましては、公益財団法人日本証券経済研究所が運営する証券ポータルサイトからのリンクを受け、公衆閲覧の充実を図っています。

(イ) トムソン・ロイター社

平成23年12月より、協会が集計した月次速報・四半期出来高に基づき、店頭外国為替証拠金取引額等が配信されています。（R I Cコード：F F A J 0 1からF F A J 0 4）

(ウ) 東京外国為替市場委員会

- ① 本協会は東京外国為替市場委員会E・コマース小委員会に所属しています。また、平成28年より新設されたバイサイド小委員会についても、関係諸方面からのお声もあり、協会から出席していることについて、FX幹事会にご報告させていただいております。
- ② 平成23年度より、前述の定例調査に記載する共同調査を実施しています。
- ③ 平成28年6月9日に日本銀行において東京外国為替市場委員会とFX幹事会所属会員との本事務年度（平成27年7月より平成28年6月まで）の第2回意見交換会を開催しました。
- ④ 新設されたバイサイド小委員会では、B I S内に平成27年7月に組成されたB I Sワーキング（FXWG：Foreign Exchange Working Group）において検討作業がなされ、平成29年5月中に最終版が公表予定の各国外国為替市場共通の外為行動規範（FX Global Code以下、「G C O C」と呼ぶ）の草案に対する説明と意見収集が行われました。

この行動規範は、従来の市場参加者の定義を拡大し、銀行等とカバー取引を行っているFX取扱会員等もいわゆる“バイサイド”して行動規範の対象と考えられ、初のセルサイド、バイサイド共通の外為市場の行動規範として注目されており、平成28年5月に規範の半分に該当する第1フェーズが公表され、それに続き残りの第2フェーズが同年10月に第1次草案、同年12月に第2次草案として東京外為市場委員会より提示され意見を求められました。本協会ではFX取扱会員から頂いた意見を集約し、12月に外為市場委員会に報告いたしました。

金融商品取引法に基づく自主規制機関である本協会としては、セルサイド及びバイサイドの市場参加者が会員となっていること、G C O Cは外為市場の参加者に対し法律上または規制上の義務を課すものではないと理解されていることなどを踏まえ、G C O Cの意義や、G C O Cで求められているStatement of Commitment（実施することへの表明）の意味合いなどについて、会員の理解及び認識の共有に努めてまいります。

(4) マッピング

本協会では、適宜、新たな金融先物取引の内容や店頭デリバティブ取引に関する新たな規制を調査し、その取引に対する各種規制の適用状況などについての整理（マッピング）を図って

います。また英訳版を作成し、海外の規制当局や自主規制団体等に提供しております。
(別紙18 「所管金融商品取引の状況(マッピング)」参照)

2. 顧客損益状況調査

定期調査項目とする個人顧客年間損益状況調査については、平成27年を対象とした調査は、平成27年11月に調査を実施し、平成28年4月26日開催のFX幹事会にて報告後、その報告資料をKinsaki-netに掲載しました。平成28年を対象とした調査は平成28年11月より開始をしており、当該結果が整い次第、FX幹事会にて報告後、その報告資料をKinsaki-netに掲載する予定としております。また、平成26年度より着手しております顧客属性その他の要素と投資損益の関係性を分析する「顧客損益状況詳細分析調査」について、FX幹事会の一部メンバーのご協力を得て、平成28年データを集計、分析作業を行っています。

(九) 投資教育

1. 投資教育事業計画

一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、今後とも投資者信頼に基づく健全な発展を続けるためには、投資者自身の金融リテラシーを高めるとともに、金融リテラシーを踏まえた投資者の行動を支える金融商品取引業者の態勢をさらに整えることが肝要であると考えられます。本協会においては、金融先物取引に関する自主規制機関として、投資者と会員、それぞれの金融リテラシーへの取組みを支えることが必要と考えられ、投資者リテラシーを高め取引の健全な発展を図るための施策を計画的に推進することを目的として、平成28年度より5年間の多年度計画として投資教育事業計画を決定し(3月10日理事会決定)、具体的な取組みを開始しました。本件については、現在の協会の厳しい財務事情の中で、計画の一部(投資者教育)については、「公益財団法人資本市場振興財団」より助成を頂くとともに、実施にあたっては、統括役・役員付制度を生かした事務局全体にわたる広範囲な分担制度を導入し、取り組むこととしました。

(参考 これまでの経緯)

- (1) 平成17年度に、一般投資者向けの金融商品取引を所管することとなって以降、投資者保護のための規制制度の広報や学術連携事業等の経験はあるものの、投資リテラシーの向上、投資教育としての体系的取組みは行われていませんでした。
- (2) このような背景には、デリバティブ取引に特化している自主規制機関であることや資源的な制約などの事情がありました。
- (3) これらを踏まえ、投資教育事業計画策定までには慎重に取り組み、平成26年度より本事業の先駆けとして、学術連携事業の一環として位置づけ、翻訳事業を実施し、並びに内外の情報収集を進めたものです。
- (4) 投資者には、主に外国為替証拠金取引を対象として制度変更時の解説や無登録業者の取引に関する注意喚起を発信するほか、投資判断に有用となる各種統計情報の公表を段階的に進めてきました。また、投資者との接点となる登録外務員に対する教育については、時宜に応じ、その内容や制度を見直してきたところです。
- (5) これらの事業の経験を通じて、金融先物取引における金融リテラシーに関する知見が高まったことから、投資教育事業に関する多年度計画として確立し、さらなる推進を図ることと

しましたものです。

(別紙19「投資教育事業計画」参照)

(注1) 平成23年8月より続けてきました学術連携事業のうち、海外教材翻訳事業については、海外の金融先物取引に関する教育出版物の翻訳は投資者教育とプロフェッショナル教育の双方で活用する方針とし、投資者行動に関する研究については投資者教育の在り様を検討するための重要な情報として利用することとし、さらには、投資者教育に関する国内外の動向などの情報収集を目的に行ってきた国内外の各種会議への参加等についても、投資教育事業の下に位置づけるなど、本年度以前から継続的に取り組んできた事業の一部を投資教育事業の下に統合しました。

投資教育事業は中長期計画として位置付け、その内容や行程については每期ローリングを行うこととしています。

(注2) 助成の内容

平成28年度より、投資教育事業の公益目的にご理解をいただき、本年度は、事業経費の一部については、公益財団法人資本市場振興財団からの助成金によって賄うこととなりました。

助成の対象となる事業及び経費細目、助成金額は下表のとおりです。

(参考) 助成の対象となる事業及び経費細目、助成金額

項目	計画額	実施額	備考
使途・内訳	千円	千円	
① 投資者教育プロジェクト	9,114	12,184	データ分析設備(ソフト、ハードウェア)他
② 教材開発	2,360	1,544	IFM刊行許諾料他
③ 教育ツール開発	500	0	WEB化検討委託費
合計(総事業費)	11,974	13,728	内 助成金充当額 6,000千円

2. 投資教育事業の3つの柱

投資教育事業の3つの柱は、それぞれ次の内容の具体化を目標とするものです。

- ・ 投資者教育

一般の投資者を対象として、金融先物取引に関するリテラシーを高めることを目的として、そのために必要となる教材や学習環境を開発し、投資者に広く提供すること。

- ・ プロフェッショナル教育

一般投資者のリテラシー向上に直接的な貢献を期待される会員役職員を対象とし、その必要知識の向上と職業倫理の実践を図ることを目的として、教材や学習環境の開発、提供に加え、倫理に関連する自主規制体系の確立や役職員教育の礎となる資格試験制度の見直し、継続教育体系の構築を進めること。

- ・ 市場環境整備

投資者によるリテラシーに基づく行動が円滑に行うことができるように、市場を取り巻く環境の改善を図ることを目的とし、投資者に発信する情報、取引の仕様、顧客管理の在

り方、市場の将来像を見据えた対応などの諸課題を幅広く取り上げ、協会を通じて会員が具体的な検討を円滑に行うことができるように、その論点等を整理すること。

3. 事業内容

(1) 平成28年度における事業

(ア) 平成28年度における事業

平成28年度は、5か年計画の初年度となるため、計画期間中の円滑な執行を図るため、作業の内容や工程に応じて、プロジェクトを細分化し、各プロジェクトについては主に準備作業に注力していますが、以下に示すように、海外教材の翻訳、投資者アンケート調査としての一般投資者意識調査、倫理綱領の作成などについて具体的な成果がでています。今後とも、例えば教育関係についての外部コンサルタントとの共同作業などの取り組み方の工夫や、顧客本位の業務態勢対応とも共通する投資者からの市場の改善要望のリスト化、ベストプラクティスの共有インフラ基盤の提供の検討など、様々な取り組みを工夫してゆくことが必要とされています。

各プロジェクトの内容につきましては、別紙23「投資教育事業計画」別添「投資教育プロジェクト」をご参照ください。

(イ) 平成28年度の活動

各プロジェクトに対し、事務局の担当者を設け、それぞれの工程、スケジュールに合わせて事務局内で準備作業を進め、具体的な成果が出ております。

① 海外教材の翻訳

従前より翻訳事業として行ってきました海外文献翻訳について、その成果の公表を図るべく、監修作業が終了しております。新たに追加した対象文献は出版元などとの最終調整も終了し、翻訳作業に着手しております。具体的な状況は、下記(3) 翻訳事業をご覧ください。

② 投資者アンケート調査

本年度は一般投資者を対象とする意識調査に注力し、平成29年2月に調査を行い、当該調査結果の取りまとめを進めており、当該結果を本件に係る部会決議等を経て平成29年中旬を目途に一般公表する予定としています。

③ 投資者属性調査

平成27年調査の集計・分析作業は平成28年12月に終了し、平成28年調査に関し、協力会員からのデータ入手を平成29年度上半旬迄に完了させ、同中下旬に集計・分析作業を行う予定としています。また、効率的な集計・分析を行うための設備等の構成について検討を進めています。

④ 投資者行動研究

後述の「(ト) 学術連携事業の状況」をご覧ください。

⑤ 投資家教育国際フォーラムへの参加

「(九)、4. 投資教育に関する国際機関との連携」をご覧ください。

⑥ 倫理綱領の作成

会員によるワーキングにより草案が作成され、4回の会合が開催されました。その後、自主規制部会の議、及びメンバーズコメント、パブリックコメントの手続きを経て、平成29年5月19日開催の自主規制委員会での承認後、平成29年5月30日開催の理事会に「会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則」制定の件をお諮りする手続きを進めています。(第四部、(三)、3.、(2)「今後の自主規制ルールの制定改正等の予定」参照)

なお、⑦ 教材シラバス作成 ⑧教育コンテンツ・ウェビナ開発 ⑨資格・研修制度の3つのプロジェクトは関連性も高いことから、共通の外部コンサルタントとの協働作業を進めるため、調整と選任作業を進めております。

⑩ 市場環境整備については、平成28年12月12日に市場環境ワーキングを設置し、投資者がリテラシーを実践するための環境を整備すること、投資者が“安心”して取引を行える環境、あるいは将来に亘って“効率的”に運用することができる環境の整備などに通じる事柄を検討テーマとして議論が開始されました。

当該ワーキングの初回会合では、各メンバーからいただいたご意見について検討し、本事務年度については、「相場急変に対する対応等」をテーマとすることとなりました。今後は、ロスカット等の執行における最良執行の考え方をメインテーマとしている学術連携事業とも協調しつつ議論を進めていくこととしております。

(2) 翻訳事業

米国先物外務員登録試験のテキスト (Futures & Options (IFM)刊 ※) を対象として、学識経験者の監修を得て本協会関係部分の訳出を行い刊行に向けて準備を進め、全9章を三分割して逐次平成29年5月より会報特別号として会員の皆様にご高覧いただく予定としています。

また、IFMとの許諾契約は平成28年3月14日に合意に至っております。なお、同機関より、共同作業についての表彰を受けました。(平成28年3月24日)

(監修者) 神作裕之(東京大学大学院法学政治学研究科教授、弥永真生(筑波大学ビジネスサイエンス系教授、勝尾裕子(学習院大学副学長、木村真生(筑波大学大学院ビジネス科学研究科教授)

(※) 米国FIA(Futures Industry Association 傘下団体(Institute for Financial Markets) 現在、翻訳活動につきましては、前述のテキストに続き、金融財政事情研究会の協力を得て、通貨オプションに関する外国書籍 (Foreign Exchange Options) の翻訳作業も行っています。

4. 投資教育に関する国際機関との連携

投資教育にかかわる国際的な推進機関である投資家教育国際フォーラム (International Forum for Investor Education (IFIE ※)) への加盟が平成28年3月に開催された理事会で承認されました。平成28年度は正式メンバーとして平成28年6月にトルコのイスタンブール

ルで開催された IFIE-IOSCO Conference に専務理事、調査部長が参加しております。また、本年 11 月には同機関のアジア地区会議に参加し、正式メンバーとして協会の投資教育活動を紹介しております。

(※) 投資家教育国際フォーラム(International Forum of Investors Education:IFIE) 経済協力開発機構(OECD)と証券監督者国際機構(IOSCO)とともに、投資教育のグローバル・ネットワークを具体化する組織。設立時期:2005 年、24 メンバー
(別紙 20 「投資家教育国際フォーラム(IFIE)の概要」参照)

(十) 学術連携事業の状況

1. 投資(家)行動の実証分析

神戸大学大学院経済学研究科岩壺健太郎教授との間で実施している F X 証拠金取引における強制ロスカット制度に関して、行動経済学的アプローチにより「F X 証拠金取引におけるロスカット規制—気質効果とリスクテイク—」として研究成果が学会公表(平成 27 年 11 月)されました。今年度は実証データに加えアンケート等も実施し、投資家の行動経済学的分析をさらに進めており、この研究成果の一部が「投資戦略とパフォーマンス(仮題)」として報告をいただきました。この成果は論文として平成 29 年度上期に公表を予定しています。これらの成果を踏まえ投資家像をより明確に捉え、投資教育事業に反映させたいと考えています。

2. F X 取引における法的構造

スイスフランショック、Brexit 等における外国為替相場の異常な変動時において執行された取引、特にロスカット等に係る諸課題を整理する作業を事務局内で進めた結果、神作裕之東京大学大学院法学政治学研究科教授、弥永貞生筑波大学ビジネスサイエンス系教授、白井正和東北大学大学院法学研究科准教授にご指導いただき平成 24 年に取りまとめられた「外国為替証拠金取引におけるスリッページとレイテンシーの関係」について未整理事項であった異常相場時における価格配信態様や、ロスカット等の執行における最良執行の考え方を引き継ぐ形で、F X 取扱委員の協力を得て新たに平成 29 年度より研究会を再開いたします。

3. 学会発表

平成 28 年 5 月開催の日本金融学会春季大会において、F X 証拠金取引が国際金融パネルで「F X 証拠金取引の実際と課題」として取り上げられました。学術連携でご指導いただいている神戸大学大学院経済学研究科岩壺健太郎教授、また本協会より調査部長がパネラーとして参加しました。(詳細は同学会ホームページ URL <http://jsmeweb.org/>をご参照ください。)

(十一) 行政機関・内外の自主規制機関等との関係

1. 行政庁との意見交換

(1) 意見交換会

第一部、(二)、4.、(3)「金融庁との意見交換会の実施」に記載のように、金融庁幹部と本協会業務委員会委員及び自主規制委員会委員と意見交換会を開催しています。(平成28年10月13日、第8回)

(2) パブリックコメントへの対応

本協会では、本協会の所掌事項に関する重要な制度改正に係る事項については、会員のご意見や関係当局の要請等を踏まえ、状況に応じて協会が意見のとりまとめを行う等の対応することとしました。

平成28年度は、4月に法人顧客を相手方とする店頭FX取引の証拠金規制に係る内閣府令及び監督指針の改正に関するパブリックコメントについて会員意見の取りまとめを行い、金融庁へ提出しました。

2. 他の自主規制機関等との協調

(1) 国内の自主規制機関等との関係

平成19年金融商品取引業協会懇談会中間論点整理に示されたところ等に従い、他の金融商品取引業協会等との連携協力の充実に努めています。

平成28年度においては、慶應義塾大学経済学部「金融資産市場論」講師を依頼され、平成29年1月19日に実施(専務理事後藤敬三)しました。

(別紙21「他の自主規制機関等との協調」参照)

(2) 国外の自主規制機関等との関係

デリバティブ取引の特徴を踏まえて、かねてから本協会はFIA(Futures Industry Association)に加盟しています。その研修機関であるIFMの先物取引の刊行物を投資教育事業の一環として翻訳することについて、今般、投資教育事業に関して先物取引を収録すべく、(九)、4.投資教育に関する国際機関との連携に記載のIFIEに加盟するとともに、本協会所管のデリバティブの規制について、関係方面と意見交換をするため、日本証券業協会の協力を得て、投資教育事業を決定して行きたいと考えています。

3. その他

(1) 仮想通貨関係

仮想通貨に関する法律として、平成28年3月4日に「資金決済に関する法律の一部改正」が国会へ提出され、同年5月25日に成立しました。

本協会の業務との関係については、まず、現行法の下では仮想通貨に関する取引は金融商品取引ではないところ等から、本協会に限らず、金商法上の認定金融商品取引業協会としての業務の対象とはなっていないと理解しています。

他方、投資者保護、投資者信頼を通じた健全な発展を期する本協会としては、これまでも他

の要素から外国為替証拠金取引に及ぼされる影響等について関心を持って対応してきており、仮想通貨と通貨をペアとする証拠金に係る取引等についても同様の事情にあると思慮します。

また、ブロックチェーン技術をはじめ、大きな展開等が世上議論されていることは、電子技術が大変大きなウェイトをもつ分野を所掌する本協会として、将来的視点に立った関心を持って対応することが必要と認識しています。

本協会としましては、以上のような観点から、仮想通貨が金融先物の所管とはなっていないことを考慮しつつ、仮想通貨に関する勉強会への参加など通じて情報収集を継続しています。

(2) 顧客本位の業務運営に関する原則

金融審議会市場ワーキング・グループより平成28年12月22日に公表されました「国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について」の報告を踏まえ、金融庁において「顧客本位の業務運営に関する原則」が公表されました。当該原則については、平成29年5月に会員セミナーを開催し、金融庁よりご講演いただく予定となっております。

金融庁では「プリンシプル・ベース」に軸足を置いた金融行政が展開されていることを踏まえ、当該原則そのものの性格など、本協会は会員とともに、その理解及び認識の共有に努めてまいります。

こうした考え方から、自社が考える自社のベストプラクティスを各々が目指すうえで、各社が実施した取組事例を会員とともに共有できる場、あるいは、顧客本位となるために当然必要とされる、顧客自身のニーズ等の把握及び認識の共有ができる場の提供を検討するなど、本協会が進めております投資教育事業での市場環境整備等での検討の方向を踏まえつつ、会員の皆様と共に幅広く検討してまいりたいと考えます。

(3) その他

各国・地域の監査監督当局間における協力・連携の場として発足した監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）事務局が、平成28年に東京に設立されることが決定されました。これに伴い金融庁IFIAR常設事務局設立準備本部より、我が国におけるIFIAR事務局の活動のサポートや監査の品質に関する意識の向上を図るため、国内関係団体によるネットワーク構築を図るために設立される日本IFIARネットワーク（仮名称）のご紹介があり、本協会も設立メンバーとして参加し、第一回の総会が12月7日に開催されました。なお、平成29年4月3日に常設事務局開所式が開催されました。

第五部 財務の概況と課題

(一) 平成28年度決算について（平成28年度収支計算書ベース）

1. 平成28年度決算（収支計算書ベース）の概要

(1) 平成28年度決算（収支計算書ベース）の概要

平成28年度収支計算書によると、事業活動収支の部が、収入286百万円、支出335百万円、収支差額△49百万円、特定資産等を管理する投資活動収支の部が、収入118百万円、支出62百万円、収支差額56百万円、預り預託金等を受け払いする財務活動収支の部が、収入26百万円、支出33百万円、収支差額△7百万円となっており、これら3つの部の収支差額を合わせた当期収支差額に前期繰越収支差額を加えた10百万円は、次期に繰り越しています。

（別紙22「平成28年度収支計算書の概要」参照）

(2) 法人全体の単年度の収支差額

(ア) 法人全体の単年度の収支差額は、事業活動収支差額に投資活動支出のうち役員退職慰労引当資産取得支出及び退職給付引当資産取得支出並びに固定資産取得支出を加え、積立資金に係る収支を控除（注）したものととなります。

(注) 積立資金に係る収支とは、事業活動収支差額に含まれるもののうち、過怠金積立資金に係る収入及び退職給付支出です。

(イ) これを整理した表が下記の収支差額整理表となっています。

平成28年度における法人全体の単年度収支差額は75百万円となり、過怠金積立資金（過怠金積立資金取崩収入13百万円）及び自主規制事業実施積立資金（自主規制事業実施積立資金取崩収入62百万円）を取り崩し充当しました。

(参考1) 収支差額整理表

（単位：百万円）

	収入	支出	収支差額
1 事業活動収支の部	286	335	△49
A 固定資産取得支出	A 0	A 13	
B 役員退職慰労引当資産取得支出及び退職給付引当資産取得支出 (注1)	B 0 計(A+B) 0	B 15 計(A+B) 28	△28
2			
3 小計(1+2)	286	363	△77
4 積立資金に係る収支(注2)	8	10	△2
5 法人全体の収支差(3-4)	278	353	△75
			過怠金積立資金からの 充当 13 自主規制事業実施積立 資金からの充当 62

(注1) 固定資産取得支出等は投資活動収支の部に計上しています。

(注2) 本協会の収支にはこの他、預り預託金に係る収支がありますが、これは、法人全体の収支差の計算上除外しています。

(参考2) 「過怠金積立資金規程」(平成24年4月1日施行)

(積立資金の用途)

第2条 この積立資金は、本協会が定款第4条第1項第6号に定める苦情の解決及びあつせ

んの業務に関する支出及び投資者に対する広報、その他金融先物取引業に関する啓蒙活動の支出に充てる。

(積立資金の構成)

第3条 この積立資金は定款第19条第1項に定める会員の処分により賦課し、収納した過剰金をもって構成する。

(参考3) (移行後の一般社団法人の内部留保)

平成24年度予算編成にあたり、公益目的支出計画に従い公益法人時代の内部留保の全額が支出されることを踏まえ、移行後の法人の運営の安定性等の観点から、同計画期間中における法人会計の収支差額のうちから、移行後の法人の内部留保を積み立てることとされたものです。(平成24年3月28日開催臨時総会資料「臨時総会議案要旨説明 平成24年度事業計画及び収支予算関係議案について」及び「公益法人制度改革対応に関する懇談会「業務委員会報告(第2回)平成23年9月1日」参照)

(3) 当期収支差と収支均衡の必要性

上記のように、本協会においては、収入不足を生じています。このような状況に対して収支均衡を図ることは大きな課題として、会員の皆様のご理解を得て財務均衡に取り組んでいます。

平成28年度の決算では、この収入不足に充当する積立資金からの取り崩しが、収入に予算未達があったものの、職員給与支出における職員不補充等及び執行時の削減等が行われた結果、予算との比較では、約30百万円減少(予備費支出を除く。)することとなり、収支の改善に寄与しているところです。この結果、後述の(二)、2.、「(1)「平成35年度までの試算(平成29年度予算ベース)現行ベース(平成28年度決算繰込み済み)」では、内部留保額の充実により、平成29年度予算編成時の平成33年度に収入不足を補えない状況から平成34年度へととなっております。

(4) 事業活動収支の部

(ア) 事業活動収支の部

事業活動収支の部は、主として、協会の自主規制事業に係る経常的な収支の状況及び法人管理に係る経常的な収支の状況を表示しています。

事業活動収入の合計は、286百万円(予算297百万円)であり、予算と比較し、11百万円の収入未達となっております。

また、事業活動支出の合計は、335百万円(予算365百万円)であり、予算と比較し、30百万円の支出未達となっております。

この結果、事業活動収支差は、△49百万円(予算△68百万円)であり、予算と比較し、19百万円収支差額が縮小しています。

(イ) 事業活動収支の部における予算差異の主な科目

事業活動収支の部における予算差異の主な科目は以下のとおりです。また、特定資産運用収入については、後述の「3. 資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告」をご参照下さい。

(参考4) 事業活動収支の部における主な予算差異

(単位：百万円)

No.	科目	差異の明細	平成28年度 予算額 (a)	平成28年度 決算額 (b)	差異 (a-b)
1	事業活動収入		297	286	11
2	うち 定額会費収入	期中入会会員の未達	84	81	3
3	うち 比例会費収入		156	156	0
4	会費収入計		240	237	3
5	うち 入金金収入	期中入会会員の未達	10	3	8
6	うち その他収入		47	46	0
7	事業活動支出		365	335	30
8	うち 事業費計		321	294	27
9	うち 業務資料発行費支出	法規集作成費の削減、 法規集WEB廃止(2.3 月分)に伴う予算未達	17	13	3
10	うち あっせん関係費支出	FINMAC 予算執行に よる調整	14	13	1
11	うち 職員給与支出	不補充2名、退職者に 伴う予算未達	187	165	22
12	うち その他事業費支出		104	103	1
13	うち 管理費計		44	40	3
14	うち その他事務管理費支出	役員旅費交通費節減等 に伴う予算未達	17	15	3
15	うち その他管理費支出		26	26	0
16	事業活動収支差額		△68	△49	△19

(注) 平成28年度予算額(a)欄は、予算流用後の額です。

(5) 投資活動収支の部

(ア) 投資活動収支の部

投資活動収支の部の内容は、主として、特定資産である預り預託金充当資産及び自主規制事業実施積立資金等への繰り入れと取り崩し及び固定資産の取得のための支出等です。

投資活動収入の合計は、118百万円(予算386百万円)であり、予算と比較し、268百万円の収入未達となっています。

また、投資活動支出の合計は、62百万円(予算285百万円)であり、予算と比較し、223百万円の支出未達となっています。

この結果、投資活動収支差は、56百万円(予算101百万円)であり、予算と比較し、45百万円収支差額が縮小しています。

(イ) 投資活動収支の部における予算差異の主な科目

投資活動収入における予算差異の主な科目は以下のとおりです。

(参考5) 投資活動収支の部における主な予算差異

(単位：百万円)

No.	科目	差異の明細	平成28年度 予算額(a)	平成28年度 決算額(b)	差異 (a-b)
1	投資活動収入計		386	118	268
2	過剰金積立資金取崩 収入	FINMAC 予算執行による 調整	14	13	1
3	自主規制事業実施積 立資金取崩収入	決算時は自主規制事業実施 積立資金の繰入と取崩を差 し引き計上している。 収入未達（過剰金、退職引 当資産取崩除く）、支出未達 （あっせん、退職金除く） 及び予備費未使用のため	338	62	277
4	退職給付引当資産取 崩収入	年度末に職員2名の退職が あったため	0	10	△10
5	その他収入計		33	33	0
6	投資活動支出計		285	62	223
7	預り預託金充当資産 取得支出	期中入会会員の未達等	40	26	14
8	自主規制事業実施積 立資金取得支出	公益目的支出計画の完了に より、両建計上を止めたた め	209	0	209
9	その他支出計		36	36	0
10	投資活動収支差額		101	56	45

(注) 平成28年度予算額(a)欄は、予算流用後の額です。

(6) 財務活動収支の部

財務活動収支の部は、主として、預り預託金の受け入れ及び払い出し(返還)に係わる科目からなっています。

平成28年度決算においては、入会等による預託金の受け入れ(26百万円)、退会等に伴う預り預託金の返還(33百万円)が計上されています。

(参考6) 会員預託金の受払等の経理処理

入退会	資金移動等	収支科目
入会	入会等による預り預託金受入	財務活動収入-預り預託金収入
	受入預託金の預り預託金積立資金への繰入	投資活動支出-預り預託金充当資産取得支出
退会	退会による預り預託金の返還財源取崩	投資活動収入-預り預託金充当資産取崩収入
	退会等に伴う預り預託金の返還	財務活動支出-預り預託金返還支出

(7) 予備費支出及び次期繰越収支差額

平成28年度においては、予備費支出はありませんでした。また、次年度の当座資金として、次期繰越収支差額10百万円を計上しました。

(8) 科目間の流用について

平成28年度においては、以下の事象が生じたため、関連する科目から経理規則第37条第1項の定めによる科目間流用が行われており、流用に関わる科目については収支計算書の欄外の注及び収支計算書に対する注記に示されています。

- ① 統括役・役員付制度施行に伴う事務室等レイアウト変更の実施
- ② 為替リスク想定比率の算出・公表業務実施
- ③ Kinsaki-netに連動したデータ処理サーバ構築（助成金対象）の予算増加
- ④ 退職者に対し退職金の支給があったこと

(参考7)「経理規則」(平成元年10月31日施行)

(科目間の流用)

第37条 予算の執行に際し特に必要があるときは、財務担当役員の承認を得て、支出予算科目間において予算を流用することができる。

2 (略)

(9) 収支計算書に対する注記

収支計算書に対する注記には、①支計算書の作成根拠基準、②資金の範囲、③次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳、④科目間の流用が記載されています。

(10) 平成28年度予算書(収支計算書ベース)に関する事項

「平成28年度予算書(収支計算書ベース)に関する事項」のうち、以下の事項が生じたため、平成28年度収支計算書上、<追記情報>として報告されています。

- ① 当初予算に計上していなかった過怠金収入が生じたことにより、過怠金積立資金取得支出の増額
- ② 会員の退会及び純資産額の見直しにより預託金の減少が生じたことによる預り預託金返還支出の増額

(11) その他

(ア) 平成27年度事業報告及び決算

定款第45条の規定により、本協会の事業報告及び決算は、総会に提出しその承認を受けなければならないとされています。

平成27年度事業報告及び決算については、平成28年6月20日開催第27回通常総会において、いずれも原案のとおり可決承認されました。

(イ) 平成29年度事業計画及び予算

定款第43条の規定により、本協会の事業計画及び予算は、毎事業年度の開始の日の前日までに、総会に提出しその承認を受けなければならないとされています。

平成29年度事業計画及び予算については、平成29年3月28日開催臨時総会において、いずれも原案のとおり可決承認され、同日付で金融庁に報告(平成10年6月8日蔵銀1445号)を行いました。

(二) 中長期的な財務均衡の必要性

1. 中長期的な収支均衡の取組み

現在、本協会は法人全体としてみると収入不足を生じています。自主規制団体として、安定的な業務運営のためには、この収支差を解消し、財務を均衡させることが必要であることは論を俟たないところです。

このような収支不均衡が生じた主な原因は、平成21年度以来の体制整備のための増員による人件費の増及び平成5年度以来保有してきた20年国債償還対策のための運用替による利子収入の減、平成21年度以来の会員数の減少による定額会費収入の減等と考えられます。

このような状況に対処するため、

- ① 収支差の原因が長期的・構造的な要因であること、
- ② これまでは公益目的支出計画による旧公益法人の内部留保等の取り崩し充当が行われていたこと、
- ③ 収支両面にわたって急激な変化が困難と考えられること、
- ④ 収支予算・会費水準・内部留保水準の各要素が整合的に検討されるべきこと等

から、毎年度の予算編成において、一定の仮定を置いた上で、将来にわたる中長期的な財務状況の試算を行い、これを会員にお示しして、中長期的な財務均衡の視点に立った検討を頂くこととしています。

(注1) (これまでの経緯)

このような取組みは、一般社団法人への移行に際して始めたものですが、平成24年度において平成21年度からの協会の体制整備がほぼ一巡したことを受け、平成25年度予算編成より、予算を同年度の水準のまま据え置くことと仮定し、平成35年度までの中長期的な収支の状況を「平成35年度までの試算」として作成し、財務の中長期的な視野での位置づけをみつつ、一定の仮定によりつつ中長期的な財務均衡の姿を検討していくこととし、この作業を、以降の年度においてもローリングしているものです。

(注2) (試算の期間)

試算の期間等については、一般社団法人化移行の際に、約8億円に達していた内部留保(特定資産のうちの「過剰金積立資金」及び「自主規制事業実施積立資金」の合計)について、適正な規模まで取り崩しつつ、単年度の収支差損に充当していくということについて説明させて頂いたこと、内部留保の水準は一定期間を経過しつつ判断されるべきと考えられたこと、急激な会費の引上げ等は困難と考えられたこと等により、平成35年度までという期間における試算を行うこととしています。

2. 平成35年度までの試算

(1) 「平成35年度までの試算(平成29年度予算ベース)現行ベース(平成28年度決算織込み済み)」

(ア) 試算の前提等

- ① 「平成35年度までの試算(平成29年度予算ベース)現行ベース(平成28年度決算織込み済み)」では、収支両面において、収支改善のための施策を講じないと仮定した場合、平成29年度当初予算ベースによる平成35年度までの各年度の法人全体の収支差、内部留保等の試算により、協会財務の現状を示すものです。(協会全体の収支等を、8行目の

支出、14行目の収入、23行目の収支差額、28行目の内部留保額という区分で示している。）

- ② 支出については、原則として、平成29年度予算の水準に据え置くこととし（ただし、システム開発費は平成30年度以降500万円（事業費の支出とする。）、予備費の支出を除く。）、既に決まっている厚生年金関係の経費見通しを織り込んだほかは、平成31年10月以降の消費税率を加味し試算しています。
- ③ 収入については、事業収入のうち受験料収入について、平成31年10月以降の消費税率を加味した以外は、平成29年度予算と同額として試算しています。

(イ) 試算の分析

- ① 「収入 事業活動収入（第14行）」から「支出 実施事業支出（第8行）」を差し引いた「収支差額（第23行）」は、約110百万円の収入不足で推移しています。
- ② これを反映して、「内部留保額（第28行）」は、平成34年度には、収支差に充当するための内部留保（積立資金）残高は収入不足を補えない水準となり、業務運営上の支障が想定されます。

（注）平成28年度の決算において、収入に予算未達があったものの、職員給与支出における職員不補充等及び執行時の削減等が行われた結果、中長期試算では、予算との対比で約30百万円収支改善がみられたところです。この結果、平成29年度予算編成時では、収入不足を補う内部留保残額が平成33年度には不足する試算されていましたが、平成28年度決算織込み済みでは平成34年度に不足すると試算されています。

- ③ 従って、平成33年度までに何らかの対応が必要になると考えられます。

（注）上表での内部留保は、特定資産のうちの「過剰金積立資金」及び「自主規制事業実施積立資金」の合計とし、固定資産を除外しています。（第32行目参照）

(2) 「平成35年度までの試算（平成29年度予算ベース）見直し案（平成28年度決算織込み済み）」

(ア) 試算の前提等

- ① 「平成35年度までの試算（平成29年度予算ベース）見直し案（平成28年度決算織込み済み）」では、平成30年代半ばに収支相償するように、支出削減及び収入増の収支両面で一定の施策をとる場合の仮定計算をしたものです。具体的には、現行ベースに対して、収入支出両面で次のような施策を行うことを仮定しています。
- ② 支出については、うち内部資金対応事業費（第9行目）を平成29年度以降毎年230万円の削減を仮定しています。
- ③ 収入については、

(i) 定額会費収入（第20行目）を、平成30年度に現在年額55万円から5万円引き上げ（増額約7百万円）60万円と仮置きし、35年度に再度5万円の引き上げを仮置きして計算しています。

(ii) 比例会費収入（第22行目）について段階的増額を行い、平成25年度の10百万円の増額を含めて、平成35年度までの間に合計で99百万円増額することを仮定しています。

（参考）定額会費収入の最近のピークは、平成21年度で111百万円、その当時の会員数は、20年度末の199社。（平成28年4月1日現在の会員数 142社）

(イ) 試算の分析

この前提の下での試算の結果は、平成35年度における「収支差額（第27行目）」は0円、「内部留保額（第33行目）」は、118百万円と試算され、収支均衡が達成可能な状況が示されています。

他方、内部留保の水準については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第16条で一年分の事業費が目安とされており、この基準によれば、同年度の内部留保は、自主規制事業支出に対しては不足となっています。ただ、当法人は一般社団法人ですので、この基準の直接の適用はありません。このような点から、本協会の内部留保の水準は、事業の安定的な執行等の観点から、その時々を検討を行っていくべきものと考えています。

3. 試算の性格等

これらの試算は、あくまでも、一定の条件の下での仮定計算であり、将来の会費負担について、現時点で、何らの決定を行うものではありません。今後、財務均衡を進めていく上では、収支両面で、環境変化に対応、一層の支出削減努力の継続、会費引き上げの検討、会費以外の収入についての検討、内部留保額の水準の検討等を踏まえ、将来の展望の下での協会の財務状況の認識に立って、ご審議を頂くべきものと考えています。

次々年度以降の予算編成に当たっても、このような考え方から、試算のローリング作業を継続し、将来の方向性をお示しつつ、毎年度の予算編成、中長期的な財務均衡を図っていくこととしていきますので、今後ともご理解ご支援のほどをお願いいたします。

(参照)

- ・ 別紙23-1「平成35年度までの試算（平成29年度予算ベース）現行ベース（平成28年度決算織込み済み）」
- ・ 別紙23-2「平成35年度までの試算（平成29年度予算ベース）見直し案（平成28年度決算織込み済み）」
- ・ 別紙2「金商法施行後の体制整備等（内部留保の推移、財務運営等を含む）」別添3「これまでににおける経費削減等の主なもの」

(三) 資産管理運用規程第5条に基づく資産管理運用報告

1. 位置づけ

資産管理運用状況については、協会規則「資産管理運用規程（平成24年3月14日理事会決定、平成24年4月1日施行）」第5条により、管理運用の経過及び結果について少なくとも年1回理事会に報告することとされています。

平成28年度においては、以下のとおり理事会に報告を行っています。

- 1回 平成28年5月16日 平成27年度決算の状況
- 2回 平成28年11月14日 平成28年度上期の状況

2. 資産管理運用状況

(1) 資産運用方針

本協会の資産管理運用については、安全かつ確実な方法及び流動性を確保した上で効率的な運用を行うことにより、自主規制事業等の安定的及び積極的な遂行を行うことを基本方針とし

ています（資産管理運用規程第2条）。

このうち、特定資産については、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めることとされています（資産管理運用規程第3条）。

これに基づき、特定資産である各資産の性格に応じて運用をすることとし、そのうち預り預託金について、預託金返還に対応する流動性を確保（注1）した上で、国債を中心に長期運用を行っています。

（注1） 流動性の確保所要額は、預り預託金の返還を考慮して、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が一度に退会した場合に必要な預託金返還のための想定資金所要額425百万円以上を確保することとし、これまで、預り預託金充当資産から上記による流動性資産として確保する金額を控除した部分について、長期運用が可能な額と考え、金利動向等を考慮しつつ長期国債への運用を行ってきました。

（2） 平成28年度における預り預託金充当資産の運用

（ア） 平成28年度期首における預り預託金充当資産残高は1,357百万円（A）であり、このうち597百万円（C）は長期国債による長期運用を行い、その他760百万円は流動性預金等で保有しています。

この流動性預金等で保有している760百万円のうち、流動性確保所要額^(B)425百万円（B）を除いた335百万円（D、注3）が、平成28年度運用可能額となります。

（注2）長期運用（C）の内訳

- （i） 第62回利付国庫債券 497百万円（額面5億円、平成35年6月20日償還、利回り0.8%（課税後0.67%）、平成24年度運用）
- （ii） 第329回利付国庫債券、100百万円（額面1億円、平成35年6月20日償還、利回り0.8%（課税後0.67%）、平成25年度運用）

流動性預金等の運用対象には、具体的には、普通預金、1年未満の定期預金等が含まれています。

（参考1）平成28年度資産管理運用報告関係整理表

項目	金額	備考
A 平成28年度期首預り預託金残高	1,357百万円	
B 流動性確保所要額	425百万円	預り預託金の返還を考慮しての流動性の確保所要額として、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が退会した場合の預託金返還のための返還資金所要額4億25百万円を流動性資産として確保することとしています。（注1）
C 長期国債保有額	597百万円	平成24、25年度運用分（注2）
D 平成28年度運用可能額 (A-B-C)	335百万円	（注3）

（イ） 平成28年度上期の運用状況

① 平成28年度運用可能額335百万円は、平成27年度末において動性預金等で保有しています。

- ② 今般、MMF、FFFについて、運用先から、「平成28年2月に、マイナス金利政策が導入されたことから、安定した収益の確保をめざすとする基本方針に則った運用の継続が困難な状況にあるため、約款の規定に基づき繰上償還を行う。」旨の通知を受けたことから、以下の保有資産について資金使途別（預り預託金及び積立資金）によるリスク分散を考慮し運用先について以下の表に示すように事務局において決定し、資産運用の経緯については、資産管理運用規程に基づき、11月14日開催の理事会に報告しました。
- ③ また、流動性確保所要額425百万円として保有しているFFFについても同じく繰上償還がなされることから、大和ネクスト銀行（定期預金1か月（平成28年6月30日から7月31日）、その後普通預金）へ預入することとしました。

(ウ) 平成28年度下期の運用状況

平成28年10月にMMF（大和証券 31百万円）の償還を受け、平成28年度上期の決定どおり、みずほ銀行普通預金へ預入（平成28年10月31日実施）を行いました。

また、流動性確保所要額425百万円として保有している普通預金は、定期預金（1か月）へ預替（平成28年11月1日実施）を行いました。

(参考2) 平成28年度の運用状況整理表

No.	流動性預金等の種類等	金額	運用先変更等
1	普通預金（三井住友銀行）	64百万円	現状のまま
2	定期預金（三井住友銀行） （6か月定期6、12月）	50百万円	現状のまま
	定期預金（大和ネクスト銀行） （6か月定期2、8月）	100百万円	現状のまま
3	MMF（大和証券）（平成28年10月末償還）	31百万円	みずほ銀行に口座を開設し普通預金へ預入する。（実施時期 平成28年11月） → 平成28年10月31日実施
4	FFF（大和証券）（平成28年6月末償還）	90百万円	みずほ銀行に口座を開設し普通預金へ預入する。（実施時期 平成28年9月23日）
5	合計	335百万円	
6	流動性確保所要額 FFF（大和証券）（平成28年6月末償還）	425百万円	大和ネクスト銀行（定期預金1か月（平成28年6月30日から7月31日）、その後普通預金）へ預入する。 → その後、平成28年11月に定期預金（1か月、大和ネクスト銀行）へ預替（平成28年11月1日実施）

(3) その他の特定資産

預り預託金充当資産以外の特定資産（注）については、資産の性格に鑑みて、流動性預金等により運用しています。

(注) 預り預託金充当資産以外の特定資産には、過怠金積立資金、自主規制事業実施積立資金、役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産があり、平成27年度末における総額699百万円を普通預金、MMFにより運用しています。

これについても、MMF及びF F Fの繰上償還後、資金用途別によるリスク分散を考慮し運用先について以下のように事務局において決定し、資産運用の経緯については、資産管理運用規程に基づき、11月14日開催の理事会に報告しました。

(ア) 過怠金積立資金及び自主規制事業実施積立資金については、MMF、F F Fの償還後、三菱東京UFJ銀行に口座を開設し普通預金へ預入する。(F F F運用分 平成28年9月23日実施、MMF運用分 平成28年10月31日実施)

(イ) 役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産については、MMFの償還後、三井住友銀行の普通預金へ預入する。(平成28年10月31日実施)

また、平成28年度末において、自主規制事業実施積立資金の一部(21百万円)は、三井住友銀行の普通預金へ役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産の一部(7百万円及び75百万円)は三菱東京UFJ銀行に預替を行っています。

3. 運用収入

平成28年度における特定資産利息収入は4百万円(当初予算4百万円)です。なお、特定資産期中平残に対する平均利回りは0.212%となりました。

(別紙24「平成28年度資産管理運用状況報告」参照)

(四) 監査法人による監査等

1. 平成28年度における監査契約

本協会は、一般法人法上の規定における大規模法人(最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が、200億円以上である一般社団法人又は一般財団法人をいいます。)には該当しないため、会計監査人の設置義務はなく(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第62条、第68条、第107条)、また、会計監査人による会計監査を受ける必要はありませんが、財務運営の適正性の観点から、監査法人と監査契約等を結び、財務諸表等(貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書及び財務諸表に対する注記)及び収支計算書等(収支計算書及び収支計算書に対する注記、財産目録)の会計監査を受けています。

平成28年度においても、新日本有限責任監査法人と監査契約等を締結(平成28年7月25日)し、財務諸表等及び収支計算書等の会計監査を受けることとしました。

また、平成28年度より、公益目的支出計画の完了に伴い移行法人でない一般社団法人となったことから、貸借対照表及び正味財産増減計算書の「内訳表」については、公益法人会計基準及びその運用指針に照らして作成義務がないため、財務諸表等に係る監査契約からは除かれることとなっています。

(別紙2「金商法施行後の体制整備等(内部留保の推移、財務運営等を含む)」別添1「公益目的支出計画の実施状況」参照)

2. 平成28年度における監査報告

平成28年度において新日本有限責任監査法人と締結した監査契約により、以下の監査報告書を受けています。

(1) 財務諸表等に対する「独立監査人の監査報告書」

一般法人法第123条及び定款第45条に規定する一般社団法人が作成すべき財務諸表(貸借対照表、正味財産増減計算書、附属明細書及び財務諸表に対する注記)について、財務運営の適正性の観点から監査法人と監査契約を締結し、無限定適正意見を付した監査報告書を平成29年4月25日に受けています。

(2) 収支計算書に対する「独立監査人の監査報告書」

経理規則第40条により協会が作成している収支計算書については、『平成26年4月4日日本公認会計士協会監査基準委員会報告書800「特別目的の財務報告の枠組みに準拠して作成された財務諸表に対する監査」』が発出されたことにより、『「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)』に準拠して、特別目的で作成される収支計算書についても、平成27年度より「独立監査人の監査報告書」の提出を受けることとなり、無限定適正意見を付した監査報告書を平成29年4月25日に受けています。

(3) 財産目録に対する「合意された手続実施結果報告書」

定款第45条により協会が作成している財産目録については、準拠すべき規準として、財産目録だけを抜き出した規準が存在しないため、合意された手続が実施され、「平成29年3月31日現在の貸借対照表と財産目録の貸借対照表科目及び金額を突合した結果、すべて一致していた。」という報告書の提出を平成29年4月25日に受けています。

3. 監査法人と理事とのディスカッション等

(1) 監査法人が効果的かつ効率的な監査を実施するために、本協会の事業環境、事業内容及び内部統制等について理解を深めることは不可欠と考えられることから、監査法人と理事との間で、ディスカッションが行われています。

平成28年度においては、専務理事及び監事と公認会計士との間で10月5日に実施されました。

(2) 本協会監事に対し、監査法人から、監査契約に基づく平成28年度財務諸表等及び収支計算書等に対し「独立監査人の監査報告書」等を提出するにあたって、監査の概要及び結果についての説明が平成29年4月25日に実施されました。

第六部 その他

(一) 平成28年度における定款変更

1. 定款変更の概要

会員の処分等について、定款の規定の明確化及び処分事務の適正化を図るため、定款を一部変更しました。一部変更は、平成29年3月28日の臨時総会で決定され、関係規則(注)とともに平成29年6月23日より施行される予定です。

(注) 関係規則については、平成29年1月13日の自主規制部会を経て、パブリックコメントの募集を実施し、同年2月22日の自主規制委員会において了承され、同年3月13日の理事会にて決定を受けました。

2. 一部変更の内容

(1) 第18条の変更

第18条は、会員の資格喪失事由について規定していますが、現行の同条第2項第1号にて引用している金融商品取引法第29条の4第1項は、平成19年度に施行された同法において、金融商品取引業者の登録の拒否要件を規定するものであり、実態的に会員の資格喪失事由に適さない要件が含まれていたことから、要件を各号列記することにより規定を整理する等の改正を行うものです。

この点に関して、定款変更までの対応として定款第18条第2項第1号及び第2号の取扱いについて制定した内規は今回の定款変更に伴い廃止され、また、当該内規に該当した事案はありませんでした。

(2) 第19条の変更

(ア) 第19条については、今回の処分制度整備の一環として、会員の処分に関する規定を明確化するため、現行の同条第一項に規定されている弁明の手続き、処分の種類、過怠金額の上限及び会員の権利の停止又は制限の期間の上限等について、それぞれ項目ごとに独立の項として新しく第2項から第6項までを規定するものです。

(イ) 第3項は、過怠金の賦課に関して、提案理由記載の通り、現行の上限額1億円について、他協会の状況などを勘案し、法令等の違反が重大なものであって信用を著しく失墜させたと認められる場合には、上限を5億円とすることができる旨を規定するものです。

(ウ) 第4項については、処分対象となる違反行為と相当な因果関係が認められる等の不当な利得相当額が発生している場合には、不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる旨を規定するものです。

(エ) 第9項は、会員処分手続の一環として、他協会の例も踏まえ、新たに不服申立制度を導入するものであり、続く第10項は、会員の処分手続について、明確な手続規則がなかったため、今回、会員に対する処分などにかかる手続に関する規則を制定する旨を規定するものです。以上で第19条関係の説明をおわります。

(3) 第31条の変更

第31条については、役員任期に関する第1項から第4項までの規定において、年度末である3月末に臨時総会を開催していることに省み、同規定中「総会」とされている文言を「通常総会」と改めることにより明確化を図るほか、所要の文言整備を行うもので、このうち、理

事の任期について規定する第1項及び第3項については、理事の任期が1年と定められているところから、「事業年度のうち最終のものに関する総会」を「事業年度に関する通常総会」とするものです。

(4) 第7章の2及び第41条の2の新設

新設される第41条の2は、今回の処分関係制度整備の一環として、本協会が行う第19条に規定する会員に対する処分その他協会規則に定める処分に係る不服の申立てに関する審査を行うため、理事会の決議により不服審査会を設けることができる旨を定めるとともに、不服審査会の構成等に関して必要な事項についての規定を新設し、同条を新設される第7章の2とするものです。

(二) 会員等の状況

1. 会員、特別参加者の状況

(1) 会員、特別参加者の状況

平成29年3月31日現在、本協会の会員は143社、特別参加者は4社です。

平成28年度中、会員については、入会3社、退会2社（事業の全部譲渡1社、金融先物取引業の撤退1社）、特別参加者については、退会1社、会員へ資格の変更1社です。

会員、特別参加者の状況

(平成29年3月31日現在)

業 態	会 員	特 別 参 加 者
都市銀行	4	—
地方銀行	31	—
信託銀行	3	—
その他の銀行	9	—
外国銀行	9	—
地方銀行Ⅱ	5	—
信用金庫	—	—
系統金融機関	1	1
短資会社等	—	—
証券会社	52	2
外国証券会社	3	—
商品先物会社	4	—
先物専門会社	22	—
その他	—	1
合計	143	4

(注)「地方銀行Ⅱ」は、「第二地方銀行協会加盟の地方銀行」の略称。(以下同じ。)

(2) 会員一覧

※ 会員番号順、役職名は会員届による。

都市銀行	会員代表者	
株式会社りそな銀行	代表取締役社長	東 和浩
株式会社三菱東京 UFJ 銀行	頭取	小山田 隆
株式会社三井住友銀行	頭取	國部 毅
株式会社みずほ銀行	取締役頭取	林 信秀

地方銀行	会員代表者	
株式会社千葉銀行	取締役頭取	佐久間 英利
株式会社横浜銀行	代表取締役頭取	川村 健一
株式会社東京都民銀行	取締役頭取	坂本 隆
株式会社伊予銀行	代表取締役頭取	大塚 岩男
株式会社百十四銀行	代表取締役頭取	渡邊 智樹
株式会社北陸銀行	代表取締役頭取	庵 栄伸
株式会社北海道銀行	代表取締役頭取	笹原 晶博
株式会社第四銀行	取締役頭取	並木 富士雄
株式会社北越銀行	取締役頭取	荒城 哲
株式会社北國銀行	代表取締役頭取	安宅 建樹
株式会社十六銀行	取締役頭取	村瀬 幸雄
株式会社千葉興業銀行	取締役頭取	青柳 俊一
株式会社中国銀行	取締役頭取	宮長 雅人
株式会社広島銀行	取締役頭取	池田 晃治
株式会社常陽銀行	取締役頭取	寺門 一義
株式会社八十二銀行	取締役頭取	湯本 昭一
株式会社大垣共立銀行	取締役頭取	土屋 嶮
株式会社静岡銀行	取締役頭取	中西 勝則
株式会社京都銀行	取締役頭取	土井 伸宏
株式会社西日本シティ銀行	取締役頭取	谷川 浩道
株式会社山口銀行	取締役頭取	吉村 猛

地方銀行	会員代表者	
株式会社佐賀銀行	取締役頭取	陣内 芳博
株式会社百五銀行	取締役頭取	伊藤 歳恭
株式会社群馬銀行	取締役頭取	齋藤 一雄
株式会社滋賀銀行	取締役頭取	高橋 祥二郎
株式会社池田泉州銀行	代表取締役頭取	藤田 博久
株式会社福井銀行	取締役兼代表執行役頭取	林 正博
株式会社七十七銀行	取締役頭取	氏家 照彦
株式会社北九州銀行	取締役頭取	藤田 光博
株式会社福岡銀行	取締役頭取	柴戸 隆成
株式会社足利銀行	代表取締役頭取	松下 正直

信託銀行	会員代表者	
三井住友信託銀行株式会社	取締役社長	常陰 均
三菱UFJ信託銀行株式会社	取締役社長	池谷 幹男
みずほ信託銀行株式会社	取締役社長	中野 武夫

その他の銀行	会員代表者	
株式会社ジャパンネット銀行	代表取締役社長	小村 充広
株式会社埼玉りそな銀行	代表取締役社長	池田 一義
株式会社あおぞら銀行	代表取締役社長	馬場 信輔
楽天銀行株式会社	代表取締役社長 最高執行役員	永井 啓之
株式会社新生銀行	代表取締役社長	工藤 英之
ソニー銀行株式会社	代表取締役社長	伊藤 裕
住信SBIネット銀行株式会社	代表取締役社長	円山 法昭
シティバンク銀行株式会社	代表取締役社長	アンソニー・ピー・デラ・ ピエトラ・ジュニア
株式会社じぶん銀行	代表取締役社長	鶴我 明憲

外国銀行	会員代表者	
パークレイズ銀行	日本における代表者	加島 章雄
香港上海銀行	日本における代表者	オリビエ・パクトン
UBS銀行	日本における代表者兼 共同支店長	小関 泉
ソシエテ・ジェネラル銀行	日本における代表者兼 東京支店長	Raphael Cheminat
クレディ・スイス銀行	日本における代表者 支店長ディレクター	市東 久
JPモルガン・チェース銀行	日本における代表者兼 東京支店長	李家 輝
ビー・エヌ・ピー・パリバ銀行	東京支店長 兼 日本における代表者	Nicolas Pillet
バンク・オブ・アメリカ・エヌ・エイ	東京支店長	大森 美和
シティバンク、エヌ・エイ	日本における代表者	ジェイソン・リケイト

第二地方銀行	会員代表者	
株式会社北洋銀行	取締役頭取	石井 純二
株式会社関西アーバン銀行	頭取（代表取締役）兼 最高執行責任者（COO）	橋本 和正
株式会社もみじ銀行	取締役頭取	小田 宏史
株式会社みなと銀行	取締役頭取	服部 博明
株式会社東京スター銀行	代表執行役頭取	入江 優

系統金融機関	会員代表者	
株式会社商工組合中央金庫	代表取締役社長	安達 健祐

証券会社	会員代表者	
岩井コスモ証券株式会社	代表取締役会長	沖津 嘉昭
みずほ証券株式会社	代表取締役社長	坂井 辰史
メリルリンチ日本証券株式会社	代表取締役社長	瀬口 二郎
野村証券株式会社	取締役兼代表執行役社長	永井 浩二

証券会社	会員代表者	
シティグループ証券株式会社	代表取締役社長兼 CEO	ルーク・ランデル
ひまわり証券株式会社	代表取締役社長	秋葉 仁
松井証券株式会社	代表取締役社長	松井 道夫
ドイツ銀行株式会社	代表取締役社長	桑原 良
大和証券株式会社	取締役社長	日比野 隆司
株式会社 SBI 証券	代表取締役社長	高村 正人
クレディ・スイス証券株式会社	代表取締役社長兼 CEO	マーティン・キーブル
JPモルガン証券株式会社	代表取締役社長 チーフ・エグゼクティブ・オフィサー	李家 輝
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	代表取締役社長	ジョナサン・キッドレッド
楽天証券株式会社	代表取締役社長	楠 雄治
パークレイズ証券株式会社	代表取締役社長	木曾 健太郎
岡三オンライン証券株式会社	取締役社長	大杉 茂
GMOクリック証券株式会社	代表取締役社長	鬼頭 弘泰
ゴールドマン・サックス証券株式会社	代表取締役社長	持田 昌典
益茂証券株式会社	取締役社長	木内 幹男
트레이ダーズ証券株式会社	代表取締役社長	金丸 勲
マネックス証券株式会社	代表取締役会長	松本 大
カブドットコム証券株式会社	取締役 代表執行役社長	齋藤 正勝
株式会社DMM.com 証券	代表取締役	谷川 龍二
インヴァスト証券株式会社	代表取締役社長	川路 猛
株式会社ライブスター証券	代表取締役社長	根津 文彦
新生証券株式会社	代表取締役社長	多良 尚浩
ソシエテ・ジェネラル証券株式会社	代表取締役社長	Raphael Cheminat
東岳証券株式会社	代表取締役社長	犬嶋 隆
東海東京証券株式会社	代表取締役会長 (最高経営責任者)	石田 建昭
株式会社アイネット証券	代表取締役社長	飯田 俊彦
SMBC日興証券株式会社	取締役社長	清水 喜彦

証券会社	会員代表者	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	取締役社長	長岡 孝
あい証券株式会社	代表取締役	加藤 文典
セントレード証券株式会社	代表取締役社長	松田 文和
サクソバンク証券株式会社	代表取締役社長	小島 和
IG証券株式会社	代表取締役社長	パトリック・マクゴナグル
フィリップ証券株式会社	代表取締役社長	下山 均
BNPパリバ証券株式会社	代表取締役	フィリップ・アヴリル
日産証券株式会社	代表取締役社長	二家 英彰
カネツFX証券株式会社	代表取締役社長	水野 慎次郎
EZ インベスト証券株式会社	代表取締役会長兼社長	ヨアブ ケイダー
UBS証券株式会社	代表取締役社長	中村 善二
野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス株式会社	取締役会長	仲田 正史
プレミア証券株式会社	代表取締役社長	三日市 理
IS証券株式会社	代表取締役社長	多田 一昭
立花証券株式会社	代表取締役社長	石井 登
株式会社FPG証券	代表取締役社長	深谷 幸司
あかつき証券株式会社	代表取締役社長	工藤 英人
インタラクティブ・ブローカーズ証券株式会社	代表取締役	林 保明
株式会社efx.com 証券	代表取締役社長	宇佐美 麻己
株式会社マネーパートナーズ	代表取締役社長	奥山 泰全
株式会社マネースクウェア・ジャパン	代表取締役社長	相葉 斉

外国証券会社	会員代表者	
HSBC証券会社	代表取締役社長・東京支店長	アマール ダリラ
クレディ・アグリコル証券会社	日本における代表者	Antoine SIRGI
スコシア証券会社	日本における代表者兼東京支店長	藤田 博司

商品先物会社	会員代表者	
豊商事株式会社	代表取締役社長	安成 政文
岡安商事株式会社	代表取締役会長	岡本 安明
サンワード貿易株式会社	代表取締役	依田 年晃
株式会社フジトミ	代表取締役社長	細金 英光

先物専門会社	会員代表者	
株式会社FXプライムbyGMO	代表取締役社長	安田 和敏
JFX株式会社	代表取締役	小林 芳彦
セントラル短資FX株式会社	代表取締役社長	松田 邦夫
上田ハーロー株式会社	取締役社長	中村 信之
クリエイトジャパン株式会社	代表取締役社長	堀川 貢司
株式会社外為どっとコム	代表取締役社長	竹内 淳
FOREX EXCHANGE 株式会社	代表取締役社長	北見 悟志
株式会社アリーナ・エフエックス	代表取締役	須澤 通雅
株式会社AFT	代表取締役	宮本 正次
ゲインキャピタル・ジャパン株式会社	代表取締役	百瀬 茂
株式会社FXブロードネット	代表取締役社長	中町 剛
株式会社外為オンライン	代表取締役社長	古作 篤
ロンナル・フォレックス株式会社	代表取締役	井上 成雄
ワイジェイFX株式会社	代表取締役社長	荒川 佳一朗
ヒロセ通商株式会社	代表取締役	細合 俊一
株式会社FXトレード・フィナンシャル	代表取締役社長	鶴 泰治
OANDA Japan 株式会社	代表取締役	柳澤 義治
アヴァトレード・ジャパン株式会社	代表取締役	丹羽 広
外為ファイネスト株式会社	代表取締役	石野 由美子
デューカスコピー・ジャパン株式会社	代表取締役	田代 信次
SBI FXトレード株式会社	代表取締役	尾崎 文紀
Binary 株式会社	代表取締役	Tanser Mark Jamaes

(3) 特別参加者一覧

※ 特別参加者番号順、役職名は会員届による。

系統金融機関	特別参加者代表者	
農林中央金庫	代表理事 理事長	河野 良雄
証券会社	特別参加者代表者	
ステート・ストリート・グローバル・ マーケット証券株式会社	代表取締役	デービッド・ウィリアム・ニコルズ
エイト証券株式会社	代表取締役社長	飯盛 信文
その他	特別参加者代表者	
SBIリクイティ・マーケット 株式会社	代表取締役社長	重光 達雄

2. 役員等の状況

(1) 役員

平成29年3月31日現在の本協会の役員は、次のとおりです。

※役員名は、会員届による。

理事(会長)	國部 毅	株式会社三井住友銀行	頭取
理事(副会長)	日比野 隆司	大和証券株式会社	取締役社長
理事	小山田 隆	株式会社三菱東京UFJ銀行	頭取
理事	齋藤 一雄	株式会社群馬銀行	取締役頭取
理事	池谷 幹男	三菱UFJ信託銀行株式会社	取締役社長
理事	円山 法昭	住信SBIネット銀行株式会社	代表取締役社長
理事	楠 雄治	楽天証券株式会社	代表取締役社長
理事	相葉 斉	株式会社マネースクウェア・ジャパン	代表取締役社長
理事	竹内 淳	株式会社外為どっとコム	代表取締役社長
理事	荒川 佳一郎	ワイジェイFX株式会社	代表取締役社長
(非会員理事)			
理事(専務理事)	後藤 敬三	協会	専務理事
監事	高橋 経一	公益財団法人 金融情報システムセンター	常務理事

(2) 委員会委員

平成29年3月31日現在の本協会の業務委員会及び自主規制委員会並びに規律委員会の役員は、次のとおりです。

(ア) 業務委員会

※役員名は、会員届による。

委員長	車谷 暢昭	株式会社三井住友銀行	取締役兼 副頭取執行役員
副委員長	白川 香名	大和証券株式会社	執行役員
委員	内田 和人	株式会社三菱東京 UFJ 銀行	常務執行役員
委員	金井 祐二	株式会社群馬銀行	常務取締役
委員	長島 巖	三菱UFJ信託銀行株式会社	取締役 専務執行役員
委員	熊田 弘	住信SBIネット銀行株式会社	受信・決済事業部長
委員	永倉 弘昭	楽天証券株式会社	執行役員 FX本部長
委員	藤森 昭彦	株式会社マネースクウェア・ジャパン	取締役 営業本部長
委員	木村 洋	株式会社外為どっとコム	執行役員 管理本部長
委員	浅川 佳延	ワイジェイFX株式会社	執行役員
(非会員委員)			
委員	後藤 敬三	協会	専務理事

(イ) 自主規制委員会

※役員名は、会員届による。

委員長	内田 和人	株式会社三菱東京 UFJ 銀行	常務執行役員
副委員長	寺口 智之	野村證券株式会社	代表執行役
副委員長	須藤 博史	セントラル短資FX株式会社	取締役 営業推進部長
委員	金井 祐二	株式会社群馬銀行	常務取締役
委員	長島 巖	三菱UFJ信託銀行株式会社	取締役 専務執行役員
委員	熊谷 泰治	みずほ証券株式会社	常務取締役兼 常務執行役員
委員	森部 隆士	松井証券株式会社	常務取締役 コンプライアンス部 システム部管掌
委員	山田 博文	岡三オンライン証券株式会社	取締役
委員	高野 修次	GMOクリック証券株式会社	常務取締役

委員	奥山 泰全	株式会社マネーパートナーズ	代表取締役
委員	百瀬 茂	ゲインキャピタル・ジャパン株式会社	代表取締役社長
委員	衣川 貴裕	ヒロセ通商株式会社	専務取締役
委員	鶴 泰治	株式会社FXトレード・フィナンシャル	代表取締役社長
(非会員委員)			
委員	神作 裕之	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授
委員	後藤 敬三	協会	専務理事

(ウ) 規律委員会

※役員名は、届出による。

委員長	神作 裕之	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授
副委員長	津野 修	原・植松法律事務所	弁護士
委員	弥永 真生	筑波大学	ビジネスサイエンス系 教授

(3) 部会等

(ア) 業務部会

平成29年3月31日現在の本協会の業務部会の部会員は次のとおりです。

※役員名は、会員届による。

部会長	大橋 貞章	株式会社三井住友銀行	投資銀行統括部 上席推進役
副部会長	野原 寛	大和証券株式会社	ダイレクト企画部 ビジネス企画課 次長
部会員	山下 篤志	株式会社三菱東京UFJ銀行	市場企画部 次長
部会員	森尻 康弘	株式会社群馬銀行	市場金融部 部長
部会員	廣田 剛	三菱UFJ信託銀行株式会社	市場国際部 次長
部会員	熊田 弘	住信SBIネット銀行株式会社	受信・決済事業部長
部会員	徳光 裕章	楽天証券株式会社	FX本部 FX事業部 リーダー
部会員	北澤 一夫	株式会社マネースクウェア・ジャパン	業務管理本部
部会員	沼部 恭敬	株式会社外為どっとコム	コンプライアンス部 部長
部会員	小西 洋平	ワイジェイFX株式会社	法務コンプライアンス部 マネージャー
(非会員部会員)			

部会員	山崎 哲夫	協会	統括役・事務局長
-----	-------	----	----------

(イ) 自主規制部会

平成29年3月31日現在の本協会の自主規制部会の部会員は次のとおりです。

※役員名は、会員届による。

部会長	山下 篤志	株式会社三菱東京UFJ銀行	市場企画部 次長
副部会長	伊藤 理紗	野村證券株式会社	コンプライアンス統括部 Vice President
副部会長	村瀬 智恵子	セントラル短資FX株式会社	リスク管理室長
部会員	森尻 康弘	株式会社群馬銀行	市場金融部 部長
部会員	廣田 剛	三菱UFJ信託銀行株式会社	市場国際部 次長
部会員	星子 哲徳	みずほ証券株式会社	ネット営業推進部 次長
部会員	雑賀 基夫	松井証券株式会社	取締役 コンプライアンス部長
部会員	並木 隆	岡三オンライン証券株式会社	コンプライアンス部 次長
部会員	及川 昌弘	GMOクリック証券株式会社	デリバティブ部長
部会員	佐々木 周一	株式会社マネーパートナーズ	内部管理統括部 部長
部会員	小畑 太	ゲインキャピタル・ジャパン株式会社	コンプライアンス部長
部会員	古草 鉄也	ヒロセ通商株式会社	取締役
部会員	小林 彰彦	株式会社FXトレード・フィナンシャル	取締役副社長
(非会員部会員)			
部会員	神作 裕之	東京大学大学院	法学政治学研究科 教授
部会員	山崎 哲夫	協会	業務部長

(ウ) 事務連絡会

事務局に理事各社及び協会事務局の職員で構成する事務連絡会を置き、総会及び理事会の議案整理その他所要の連絡事務にあたっています。

(エ) FX幹事会

FX幹事会は、外国為替証拠金取引に関する規制環境の変化に対応する所要の審議を行うため、平成21年2月に発足した外国為替証拠金取引（FX）専門部会（仮称）の後を受けて、同年6月に業務部会及び自主規制部会の下に設置されたFX部会及びFX部会幹事会を、平成26年7月より一本化したものであり、平成29年3月31日現在では20社が参加しています。本年度の部会長、幹事は以下のとおりです。

部会長 セントラル短資FX株式会社
 副部会長 大和証券株式会社、株式会社外為どっとコム
 幹事会社 ソニー銀行株式会社
 野村証券株式会社
 松井証券株式会社
 楽天証券株式会社
 岡三オンライン証券株式会社
 GMOクリック証券株式会社
 マネックス証券株式会社
 カブドットコム証券株式会社
 インヴァスト証券株式会社
 株式会社マネーパートナーズ
 株式会社マネースクウェア・ジャパン
 ゲインキャピタル・ジャパン株式会社
 株式会社外為オンライン
 ワイジェイFX株式会社
 ヒロセ通商株式会社
 株式会社FXトレード・フィナンシャル
 SBI FXトレード株式会社

(オ) 通貨オプション(COP)部会

COP部会は、通貨オプションに関する規制環境の変化に対応する所要の審議を行うため、通貨オプション(COP)専門部会(仮称)の後を受けて、業務部会及び自主規制部会の下で、平成21年2月より活動を開始し、現在では次の9社が参加し、部会長は以下のとおりです。

部会長 株式会社三井住友銀行
 株式会社三菱東京UFJ銀行
 株式会社みずほ銀行
 株式会社千葉銀行
 株式会社百十四銀行
 三井住友信託銀行株式会社
 株式会社あおぞら銀行
 野村証券株式会社
 SMBC日興証券株式会社

(カ) 個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会

個人向け店頭バイナリーオプション取引作業部会はバイナリーオプション取引の実務対応の標準化を図ること等を目的に、業務・自主規制部会の承認のもと、平成25年8月1日の個人向けバイナリーオプション規制の施行に合わせ設置され、現在では次の7社が参加し、座長等は以下のとおりです。

座長 株式会社FXトレード・フィナンシャル
 GMOクリック証券株式会社
 トレイダーズ証券株式会社

I G証券株式会社
株式会社FXプライムbyGMO
ワイジェイFX株式会社
ヒロセ通商株式会社

(三) 事業報告書付属明細書

平成28年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので作成しない。

平成29年6月
一般社団法人金融先物取引業協会

事業報告書資料編

別紙1	金融先物取引業協会の系譜	・・・	93
別紙2	金商法施行後の体制整備等（内部留保の推移、財務運営等を含む。）	・・・	99
別紙3	総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等	・・・	107
別紙4	平成28年度会議日程	・・・	115
別紙5	一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況	・・・	117
別紙6	一般社団法人金融先物取引業協会組織図	・・・	126
別紙7	Kinsaki-net 概要	・・・	128
別紙8	平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）監査結果	・・・	129
別紙9	処分関係制度整備の概要	・・・	130
別紙10	金融商品取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する 委任事務の処理について（平成28年度）	・・・	131
別紙11	外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び 内部管理責任者資格試験の実施状況	・・・	134
別紙12	FX取引に関するこれまでの主な施策	・・・	135
別紙13	個人向けバイナリーオプション取引にかかる自主規制の取組み状況	・・・	141
別紙14	FX取引に係る金融モニタリングレポートに関する調査等に係る 論点（平成27年11月20日第10回FX幹事会提出資料）	・・・	142
別紙15	あっせん・苦情・相談処理状況	・・・	146
別紙16	協会開催セミナー・説明会等の開催状況	・・・	147
別紙17	協会事務局への統計に関する定期報告（平成27年4月1日以降）	・・・	153
別紙18	所管金融商品取引の状況（マッピング）	・・・	154
別紙19	投資教育事業計画	・・・	158
別紙20	投資家教育国際フォーラム(IFIE)の概要	・・・	163
別紙21	他の自主規制機関等との協調	・・・	165
別紙22	平成28年度収支計算書の概要	・・・	167
別紙23-1	平成35年度までの試算（平成29年度予算ベース）現行ベース （平成28年度決算織込み済み）	・・・	168
別紙23-2	平成35年度までの試算（平成29年度予算ベース）見直し案 （平成28年度決算織込み済み）	・・・	169
別紙24	平成28年度資産管理運用状況報告	・・・	170
別紙25	金融サービス業におけるプリンシプルと協会のこれまでの活動	・・・	172

別紙1 金融先物取引業協会の系譜

1. 平成元年8月（社団法人 金融先物取引業協会）

金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第104条により、委託者等の保護を図るとともに、金融先物取引業の健全な発展に資することを目的として、金融先物取引業者を会員とする民法第34条の規定に基づく社団法人として大蔵大臣より設立認可（平成元年8月4日）を受け設立されました。

2. 平成19年9月（認定金融商品取引業協会）

証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年6月14日法律第65号）に伴い、同法の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、同法施行日（平成19年9月30日）において金融商品取引法第78条第1項に規定する認定を受けた認定金融商品取引業協会とみなされました。（「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年6月14日法律第66号）第89条）

金融商品取引法第79条の3の規定により業務規程（平成20年2月27日理事会決定。平成20年3月31日施行）の認可を受けました（平成20年3月31日付）。

3. 平成20年12月（特例民法法人）

平成18年6月2日法律第50号「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第40条により特例民法法人に移行しました。

4. 平成24年4月（一般社団法人）

平成24年4月1日に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第45条に基づく認可を受け、特例民法法人から一般社団法人へ移行しました。

なお、今回の特例民法法人から一般社団法人への移行によっても法人の同一性は継続しています。

業務規程については、一般社団法人への法人格移行を反映した一部変更（平成24年3月14日理事会決定。同年4月1日施行）について、平成24年3月30日付で金融商品取引法第79条の3の規定に基づき認可を受けました。

5. 平成26年8月（認定個人情報保護団体）

外国為替証拠金取引が個人顧客の間に広がり、定着し、また、個人向けバイナリーオプション取引等の新たな個人向け取引が行われるようになるなど、個人顧客の個人情報を中心に、ますます個人情報保護への取組みが必要となる中で、会員の一層の個人情報保護の推進に努めることを目的とし、個人情報の保護に関する法律第37条第1項に基づく認定個人情報保護団体の認定申請を平成26年3月31日に行い、平成26年8月1日付で認定を受けました。

(参考)

金融商品取引業協会懇談会名簿

委員	安東 俊夫	(日本証券業協会 会長)
	奥 正之	(金融先物取引業協会 会長)
	加藤 雅一	(日本商品投資販売業協会 会長)
	辻 雅夫	(日本証券投資顧問業協会 会長)
	樋口 三千人	(投資信託協会 会長)
	神田 秀樹	(東京大学大学院 教授)

オブザーバー

	河野 正道	(金融庁監督局審議官)
	細溝 清史	(金融庁総務企画局審議官)

(敬称略・五十音順)

金融商品取引業協会懇談会

幹事会名簿

座長	神田秀樹	(東京大学大学院教授)
有識者委員	井口尚志	(国民生活センター相談調査部長)
	神作裕之	(東京大学大学院教授)
	楠本くに代	(金融消費者問題研究所代表)
	黒沼悦郎	(早稲田大学大学院教授)
	ミッテル・メイソ	(IBA証券分科委員長、ドイツ証券COO)
委員	金子義昭	(投資信託協会副会長・専務理事)
	坂本哲郎	(日本商品投資販売業協会常務理事)
	長尾和彦	(日本証券投資顧問業協会専務理事)
	藤村英樹	(金融先物取引業協会専務理事)
	増井喜一郎	(日本証券業協会副会長)
オブザーバー	河野正道	(金融庁監督局審議官)
	水見野良三	(金融庁監督局証券課長)
	三井秀範	(金融庁総務企画局市場課長)
	松尾直彦	(金融庁総務企画局金融商品取引法令準備室長)

(敬称略・五十音順)

法 人 格 移 行

(ア) 本協会の、自主規制団体としての位置づけについては、金融先物取引法（昭和63年法律第77号）第104条に基づく金融先物取引業協会として平成元年8月4日に認可されました。次に、平成18年6月14日法律第65号における証券取引法等の一部改正に伴う「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成18年6月14日法律第66号）第89条により、同法の施行の際現に存する金融先物取引業協会は、同法施行日（平成19年9月30日）において金融商品取引法第78条第1項に規定する認定を受けた認定金融商品取引業協会とみなされました。その後、今回の特例民法法人から一般社団法人への移行によっても、法人の同一性は継続しています。また、業務規程については、一般社団法人への法人格移行を反映した一部変更（平成24年3月14日理事会決定）が行われ、平成24年3月30日付で金融商品取引法第79条の3規定に基づく4月1日施行認可を受けました。

(イ) 公益目的支出計画

① 公益目的支出計画の意義及び本協会の計画

整備法第119条により、民法上の社団法人が特例民法社団を経て一般社団法人に移行する場合には、移行時に法人に留保されている財産を「公益目的財産」として、公益目的支出計画に従い、その全てを一般社団となった後に公益目的のために支出することが必要とされています。本協会は、この規定に従い、認可申請に際して、平成27年度までの移行後4年間で公益目的財産額を支出する計画を策定し、前記平成23年11月臨時総会で決定を受けたものです。

② 公益目的支出の見込額は、361,328,212円です。この金額は、平成23年11月総会決定の後、内閣府公益認定委員会事務局における審査により、経費按分計算方式に関する技術的項目等について修正を受け、平成24年3月28日の総会に付議可決された計画における金額です。なお、この修正による公益目的支出計画の実施期間4年に変更はありません。

③ 平成23年度決算によって、公益目的財産額は、1,004,015,258円と確定し、公益目的収支差額の見込額についても、平成24年度予算書（正味財産増減計算書ベース）により、327,816,051円と確定しました。この確定によっても公益目的支出計画の実施期間4年に変更はありません。

(ウ) 関係諸規則等の整備

① 名称関係

法人格移行に伴い、本協会の名称が変更されますが、これに伴う会員における諸事務等については、極力会員負担を軽減するよう努めました。また、これに伴う協会の規則等の整備を行いました。

② 財務関係

i 新法人移行後は一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）及び公益法人会計基準（20年4月11日 内閣府公益認定等委員会）が適用となることから「経理規則」について所要の見直しを行いました。

ii 新法人移行後における協会の内部留保について、その構成、繰入及び取崩の方法等を定めた、「過剰金積立資金規程」、「自主規制事業実施積立資金規程」、「会費充当積立資金規程」を制定しました。

iii 協会資産の管理運用に当たっては、安全かつ確実な方法により行い、公益目的の安定的・積極的な遂行を行うことが必要であるため、定款第48条の規定により資産の

管理運営についてその目的、基本原則、報告体制等を明確にした「資産管理運用規程」を制定しました。

iv これら規定の施行は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行します。

③ 役員報酬等及び費用に関する規程

一般法人法第89条及び第105条において、役員（理事及び監事）の報酬はその額を定款に定めていない場合、その額及び支給の基準を総会の決議によって定める必要があるため、本協会においては、新定款第33条の規定に基づき、役員報酬等及び費用に関する規程を平成23年11月1日開催の臨時総会において制定しました。この規程は、整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行します。

(エ) 「正味財産」に計上されている預託金の経理処理について

現在「正味財産」に計上されている財産のうち、「預託金」は、会員が入会したときに本協会に納入し、退会、資格喪失または除名されたときに返還するものであり、本協会の「基金」に繰り入れ、管理されています。

従来、「預託金」については、基本財産的な意味合いと負債的な意味合いを持つものとして本協会においては正味財産として管理してきた経緯がありましたが、「預託金」を基金として管理することは、新しい公益法人に関する規則における「基金」とは性格を異にしており、預託した会員の退会時等において返還義務のある資金であることから、負債の性質が強く「負債」の部に計上することがより妥当と考え、本協会監査法人との協議を経て、平成24年3月31日に負債への計上替えをすることを決定しました。

決算時の経理処理において、預託金は預り預託金として負債に計上替えされ、同額が基金対象資産に繰り入れられました。

また、負債性を明確にした新しい預託金預り証への差し替えを行いました。

(オ) 保有有価証券の売却について

本協会の特定資産の基金対象資産を構成し、有利運用の観点から、従来より保有してきた20年長期国債等について、法人格移行に際し、売却を行いました。売却益は、平成23年度収支計算書上、特定資産売却収入に計上され、公益目的保有財産として一般社団法人に引き継がれます。

公益法人制度改革対応に関する懇談会 開催記録

開催日時	内容
第1回 平成22年6月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・公益法人制度改革とは ・公益認定、一般認可ショートレビューのポイント説明 ・公益認定、一般認可のメリット、デメリット ・その他
第2回 平成22年9月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府への第1回相談の結果 <ul style="list-style-type: none"> (1) 協会事業の公益性について (2) 正味財産（基金）の取扱いについて ・税制上の取扱いについて ・連座制について ・公益法人制度におけるガバナンスについて ・定款改正についての主要検討事項 ・役員の構成と役員報酬規程

開催日時	内容
	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の編成と執行についての規程 ・新法人移行後の正味財産の設計についての検討事項 ・懇談会における検討の前提としての方向性 ・今後のスケジュールについて
第3回 平成22年10月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・正味財産（基金）の取扱いについて ・定款改正についての検討事項について ・その他
第4回 平成22年11月4日	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の機関構成について ・役員報酬規程について ・その他
第5回 平成22年12月21日	<ul style="list-style-type: none"> ・新法人の骨格と定款について ・申請・移行に伴う措置について <ul style="list-style-type: none"> (1) 申請に必要な事項 (2) 移行措置 ・今後の予定
第6回 平成23年2月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・リーガルチェックを踏まえた新法人の定款案について ・法人形態の選択について ・今後の申請・移行に向けた段取りについて ・業務委員会の報告について
第7回 平成23年7月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・公益社団法人と一般社団法人の比較について ・長期推計の仮定計算
第8回 平成23年9月1日	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委員会報告（第2回）案 ・定款変更案 <ul style="list-style-type: none"> (1) 定款の主要な変更箇所について (2) 定款変更案新旧対照表 ・役員報酬等及び費用に関する規程（案） ・公益目的支出計画（案） （参考） ・資金に関する規程 <ul style="list-style-type: none"> (1) 過剰金資金規程（案） (2) 自主規制事業実施資金規程（案） (3) 会費充当準備資金規程（案） ・その他 <ul style="list-style-type: none"> (1) 今後の日程案 (2) 法人格移行対応についての参考資料

別紙 2 金商法施行後の体制整備等（内部留保の推移、財務運営等を含む。）

1. 金商法施行後の内部留保の推移（公益目的支出計画の完了まで）

（1）公益法人時代の内部留保の推移

公益目的支出計画より払い出している旧公益法人時代の内部留保の金商法施行の平成19年度以降の推移については、以下の通りです。なお、公益法人時代における平成20年度以降の体制整備及び財務運営の概要等は次項の通りです。

- ① 平成19年度末における特定資産のうち預託金を除いた、いわゆる基金残高は、699百万円、繰越収支差額は134百万円で、一般的な支出財源に充当可能な内部留保は、両者の合計833百万円でした。
- ② その後、一般社団法人移行の直前である平成23年度末までに、
 - (a) 体制整備の一環として行ったシステム整備等の緊急対策のための物件費39百万円のほか、
 - (b) 役員退職慰労金関係支出を併せ合計54百万円が取り崩され、
 - (c) 他方、各年度の年度内経費削減と採用延伸による人件費不用が76百万円生じました。
- ③ この結果、法人格移行の際の全体としての内部留保は、855百万円となりました。
- ④ これに、過剰金収入より積み立てられた過剰金積立資金43百万円、固定資産106百万円を加えた1,004百万円が公益目的財産とされました。

（2）公益目的支出計画の遂行

上記の公益目的財産額1,004百万円は、公益目的支出計画に従い、平成27年度までに全額払い出されました。公益目的支出計画が完了したことに伴い、内閣府公益認定等委員会に「公益目的支出計画実施完了確認請求」を提出し、平成28年12月21日付きで、「確認書」を受領しました。

（参照 別添1「公益目的支出計画の実施状況」）

2. 金商法施行後の体制整備等

（1）平成20年度体制整備等

① 体制整備

平成20年度においては、セキュリティ対応等を含む法人運営の適正化、FX取引・店頭通貨オプション等についてのデリバティブ制度整備等の動向等を踏まえた自主規制活動の水準向上が、関係方面の指導を含め、協会運営のリスク対応上急務であり、同年度に行った緊急対応の後、人的・物的な体制整備を計画することが必要と考えられました（注）。

（注）上記の体制等の水準検討等に当たっては、協会が果たすべき業務水準、備えるべき体制の水準を如何にして見いだすかが大きな問題点でしたが、具体的な水準は自主規制団体が自ら見出すべき事情にあることを踏まえ、以下のような点や他の例を参酌しつつ、検討をしました。その後の年度においても、その時々々の規制環境を踏まえ、試行錯誤も含め、種々検討が重ねられました。

- (a) 証券取引等監視委員会との意見交換、民法法人であった当時の主務当局からの指摘等に対応し、
- (b) 金融商品取引法の規定等のほか、平成19年6月に取りまとめられ、公表された当時の5団体等による「金融商品取引業協会懇談会中間論点整理」における業務範囲等の考え方を踏まえ、
- (c) 平成18年11月に公表された国際証券業協会会議諮問委員会（ICSA）による提言（「自主規制機関のベストプラクティス」）等の国際的な相場感等を参照しました。

② 事務局人員の増員

これらの検討を踏まえ、平成21年6月総会において、規制環境変化等に対応するため、平成22年度までに対平成20年度末(14人)比11人増員を内容とする計画を説明しました。

その後、事務量見直しに基づく計画見直しを行いながら、計画期間を当初の2年から4年に延伸して、各年度総会に諮りつつ増員を行い、平成24年度にほぼ一巡しました。

体制整備の成果はモニタリング組織の設置(平成22年7月)等、各部署で効果をあげています。

(2) 平成21年度体制整備等

体制整備にあたり、認定金融商品取引業協会(自主規制団体)の備えるべき体制、あるいは、果たすべき業務内容等についての明示的・具体的な水準は、協会が自ら見出してゆくべきものと認められ、整備水準・経費水準を見越すことは困難な状況でしたが、可能な限りの点を参酌し、上述のように、人的には平成21、22年度での増員11人を計画し、物的にはセキュリティ等の物的整備を進めることとしました。

(会費制度の改正)

このような整備とともに、会費について、次のような措置が取られました。

- ① 従前の過年度収支差損補てんのための比例会費に対して、会費規則を改正(21年5月理事会決定)し、当該年度の業務環境等を踏まえた当年度会費所要額を当初予算に計上することとし、また、定額会費年額を50万円から55万円に引き上げました。
- ② 他方、当時の市場環境等から会員の収益環境等が極めて厳しい状況にあったことに配慮し、当時の内部留保、繰越収支差額の状況も踏まえ、内部留保の一定範囲での活用を行うとともに、平成20年度分収支差損の会費の不徴収としました。

(3) 平成22年度当時の体制整備・財務運営等

平成22年度以降の財務運営においては、以下のような削減努力等が講じられた結果、会費所要額(実施事業支出)と会費負担額との関係において、会費所要額に対して複数の削減(内部留保取崩し及び過年度の収入超過の返還)が講じられることとなりました。

- ① (増員実施と計画延伸) 平成21年度に約半数の増員を行った以降は、規制環境の展開等に対応してゆく過程で、将来の業務量の動向を見越し、協会全般の業務見直しを行いつつ、逐次、人員配備のあり方、物的整備の所要を見定めて慎重に増員を進めることとし、平成22年度以降、逐年計画を延伸しつつ、平成24年度において体制整備のほぼ一巡を視野に入れるにいたったものです。
増員に当たっては、協会自体の体制整備の進展、規制環境等の変化に対応して、必要とされるマンパワーの質・量(年齢、専門性等)も変化するところから、業務展開を見定めつつ実施したことにより、人件費の推計等においては、技術的困難さも含め、精度が期待しがたい状況でした。この過程においては、透明性確保の観点から、この事情を説明し、毎年度の採用の具体化状況に応じて、その内容を都度、総会等にご説明した次第です。
- ② (財務運営) 厳しい経営環境が続く中での会費負担についての会員の意見等や、内部留保水準等の状況から内部留保の一定の取崩しにより、会費負担の軽減を図りました。これを行うに当たっては、この間、財務節度に配慮し、経費の性格等に着眼した、内部留保の用途について、下記のような自己制約条件を設定して、その条件の範囲内で、内部留保の一定範囲の取崩しを予算計上することにより、実際の会費徴収額算定は、会費所要額からそ

の分が減少することとなり、会費負担水準の軽減が図られることとなり、これを会員にご説明しました。

(a) 体制整備には、平成17年度において協会の自主規制担当分野にFX取引等が加わり、多数の新規入会が生じたことに関連する部分が多く、また、内部留保には入会金が含まれているところから、体制整備の物的整備等の一回性経費の財源に充てるための取崩し

(b) 過剰金収入について、投資者保護のための金融ADRへの参画に関する経費等へ充当するための取崩し

- ③ (決算不用の対応) 更に、当初予算で徴収した会費について、採用の延伸や年度中の事業見直しによる効率化等を含め、決算不用が生じた結果、収入超過が生じた場合には、これを次年度以降の会費所要額から削減することとして、いわば返還を行い、内部留保とはしないこととしました。なお、この過程で、平成22年度予算より、年度開始前の予算編成を行うこととしたため、予算編成作業段階では、前年度決算が未確定となり、超過徴収分の会費所要額からの返還は決算確定後の直近年度となる次々年度までに処理することとなりました。

(4) 中長期的な財務均衡の必要性

財務面においては、現在、運用収入及び定額会費の減少、人件費の増加等の要因により構造的な収支不足が生じており、中長期的に財務均衡が必要とされる状況にあります。著しい変化が続く中において、認定金融商品取引業協会に向けられる諸要請に対応しつつ、収支均衡を図るという困難な課題に対応するため、中長期的な財務試算により状況を会員の皆様と共有しつつ、毎年度の収支予算の編成においても、現時点で来年度におけるシステム更改等のための財源所要見込みに関して、費用対効果の考えに立って、他の事業の合理化や加入制度の見直しにより、適正性・効率性の確保増強を図りつつ、財源ねん出についての検討・準備を進めるなど、収支両面による努力を重ねています。

参照 平成28年度事業報告書

別紙23-1 「平成35年度までの試算(平成29年度予算ベース) 現行ベース(平成28年度決算織込み済み)」

別紙23-2 「平成35年度までの試算(平成29年度予算ベース) 見直し案(平成28年度決算織込み済み)」

3 最近における法人の業務運営適正化等の措置及び経費削減等の主なもの

上述の協会における体制整備等を進めるに当たり、平成28年度における、統括役・役員制度の導入等、各年、積極的に既存業務運営の見直しを図りつつ適正化・合理化措置を進めてまいりました。

また、各年の予算編成に当たっても、平成29年度における既存事業の見直し(金融先物取引避関係法規集WEB版の廃止)及び外部資金の導入(投資教育事業計画に対する公益財団法人資本市場振興財団からの助成金)他を行ってきたところです。

参照 別添2 「最近における法人の業務運営適正化等措置の主なもの」

別添3 「最近における経費削減等の主なもの」

(別添1) 公益目的支出計画の実施状況

1 制度の概要

本協会は、移行一般社団法人として、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」第127条第3項により公益目的支出計画の作成実施が義務づけられています。

公益目的支出計画は、一般社団法人に移行する前の法人格の下での最終決算における公益目的財産額（法人格移行前の本法人において蓄積された内部留保、固定資産などの財産に相当する金額）の全額を、法人格移行後の一般社団法人において公益目的のために支出する計画です。

2 本協会における実施状況

(1) 移行に際しての当初計画

本協会の公益目的支出計画は、移行に際して、内閣府の指導を受け、公益目的財産額（1,004百万円）、計画期間を平成24年4月1日の法人格移行後4年間とし、平成24年6月通常総会において決定いたしました。

(2) 平成24年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成24年度決算において、自主規制事業会計は、収入42百万円、支出315百万円であり、収支差272百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成24年度末日の本協会の公益目的財産額は731百万円となりました。

(3) 平成25年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成25年度決算において、自主規制事業会計は、収入35百万円、支出322百万円であり、収支差288百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成25年度末日の本協会の公益目的財産額は443百万円となりました。

(4) 平成26年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成26年度決算において、自主規制事業会計は、収入27百万円、支出322百万円であり、収支差295百万円を公益目的財産額から充当しました。この結果、平成26年度末日の本協会の公益目的財産額は148百万円となりました。

(5) 平成27年度決算時における公益目的支出計画の実施

平成27年度決算において、自主規制事業会計は、収入25百万円、支出312百万円であり、収支差△286百万円となり、前年度末公益目的財産額148百万円を全額支出し、本年度末の公益目的財産額は0円となります。

この結果、平成24年4月に確定した公益目的財産額1,004百万円すべてを公益目的のために支出したこととなり、本協会は、移行法人としての平成24年から4年間の公益目的支出計画を完了いたしました。

(単位：百万円)

	平成24年度 (実績)	平成25年度 (実績)	平成26年度 (実績)	平成27年度 (実績)
1. 公益目的財産額	1,004	731	443	148
2. 取崩額（公益目的収支差額）(①-②)	272	288	295	286
(1) 公益目的支出の額 ①	315	322	322	312
(2) 実施事業収入の額 ②	42	35	27	25
3. 当該事業年度末日の公益目的財産額	731	443	148	0

(6) 公益目的支出計画実施完了確認書の受領

平成28年6月20日開催の通常総会において平成27年度に係る「公益目的支出計画の実施報告書等」が承認されたことを受け、内閣府公益認定等委員会に「公益目的支出計画実施完了確認請求書（注）」を提出しました。

今般、平成28年12月21日付けで内閣府より当該公益目的支出計画の実施完了の「確認書」を受領しました。

(注) 「公益目的支出計画実施完了確認請求書」は、公益目的支出計画を完了した一般社団法人が内閣府公益認定等委員会に対しその実施が完了したことの確認を求めるものです。(整備法第124条)

(別添2) 「最近における法人の業務運営適正化等の措置の主なもの」

1. 役員報酬の分離計上(平成20年度決算より)
2. 本協会が退会する会員に対し債権を有している場合の預託金返還にかかる取扱いについて規定を明確化(平成21年7月31日、平成21年11月25日理事会決定)
3. 外務員登録事務(委任事務)処理報告の作成(平成21年度決算より)
4. 事業計画・収支予算の年度開始前編成(平成22年度計画等より)
5. 経理基盤整備(会計機械化平成23年度試行開始)
6. 「資産管理運用規程」第5条に基づく資産管理運用の理事会への報告(平成24年11月実施)
7. 会員と法人事務局間の双方向情報共有基盤整備(Kinsaki-net平成21年度供用開始)
8. 職員パソコン環境の管理態勢強化及び情報漏洩リスク軽減を目的の一つとするシンククライアント環境を導入(平成24年3月より)
9. 常勤役員業務報告(年次報告、年末財務事情(会費所要額水準見直し)ほか2件(平成21年度より作成試行))
10. 法人運営の基本的な機関である業務部会等の定例開催(平成22年度より)
11. 総会における顧問弁護士の出席(平成25年6月13日通常総会へ)
12. 会員デフォルト時の業務マニュアルの策定(平成25年8月6日)
13. 自主規制規則の制定・改正に当たってのパブリックコメント手続きの実施(平成26年1月30日)
14. 事業継続計画及び事業継続計画業務マニュアルの策定(平成26年3月)
15. 個人情報保護団体の認定申請(平成26年3月)及び認定取得(平成26年8月)、総務部に「個人情報苦情相談室」の設置
16. 定款第30条第6項に規定する代表理事の職務執行状況の理事会への報告(平成24年11月実施)
17. 公益目的支出計画実施報告書の作成(平成25年3月)
18. 会員及び外務員の処分関係の執行適正化のための規律委員会の設置(平成25年6月より)
19. 消費者基本法に基づく「消費者取引に関する政策評価」への対応(平成26年4月)
(参照)

消費者基本法に基づき、消費者政策の基本的な枠組みと主な課題及びこれらを踏まえた重点的な取組みを取りまとめた消費者基本計画が改定(平成22年3月30日閣議決定)され、取引の適正化を始めとする各種施策が関係府省において展開されました。これを受けて、総務省行政評価局は、当該各種施策が効果を上げているかなどの観点からの評価が平成25年度に行われました。

本協会関係では、「金融商品取引法に係る法令改正の効果と指導監督の実施状況等」について、政策評価の対象とされ、具体的には、平成21年金融商品取引業等に関する内閣府令改正の①外国為替証拠金取引業者に対するロスカットルール

整備・遵守の義務付け(平成21年8月施行)及び②FX業者等に対する証拠金規制(平成22年8月施行)の改正がその評価の対象とされました。

本評価は、「消費者取引に関する政策評価書」(総務省平成26年4月)として報告されており、このうち「金融商品取引法に係る法令改正の効果と指導監督の実施状況等」では、「平成21年の金融商品取引業等に関する内閣府令改正によるFX業者に対するロスカット取引を適切に行うためのルールの整備及び想定元本の4%以上の証拠金の預託を受けない取引の禁止の導入については、i)金融先物取引業協会の協会員が行うFX取引に関する苦情件数が、最も多い平成20年度と24年度を比較すると減少していること、ii)FX業者等の未収金が改善され、出来高及び証拠金残高が安定的に増加していること、から、効果が一定程度発現しているものと認められる。」と評価されました。

- 20. 総務部に文書担当を設置及び対外的文書の文書担当による合議(平成26年7月)
- 21. 会員が外務員の登録状況等に関するデータの確認をシステムにより随時行えるようKinsaki-netに「外務員情報」ページを新設(平成28年2月)
- 22. 投資教育事業計画の推進(平成28年3月10日理事会決定)及び公益財団法人資本市場振興財団からの助成金交付通知受領(平成28年3月3日)
 - ※ 一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、金融先物取引の唯一の自主規制機関として、投資者の金融リテラシーを高めることによって健全な発展を支援するため、投資教育事業計画を定め、金融リテラシーに係る施策を計画的に推進する。
- 23. サイバーセキュリティに関する本協会の対応方針理事会報告(平成28年3月30日)
- 24. 事務局の体制について、従来の事務局長制に対して、統括役・役員制度の導入(平成28年7月1日)
 - ※ 対等な二人の統括役により、協会運営についての利益相反管理の観点からの説明可能性の維持向上等を図る
- 25. 「一般社団法人及び一般財団に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律第50号)第124条の規定に基づき、当該支出計画の実施が完了したことの確認を内閣府宛請求(平成28年6月20日)し、内閣府より当該公益目的支出計画の実施完了の「確認書」を受領(12月21日)
- 26. 健康保険組合への編入(協会けんぽから東京証券業健康保険組合へ)(平成28年12月1日)
- 27. 法人顧客に対する証拠金規制への対応(為替リスク想定比率の算出等)(平成28年2月17日)
- 28. 処分関係制度整備(定款の一部変更及び不服申立制度の創設を含む処分制度整備に係る規則等の新設及び改正について)(平成29年3月13日理事会、平成29年3月25日臨時総会決定)
- 29. 自主規制部会及び自主規制委員会の今後の運営方式について(平成29年3月30日理事会報告)

	開催方式		回数	出席者
	委員会	部会		
定例開催	原則招集 (代理可)	原則書面	2-3回	部会員による代理委員の出席
随時開催	原則書面	原則書面	適宜	

(別添3) 「最近における経費削減等の主なもの」

1. 従前（平成28年度以前）における経費削減

- (1) 役員報酬の見直し（平成20年度～）、役員報酬の削減（平成24年度～）
- (2) 会員通知等の電子化（平成20年度～）
 - (ア) 会員通知等のKinsaki-net 掲（平成20年度～）
 - (イ) 外務員登録済通知等のKinsaki-net 掲載に伴う郵送費の減（平成28年度～）
- (3) コピー機保守契約の見直し（平成21年度～）
- (4) 刊行物の電子化及び作成費用の削減
 - (ア) 会報のWe b掲載（平成22年度～）
 - (イ) 業務マニュアルのWe b掲載（平成23年度～）
 - (ウ) テキスト作成費の削減（平成24年度～）
 - (エ) 刊行物の作成費用の削減（法規集、マニュアル、会報）（平成25年度～）
 - (オ) 「金融先物取引の知識」の刊行方法の見直しによる経費削減（平成26年度～）
- (5) 会議室活用による会場借料等の縮減（平成20年度～）
- (6) 学術連携関係経費削減
- (7) その他の経費削減
 - (ア) E-m a i lによる報告（平成19年度～）
 - (イ) 文書保存倉庫借料の契約内容変更（平成21年度～）
 - (ウ) 事務所借料の見直しに伴う削減
 - (エ) システム保守の見直しによる削減
 - (オ) 公益法人コンサルタント打ち切りによる削減
 - (オ) オペレーション委託費の見直しによる経費削減（平成26年度～）
 - (カ) セミナー・理事会開催費の経費削減（平成26年度～）
 - (キ) 封筒の作成費等の経費削減（平成26年度～）
 - (ク) EBS為替変動率分析外注（平成27年度～）
 - (ケ) 健康保険組合への編入（平成28年度～）

2. 平成29年度における経費削減等

- (1) 金融先物取引関係法規集WEB版の廃止
- (2) 外務員資格試験等の試験委託会社移行準備

3. 財源措置

投資教育事業における公益財団法人資本市場振興財団からの助成の受入れ（平成28年度から）

別紙3 総会・理事会・委員会等の開催・審議内容等

1. 総会

平成28年度における定款第23条に規定する通常総会が開催されました。その議事内容等の概要は以下のとおりです。

(1) 通常総会

平成28年6月20日、第27回通常総会をKKRホテル東京（東京都千代田区）において開催し、出席会員141社（うち、書面による議決権行使会員133社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第1号議案 平成27年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件

第2号議案 役員の選任の件

第3号議案 第27回通常総会議事録署名人2名選任の件

(2) 臨時総会

平成29年3月28日、臨時総会を当協会会議室において開催し、出席会員129社（うち、書面による議決権行使書会員123社）によって、次の議案はいずれも原案のとおり承認可決されました。

第1号議案 平成29年度事業計画及び予算の件

第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

2. 理事会

平成28年度における定款第34条に規定する理事会は9回開催されました。その審議事項等の概要は以下のとおりです。（カッコ内は、開催日及び開会方式・場所を示します。）

第1回理事会（平成28年5月16日・KKRホテル東京）

○第27回通常総会招集決定の件

○平成27年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件

（平成28年6月20日開催第27回通常総会付議案件 総会第1号議案関連）

○役員候補者決定の件

（平成28年6月20日開催第27回通常総会付議案件 総会第2号議案関連）

○第27回通常総会議事録署名人2名選任の件

（平成28年6月20日開催第27回通常総会付議案件 総会第3号議案関連）

○第27回通常総会の議決権行使に関する事項の件

○平成27年度代表理事の職務執行状況の報告の件

○平成27年度資産管理運用状況報告の件

第2回理事会（平成28年6月6日・書面）

○重要な使用人の任命の件

○会員の金融商品取引業の譲渡に伴う預託金の返還の件

第3回理事会（平成28年6月20日・書面）

○会長、副会長及び専務理事の選定（代表理事の選定）の件

第4回理事会（平成28年9月15日・書面）

○会員の入会の件

第5回理事会（平成28年10月7日・書面）

○協会規則等の一部改正の件

第6回理事会（平成28年11月11日・書面）

○会員の入会の件

○会員の処分の件

○外務員の処分の件

第7回理事会（平成28年11月14日・KKRホテル東京）

○平成28年度代表理事の職務執行状況の報告の件

○平成28年度資産管理運用状況の報告の件

第8回理事会（平成29年3月13日・書面）

○臨時総会招集決定の件

○平成29年度事業計画及び予算の件（平成29年3月28日開催臨時総会付議案件 臨時総会第1号議案関連）

○定款の一部変更の件（平成29年3月28日開催臨時総会付議案件 臨時総会第2号議案関連）

○臨時総会議事録署名人2名選任の件（平成29年3月28日開催臨時総会付議案件 臨時総会第3号議案関連）

○臨時総会の議決権行使に関する事項の件

○不服審査会の設置等の件

○会員処分制度関係の件

○外務員処分制度関係の件

○協会規則の一部改正の件

第9回理事会（平成29年3月30日・書面）

○会員の入会の件

○会員の退会に伴う預託金の返還の件

報告事項

1. 自主規制部会及び自主規制委員会の今後の運営の件

2. 特別参加者の退会の件

3. 委員会・部会

平成28年度における委員会規則（平成元年9月14日制定、平成24年11月22日最終改正）に基づき設置された委員会及び部会は、業務委員会及び業務部会、自主規制委

員会及び自主規制部会並びに規律委員会で、それぞれ開催状況及び審議状況は次のとおりです。(カッコ内は、開催日及び開催方式・場所を示します。)

(1) 業務委員会

第1回業務委員会(平成28年4月28日・書面)

○今後における業務運営体制の件

第2回業務委員会(平成29年3月3日・KKRホテル東京)

○平成29年度事業計画及び予算の件(3月13日理事会付議案件、3月28日臨時総会付議案件)

(2) 業務部会

第1回業務部会(平成28年4月20日・協会)

○活動状況

○「今後における業務運営体制の件」の進め方について

○業務委員会(H28.4.28書面開催)

・議案 今後における業務運営体制の件

○その他

・協会事務局の兼務発令等の状況

・協会組織図(新旧)

・平成28年度会議日程案(予定)

第2回業務部会(平成28年5月9日・協会)

○活動状況

○平成27年度事業報告及び決算の件等

(1) 招集理事会(H28.5.16)議案

i (決議事項)

第1号議案 第27回通常総会招集決定の件

第2号議案 平成27年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件(平成28年6月20日開催第27回通常総会付議案件 総会第1号議案関連)

第3号議案 役員候補者選任の件(平成28年6月20日開催第27回通常総会付議案件 総会第2号議案関連)(総会「役員の選任の件」)

第4号議案 第27回通常総会議事録署名人2名選任の件(平成28年6月20日開催通常総会付議案件 総会第3号議案)

第5号議案 第27回通常総会の議決権行使に関する事項の件

第6号議案 今後における業務運営体制の件

第7号議案 公益目的支出計画実施完了確認請求書の提出の件

ii (報告事項)

- I. 平成27年度代表理事の職務執行状況の報告の件
- II. 平成27年度資産管理運用状況の報告の件

(2) 第27回通常総会 (H28.6.20) 議案

- 第1号議案 平成27年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件
- 第2号議案 役員を選任の件
- 第3号議案 第27回通常総会議事録署名人2名選任の件

(3) その他

i 業務部会配布資料

① 平成27年度決算参考資料

- その1 平成27年度収支計算書 予算との主な差異の内容付き
- その2 平成27年度収支計算書 事業別内訳
- その3 平成35年度までの試算 (平成28年度予算ベース・平成27年度決算織込み済み) 現行ベース、見直し案

② 「役員選任の透明性の確保」

第3回業務部会 (平成28年9月6日・協会)

○活動状況

○理事会関係

(1) 書面開催 (H28.9.15) 議案

(提案事項)

議案 会員の入会の件

(2) 書面開催 (H28.9下旬~10月上旬書面開催) 議案

(提案事項)

議案 協会規則等の一部改正の件

(3) 報告事項

- ① 処分関係諸規則の改正概要について
- ② 証拠金率のデータ算出の委託について
- ③ 今後の日程

第4回業務部会 (平成28年12月21日・協会)

○活動状況

○平成29年度事業計画の概要 (案) 及び予算 (案) について

○定款の一部変更について

○不服審査会の設置について

○規則の一部改正について

(1) 「会員、特別参加者の入会金、会費の額及び徴収方法について」の一部
改正

(2) 「会員の預託金の額、預託方法等について」の一部改正について

(3) 「過剰金積立資金規程」の一部改正について

○報告事項

(1) 会員及び外務員処分制度関係

(2) 金利先物取引に係る平均単価方式の採用について

(3) 証拠金率のデータ算出の委託について

(4) 会議日程予定 (案)

第5回業務部会 (平成29年2月21日・協会)

○活動状況

○平成29年度事業計画及び予算の件等

(1) 業務委員会 (H29.3.3) 議案

(決議事項) 第1号議案 平成29年度事業計画及び予算の件

(2) 書面理事会 (H29.3.13) 議案

(決議事項) 第1号議案 臨時総会招集決定の件

第2号議案 平成29年度事業計画及び予算の件

第3号議案 定款の一部変更の件

第4号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

第5号議案 臨時総会の議決権行使に関する事項の件

第6号議案 不服審査会の設置等の件

第7号議案 会員処分制度関係の件

第8号議案 外務員処分制度関係の件

第9号議案 協会規則の一部改正の件

(3) 臨時総会 (H29.3.28) 議案

第1号議案 平成29年度事業計画及び予算の件

第2号議案 定款の一部変更の件

第3号議案 臨時総会議事録署名人2名選任の件

○書面理事会 (H29.3.31) 議案

(決議事項) 第1号議案 会員の入会の件

第2号議案 会員の退会に伴う預託金の返還の件

(報告事項) 自主規制部会及び自主規制委員会の今後の運営の件

(3) 自主規制委員会

第1回自主規制委員会 (平成28年9月23日・書面)

第1号議案 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件

第2号議案 「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則」の一部改正の件

第3号議案 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

第2回自主規制委員会（平成29年2月24日・KKRホテル東京）

第1号議案 自主規制部会及び自主規制委員会の今後の運営の件
（3月30日理事会報告事項）

第2号議案 会員処分制度関係の件
（3月13日理事会付議案件）

第3号議案 外務員処分制度関係の件
（3月13日理事会付議案件）

○報告事項

定款の一部変更の件

(4) 自主規制部会

第1回自主規制部会（平成28年8月4日・協会）

○活動状況

○審議事項

第1号議案 「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件（外国為替証拠金取引における為替リスク管理態勢の整備等）

第2号議案 「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則」の一部改正の件

第3号議案 「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件

○報告事項

- ・処分関係諸規則の改正概要について
- ・日本金融学会における発表について

第2回自主規制部会（平成29年1月13日・協会）

○活動状況

○審議事項

第1号議案 会員処分制度関係

- (1) 「会員に対する処分等に係る手続きに関する規則」の制定
- (2) 「不服審査会規則」の制定
- (3) 「会員処分量定基準」(理事会決議)の正式施行について
- (4) 「会員に対する処分に関する考え方」の公表について

第2号議案 外務員処分制度関係

- (1) 「外務員登録等に関する規則」の一部改正
- (2) 「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正

- (3) 「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」の制定
- (4) 「金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」の制定
- (5) 「外務員処分量定基準」(理事会決議)の施行について
- (6) 「外務員に対する処分に関する考え方」の公表について

報告事項

- (1) 定款の一部変更について
- (2) 不服審査会の設置について
- (3) 規則の一部改正について
 - ① 「会員、特別参加者の入会金、会費の額及び徴収方法について」の一部改正
 - ② 「会員の預託金の額、預託方法等について」の一部改正
 - ③ 「過怠金積立資金規程」の一部改正

その他

- ① 法人顧客の証拠金規制に対する対応について
- ② 自主規制規則等の見直し等に関するご意見の募集の実施について
- ③ 会員における倫理コードの保有及び遵守に関する規則化について
- ④ 今後の日程

(5) 規律委員会

第1回規律委員会(平成28年6月24日)

○審議事項

- ・定款の一部変更について
- ・会員に対する処分等に係る手続に関する規則の制定について
- ・不服審査会規則の制定について
- ・会員処分量定基準(理事会決議)の正式施行について
- ・会員に対する処分に関する考え方(処分基準)公表について

(新たに検討した事項)

- ・本協会における過怠金の上限額等について

○報告事項

- ・会員から受領した事故報告書等に対する本協会の処分要否についての報告等
- ・会員の処分可否関係(会員1社)

第2回規律委員会（平成28年10月11日）

○審議事項

- ・前回の規律委員会後に変更した内容について
- ・会員の処分について（会員1社）
- ・外務員の処分について（外務員1名）

○報告事項

- ・会員から受領した事故報告書等に対する本協会の処分要否についての報告等

第3回規律委員会（平成28年11月24日）

○審議事項

- ・「外務員の登録等に関する規則」の一部改正について
- ・「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について
- ・「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」について
- ・「金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」について
- ・「外務員処分量定基準」の施行について
- ・外務員に対する処分に関する考え方の公表について
- ・今回検討した「会員が登録取消処分を受けた際の当該会員の外務員処分検討時の適用資料の追加」の規則化について

第4回規律委員会（平成28年12月13日）

○審議事項

<会員処分制度整備関係>

- ・定款の一部変更について
- ・会員に対する処分等に係る手続に関する規則の制定について
- ・不服審査会規則の制定について
- ・会員処分量定基準（理事会決議）の正式施行について
- ・会員に対する処分に関する考え方（処分基準）公表について

<外務員処分制度整備関係>

- ・「外務員の登録等に関する規則」の一部改正について
- ・「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について
- ・「外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」について
- ・「金融商品仲介業者の外務員に対する処分等に係る手続に関する細則」について
- ・「外務員処分量定基準」の施行について
- ・外務員に対する処分に関する考え方の公表について

別紙4 平成28年度会議日程

	時 期	所 属	内 容	会 場
1	平成28年4月20日	第1回 業務部会	・「今後における業務運営体制の件」の進め方について	協会会議室
2	平成28年4月27日	第15回 F X幹事会	・金融モニタリングレポートの各論点への対応の検討について ・法人レバレッジに係る府令改正への対応について ・2015年外国為替証拠金取引等個人顧客損益状況調査集計結果について	協会会議室
3	平成28年4月28日	第1回 業務委員会 (書面)	・今後における業務運営体制の件	
4	平成28年5月9日	第2回 業務部会	・平成27年度事業報告・決算 ・平成28年度役員選任 等	協会会議室
5	平成28年5月16日	第1回 理事会	・平成27年度事業報告・決算 ・平成28年度役員選任 等	K K Rホテル 梅の間
6	平成28年5月31日	第16回 F X幹事会	・金融モニタリングレポートの各論点への対応の検討について 他	協会会議室
7	平成28年6月1日	金融庁説明会	・F X取引取扱会員向けサイバーセキュリティ	K K Rホテル 孔雀の間
8	平成28年6月2日	事務打合せ会 (新理事会社)	・第27回通常総会説明	協会会議室
9	平成28年6月6日	第2回 理事会 (書面)	・重要な使用人任命	
10	平成28年6月20日	第27回通常総会	・平成27年度事業報告・決算 ・平成28年度役員選任 等	K K Rホテル 丹頂の間、梅の間
11	平成28年6月20日	第3回 理事会 (新理事) (書面)	・会長・副会長・専務理事互選	
12	平成28年7月29日	第17回 F X幹事会	・今期の幹事会について ・投資者アンケート調査(案)について ・外為市場委員会 小委員会に係る報告について ・非清算デリバティブの証拠金規制について ・協会による法人店頭F X証拠金率の計算・公表について	ガーデンシティ御茶ノ水
13	平成28年8月4日	第1回 自主規制部会	・金融先物取引業務取扱規則の一部改正 ・個人情報の保護に関する指針の一部改正 他	協会会議室
14	平成28年9月6日	第3回 業務部会	・入会 ・金融先物取引業務取扱規則、個人情報の保護指針の一部改正 等	協会会議室
15	平成28年9月15日	第4回 理事会 (書面)	・入会	
16	平成28年9月23日	第1回 自主規制委員会 (書面)	・金融先物取引業務取扱規則の一部改正 ・個人情報の保護に関する指針の一部改正 他	
17	平成28年10月4日	第18回 F X幹事会	・F X取引等に関連する施策等の動きについて ・協会による法人店頭F X証拠金率の計算・公表について ・東京金融取引所 F Xクリアリング検討会について 他	ガーデンシティ御茶ノ水
18	平成28年10月7日	第5回 理事会 (書面)	・入会 ・金融先物取引業務取扱規則、個人情報の保護指針の一部改正 等	
19	平成28年10月13日	金融庁との意見交換会 14:00~15:00	・業務委員会委員及び自主規制委員会委員と金融庁幹部との意見交換	霞山会館
20	平成28年11月11日	第6回 理事会 (書面)	・入会 ・会員処分 ・外務員処分	
21	平成28年11月14日	第7回 理事会	・代表理事の職務執行状況報告 ・平成28年度資産管理運用状況報告	K K Rホテル 松の間
22	平成28年11月24日	第15回 規律委員会	・外務員処分関係規則の改正・制定	協会会議室
23	平成28年11月30日	F X幹事会	(説明) ・定款の一部変更 ・処分関係規則の改正・制定 ・外務員登録等に関する規則の一部改正 等	協会会議室

	時 期	所 管	内 容	会 場
24	平成28年12月2日	大阪セミナー	・15:00～17:00 セミナー ・17:00～18:30 懇談会	KKRホテル大阪 琴の間、瑞宝の間
25	平成28年12月13日	第16回 規律委員会	・会員処分関係規則の改正・制定	協会会議室
26	平成28年12月21日	第4回 業務部会	・平成29年度事業計画・予算 ・定款の一部変更 ・処分関係規則の改正・制定 等	協会会議室
27	平成29年1月13日	第2回 自主規制部会	・処分関係規則の改正・制定 ・外務員登録等に関する規則の一部改正 ・定款の一部変更（説明）	協会会議室
28	平成29年1月16日～ 平成29年2月13日	パブリックコメントの募集	・定款 ・処分関係の規則 ・外務員登録等に関する規則	
29	平成29年2月21日	第5回 業務部会	・臨時総会付議事項の説明、臨時総会開催内容説明 (平成29年度事業計画・予算)	協会会議室
30	平成29年2月22日	第2回 自主規制委員会	・処分関係規則の改正・制定 ・外務員登録等に関する規則の一部改正 ・定款の一部変更（説明） 等	KKRホテル 鳳凰の間
31	平成29年2月24日	会員セミナー	・14:30～17:30 セミナー ・17:45～19:30 懇親会	KKRホテル 瑞宝の間、平安の間
32	平成29年3月1日～ 平成29年3月15日	メンバーズコメントの募集	・倫理・行動規範に関する規則	
33	平成29年3月3日	第2回 業務委員会	・平成29年度事業計画・予算	KKRホテル 梅の間
34	平成29年3月13日	第8回 理事会 (書面)	・臨時総会付議案件 (定款の一部変更、平成29年度事業計画・予算) ・処分関係規則の改正・制定 ・外務員登録等に関する規則の一部改正	
35	平成29年3月28日	臨時総会	・定款の一部変更 ・平成29年度事業計画・予算	協会会議室
36	平成29年3月30日	第9回 理事会 (書面)	・入退会 等	
37	平成29年4月11日	第1回 自主規制部会	・倫理・行動規範に関する規則 ・個人情報の保護に関する指針の一部改正 ・金融先物取引業務取扱規則の一部改正	協会会議室
38	平成29年4月12日 平成29年5月8日	パブリックコメントの募集	・倫理・行動規範に関する規則 ・個人情報の保護に関する指針の一部改正 ・金融先物取引業務取扱規則の一部改正	
39	平成29年5月12日	第1回 業務部会	・平成28年度事業報告・決算 ・平成29年度役員選任 等	協会会議室
40	平成29年5月19日	第1回 自主規制委員会 (書面)	・倫理・行動規範に関する規則 ・個人情報の保護に関する指針の一部改正 ・金融先物取引業務取扱規則の一部改正	
41	平成29年5月22日	第1回 理事会	・平成28年度事業報告・決算 ・平成29年度役員選任 等	KKRホテル 桜の間
42	平成29年5月30日	第2回 理事会 (書面)	・倫理・行動規範に関する規則 ・個人情報の保護に関する指針の一部改正 ・金融先物取引業務取扱規則の一部改正	
43	平成29年5月29日	事務打合せ会 (新理事会)	・第28回通常総会説明	協会会議室
44	平成29年6月23日	第28回通常総会	・平成28年度事業報告・決算 ・平成29年度役員選任 等	KKRホテル 丹頂の間、竹の間
	平成29年5月23日	第2回 理事会 (新理事) (書面)	・会長・副会長・専務理事互選	

別紙5 一般社団法人金融先物取引業協会の活動状況

月日	事項	分類	内容等	文書番号
H28.4 0401	通知文書	事務局	サイバーセキュリティに係るFISC安全対策基準に関する問い合わせの受付について	64E
0404	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	67E
0405	通知文書	事務局	欧州清算集中義務の導入に伴う外貨建て金利スワップ取引等の実態調査について	68E
0406	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	70E
0406	通知文書	事務局	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」等(案)の公表に係るパブリックコメントについて	71E
0415	通知文書	調査部	倫理コードに関するアンケート調査の実施について	74E
0415	通知文書	業務部	平成28年熊本県熊本地方の地震に係る災害に対する金融上の措置について	75E
0415	通知文書	業務部	「平成28年経済センサス・活動調査」への協力について	76E
0418	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	78E
0420	第1回 業務部会	事務局	「今後における業務運営体制の件」の進め方について 他	—
0421	金融庁、財務局との意見交換会	事務局	定期開催	—
0422	第1回 学術連携研究会	事務局	経済研究	—
0426	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	83E
0426	通知文書	業務部	マイナンバーカード(個人番号カード)の本人確認書類としての取扱いについて	84E
0427	FINMAC 5団体打合せ	事務局	紛争解決等業務の動向について	—
0428	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会報告	—
0428	第1回 業務委員会(書面)	事務局	今後における業務運営体制の件	—
0502	通知文書	業務部	「改正犯罪収益移転防止法」リーフレットについて	86E
0502	通知文書	業務部	伊勢志摩サミットの開催に伴う交通対策について	87E
0509	第2回 業務部会	事務局	理事会付議案件(第27回通常総会付議案件)	—
0512	通知文書	業務部	平成28年度 フロン類算定漏えい量報告・公表制度説明会の開催について	93E
0516	第1回 理事会	事務局	第27回通常総会付議案件	—
0518	FINMAC 5団体打合せ	事務局	・事業計画および予算 ・事業報告および決算 ・紛争解決等業務の動向について 他	—
0519	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会報告	—
0523	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	98E
0525	第2回 学術連携研究会	事務局	経済研究	—

0531	第16回 FX幹事会	事務局	・金融モニタリングレポートの各論点への対応の検討について ・法人レバレッジ規則への対応について 他	—
0601	FX取扱会員向けサイバーセキュリティセミナー	事務局	・本取組みの背景と金融機関を取巻くサイバー環境 ・サイバー攻撃の種類や事例 ・サイバーセキュリティ対策のポイント	—
0601	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	101E
0601	通知文書	業務部	法人番号の利活用促進について	102E
0602	事務打合せ会	事務局	平成28年度理事会社へ通常総会説明 他	—
0603	FINMAC運営審議委員会	事務局	・事業計画および予算 ・事業報告および決算 ・紛争解決等業務の動向について 他	—
0606	第2回 理事会(書面)	事務局	・今後における業務運営体制の件 ・会員の金融商品取引業の譲渡に伴う預託金の返還について	—
0607	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する検査における主な指摘事項」(平成27年度第4四半期分)の周知について	108E
0607	通知文書	監査部	事業報告書(写)の提出について	109E
0608	通知文書	総務部	直近決算期の純資産額の報告について	110E
0609	東京外為市場委員会	事務局	定期意見交換	—
0615	FINMAC 5団体打合せ	事務局	紛争解決等業務の動向について 他	—
0615	通知文書	監査部	英国 国民投票における対応について	111E
0615	通知文書	業務部	通知カードを用いた個人番号告知と帳簿方式の適用の関係について	112E
0616	通知文書	調査部	金融先物取引業務マニュアルの改訂について	113E
0620	第27回 通常総会	事務局	・平成27年度事業報告及び決算並びに公益目的支出計画実施報告の件 ・役員選任の件 ・第27回通常総会議事録署名人2名選任の件	—
0620	第3回 理事会(書面)	事務局	代表理事の選定の件	—
0621	通知文書	事務局	第27回通常総会及び平成28年度役員について	129E
0623	第1回 翻訳監修研究	事務局		—
0623	通知文書	監査部	英国 国民投票に伴うロスカット等未収金発生報告について	134E
0624	第13回 規律委員会	事務局	処分関係規則の制定 他	—
0624	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会報告	—
0624	通知文書	総務部	JPCERT 早期警戒情報【インディケータ情報】の協会経由での配信について	135E
0624	通知文書	業務部	「夏季の省エネルギー対策について」の周知について	136E
0627	通知文書	業務部	金融分野における個人番号に係る留意点(当局への提出書類関	138E

			連)の周知について	
0629	通知文書	監査部	「金融商品取引業者等に対する証券検査結果事例集」(平成28年6月)の周知について	139E
0629	通知文書	業務部	「参議院議員通常選挙の選挙当日における便宜供与について」の周知について	141E
0706	通知文書	業務部	地球温暖化対策のための国民運動「COOL CHOICE(クールチョイス)」推進への協力について	144E
0707	TFXとの意見交換会	事務局	定期意見交換	-
0708	BO勉強会	事務局	BOの取引価格に関する勉強会	-
0711	通知文書	業務部	国土強靱化に資する民間取組事例の募集に関する協力について	145E
0711	通知文書	業務部	北朝鮮に主たる事務所を有する法人等又はこれらが実質的に支配する法人等に対する支払行為の禁止等について	146E
0719	通知文書	監査部	英国民投票時の価格等に関する書類調査の実施について	150E
0719	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	151E
0719	東京外為市場委員会	事務局	E・コマース小委員会	-
0720	FINMAC 5団体打合せ	事務局	紛争解決等業務の動向について 他	-
0721	東京外為市場委員会	事務局	バイサイド小委員会	-
0729	第17回 FX幹事会	事務局	・金融モニタリングレポートの各論点への対応の検討について ・法人レバレッジに係る府令改正への対応について	-
0729	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会報告	-
0801	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	157E
0803	通知文書	業務部	共通報告基準(CRS)に基づく自動的情報交換について	158E
0804	第1回 自主規制部会	事務局	・「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件 ・「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則」の一部改正の件 ・「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件	-
0808	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	157E
0817	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	162E
0826	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	164E
0901	第2回 学術連携研究会	事務局		-
0901	通知文書	業務部	平成28年台風第10号にかかる災害に対する金融上の措置について	167E
0901	通知文書	業務部	平成28年台風第10号にかかる災害に対する金融上の措置について	168E
0906	第3回 業務部会	事務局	理事会議案について	-
0906	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	169E
0907	通知文書	業務部	日本標準時における「うるう秒」の調整について	171E
0912	通知文書	業務部	疑わしい取引の届出における入力要領の改訂について	173E

0914	通知文書	総務部	金融先物取引関係法規集データベースの廃止について(意見聴取・アンケート)	175E
0915	FIMAC 5団体打合せ	事務局	紛争解決等業務の動向について 他	—
0915	第4回 理事会	事務局	会員の入会の件	—
0920	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	180E
0923	第1回 自主規制委員会	事務局	・「金融先物取引業務取扱規則」の一部改正の件 ・「金融先物取引業務取扱規則第25条の3に関する細則」の一部改正の件 ・「個人情報の保護に関する指針」の一部改正の件	—
0923	通知文書	業務部	津波防災の日における緊急地震速報訓練への参加の要請及び訓練参加状況等の調査・アンケートの実施について	182E
0928	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会報告	—
1004	第18回 FX幹事会	事務局	・FX取引等に関連する施策等の動きについて ・協会による法人店頭FX証拠金率の計算・公表について ・東京金融取引所 FXクリアリング検討会について・外為市場委員会 小委員会に係る報告について	—
1004	認定個人情報保護団体連絡会	事務局	政令・規則(案)及び基本指針(案)説明 他	—
1005	理事者とのディスカッション	事務局	協会の概況について	—
1006	FX意見交換会	事務局	FX監事会社と当局幹部との意見交換会	—
1007	第5回 理事会(書面)	事務局	協会規則の一部改正の件(為替リスク管理態勢等)	—
1007	通知文書	業務部	「疑わしい取引の届出」研修会について	185E
1007	通知文書	業務部	サイバーセキュリティ関連(フェーズ2実施結果)の周知について	186E
1007	通知文書	総務部	協会規則等の一部改正について	187E
1007	通知文書	業務部	金融先物取引業務取扱規則第7条、第25条の2の2その他の規定に関する留意点等について	188E
1011	第14回 規律委員会	事務局	会員処分制度関係	—
1011	東京外国為替市場委員会	事務局	バイサイド小委員会	—
1012	統計整備懇談会	事務局	状況報告 等	—
1012	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	191E
1013	通知文書	業務部	契約締結前交付書面(ひな形)の改訂について	194E
1013	金融庁との意見交換会	事務局	金融庁と業務委員会委員及び自主規制委員会委員の意見交換会	—
1017	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	196E
1019	FINMAC5団体打合せ	事務局	月次報告	—
1021	通知文書	業務部	中小企業向け個人情報保護法全国説明会の開催について	197E
1021	通知文書	事務局	法人店頭FX取引における証拠金規制に係る説明ウェブページの新設について	198E
1024	通知文書	業務部	平成28年鳥取県中部地震にかかる災害に対する金融上の措置	199E

			について	
1024	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	200E
1026	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	201E
1027	通知文書	事務局	法人店頭FX取引における証拠金規制に係るアンケートのお願い	202E
1031	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会報告	—
1031	第1回 ストレストテストWG	事務局	ストレストテストの実施要領の具体的課題	—
1031	通知文書	総務部	法人店頭FX取引における証拠金規制に係る本協会による為替リスク想定比率の公表ページテスト版の開設について	205E
1031	通知文書	業務部	「一般社団法人金融先物取引業協会会員セミナー(大阪)」開催について	206E
1101	通知文書	総務部	金融先物取引関係法規集データベースの廃止について	208E
1102	会報110号	調査部	店頭外国為替証拠金取引の実態調査結果について 他	—
1109	東京外為市場委員会	事務局	E・コマース小委員会	—
1110	通知文書	業務部	金融先物取引業務マニュアルの改訂について	212E
1111	通知文書	監査部	会員に対する処分について	217E
1111	第6回 理事会(書面)	事務局	・会員の入会 ・会員の処分 ・外務員の処分	—
1114	第7回 理事会	事務局	年次報告	—
1114	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	222E
1115	通知文書	業務部	「冬季の省エネルギー対策について」の周知について	223E
1116	第16回 TFX との意見交換会	事務局	近況について意見交換	—
1116	FINMAC5団体打合せ	事務局	月次報告	—
1117	FINMAC運営審議委員会	事務局	平成29年度事業会計予算案 他	—
1121	通知文書	調査部	外国為替証拠金取引等における個人顧客損益状況等に関する実態調査(個人顧客損益実態調査)の実施について	225E
1122	通知文書	業務部	平成28年20月21日付け FATF 声明を踏まえた犯罪による収益の移転防止に関する法律の適正な履行等について	227E
1128	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	228E
1124	第15回 規律委員会	事務局	外務員処分制度関係	—
1124	通知文書	業務部	中小企業向け個人情報保護法全国説明会の開催について(再周知)	229E
1125	第1回 倫理・規範WG	事務局	ワーキング趣旨説明 他	—
1125	東京外為市場委員会	事務局	E・コマース小委員会	—
1130	第19回 FX幹事会	事務局	・法人店頭FXに係る証拠金規制対応について ・ストレス・テストの集計結果(一般的な傾向と課題等) ・2016年個人顧客損益調査(FX全会員)の実施について ・倫理WGのスタートについて	—

			<ul style="list-style-type: none"> ・顧客アンケートの推進について ・市場環境整備WG、ご意見の状況及び今後のWG運営について ・会員及び外務員の処分制度整備の概要について 	
1130	通知文書	業務部	企業従業員等に対するマイナンバー(社会保障・税番号)制度の周知・広報について	230E
1130	通知文書	業務部	証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)東京事務所の移転について	231E
1130	通知文書	業務部	「平成28年度国家公務員倫理週間」実施について	232E
1202	会員セミナー(大阪)	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について ・FX取引における為替リスク想定比率の算出及びストレステストについて ・近畿財務局管内の経済情勢等 	—
1206	通知文書	業務部	パスポートを利用した偽名による取引の手口について	236E
1209	第2回 ストレステストWG	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・ストレステストの集計結果(一般的な傾向と課題等) ・ストレステストの実施要領の具体的課題 ・ストレステストの継続的实施について 	—
1212	通知文書	業務部	日露首脳会談等開催に伴う自主警備及びサイバーセキュリティ対策の強化について	237E
1212	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮に対する措置について	238E
1213	第3回 翻訳監修研究会	事務局	Futures and Options	—
1213	第16回 規律委員会	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・会員処分制度関係 ・外務員処分制度関係 他 	—
1213	通知文書	総務部	平成28年度年央のご報告について	239E
1214	通知文書	業務部	日露首脳会談等に伴う交通対策について	240E
1214	通知文書	業務部	北朝鮮に対する国際連合安全保障理事会決議第2321号の採択及び我が国独自の金融関連措置について	241E
1215	金融庁・財務局・協会 3者意見交換会	事務局	近況についての意見交換	—
1219	学術連携(経済)研究会	事務局	投資者行動の行動経済学的アプローチ	—
1220	通知文書	業務部	高濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物及び高濃度ポリ塩化ビフェニル使用製品の処分期間内の早期処理に関する周知徹底について	245E
1221	第4回 業務部会	事務局	<ul style="list-style-type: none"> ・平成29年事業計画の概要(案)及び予算(案)について ・定款の一部変更について ・不服審査会の設置について ・規則の一部改正について 他 	—
1222	第2回 倫理・規範WG	事務局	本協会の倫理規則(案)について 他	—
1222	FINMAC5団体打合せ	事務局	平成29年度予算案 他	—

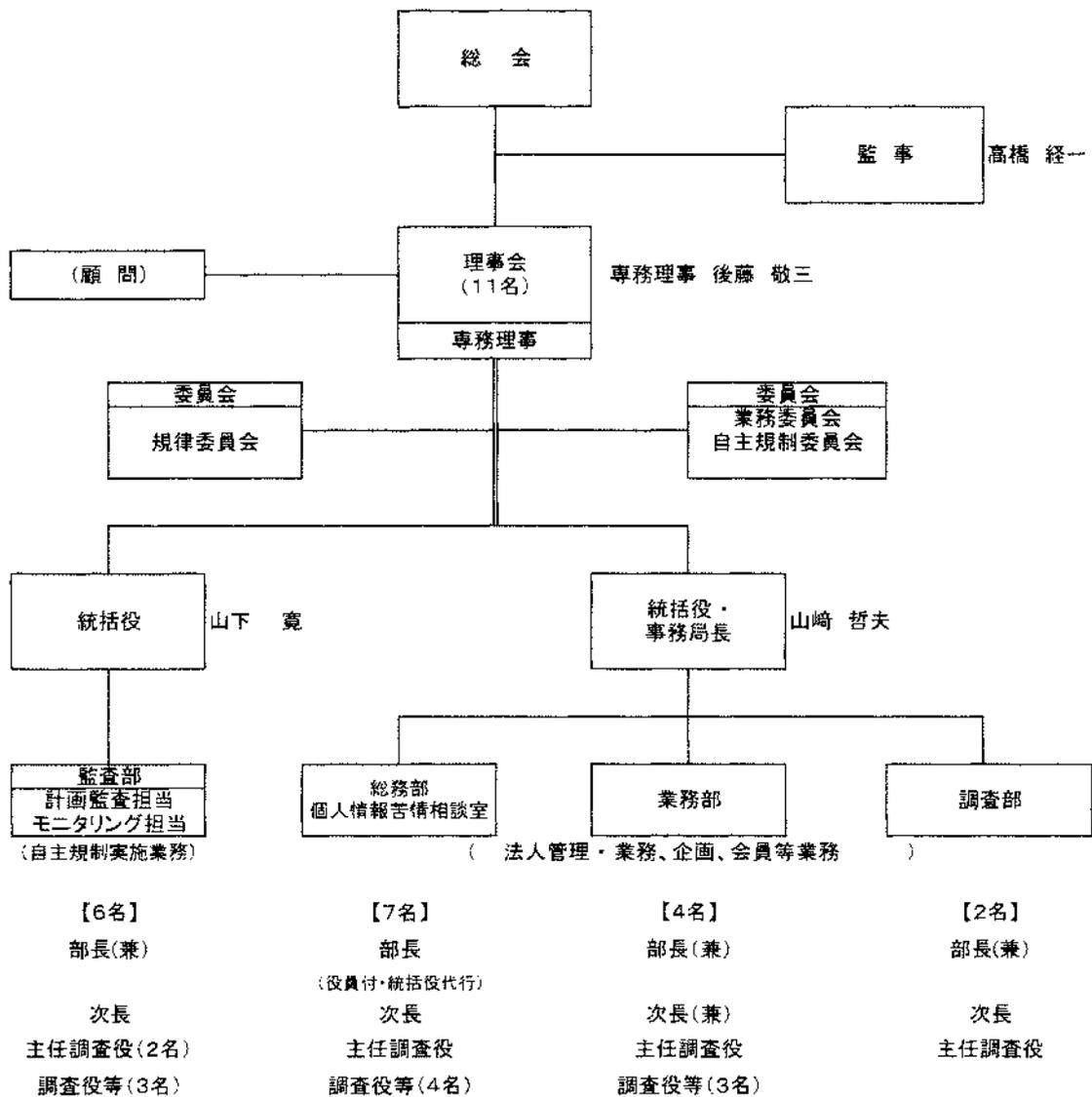
1222	通知文書	業務部	契約締結前交付書面(ひな形)の改訂について	246E
1222	通知文書	業務部	平成28年新潟県糸魚川市における大規模火災にかかる災害に対する金融上の措置について	247E
1227	通知文書	総務部	平成29年度の会費見込額について	248E
H29.1 0105	通知文書	業務部	金融機関が顧客から個人番号・法人番号の告知を受ける際の取扱いに関するFAQについて	1E
0112	通知文書	業務部	適格請求書等保存方式及び軽減税率制度に関する質問等について	4E
0113	第2回 自主規制部会	事務局	・会員処分制度関係 ・外務員処分制度関係 他	—
0117	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	7E
0119	通知文書	総務部	自主規制規則等の見直し等に関するご意見の募集について	9E
0120	FINMAC5団体打合せ	事務局	月次報告	—
0124	通知文書	業務部	「一般社団法人金融先物取引業協会会員セミナー(東京)」の開催について	11E
0124	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	13E
0125	第20回 FX幹事会	事務局	高齢者対応の検討について	—
0126	第3回 倫理・規範WG	事務局	・倫理規則、モデル倫理コードについて ・法人店頭FX取引レバレッジ規制対応スケジュール	—
0130	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会月次報告	—
0201	学術連携経済	事務局	アンケート調査など	—
0201	通知文書	業務部	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター東京事務所の移転に伴うリーフレットの改訂について	15E
0201	通知文書	業務部	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター「『苦情解決支援とあっせんに関する業務規程』の一部改正」に関する周知について	16E
0202	通知文書	監査部	店頭法人 FX 取引レバレッジ規制に関する対応について	20E
0202	通知文書	監査部	店頭法人 FX 取引レバレッジ規制に関する広告上のリスク表記について	21E
0208	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	22E
0209	第4回 倫理・規範WG	事務局	倫理規則、モデル倫理コードについて	—
0216	FINMAV5団体打合せ	事務局	月次報告	—
0217	通知文書	業務部	「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&Aの公表等について	25E
0220	通知文書	業務部	「東京金融取引所におけるギブアップ制度の導入に伴う留意事項について(別紙1ギブアップに係る顧客との取引に関する手続、顧客への交付書面等)」の一部改正について	26E

0221	第5回業務部会	事務局	・平成29年度事業計画及び予算の件等 ・H29. 3. 13書面理事会議案 ・H29. 3. 28臨時総会付議案件 ・H29. 3. 30書面理事会議案	—
0221	通知文書	監査部	「高齢者との取引の対応の検討」に関するご意見の募集について	27E
0221	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	28E
0222	第2回 自主規制委員会	事務局	・自主規制部会及び自主規制委員会の今後の運営の件 ・会員処分制度関係の件 ・外務員処分制度関係の件	—
0223	ストレステストWG	事務局	実施要領について	—
0224	会員セミナー	事務局	・サイバー攻撃に関する最近の動向について ・非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度(日本版CRS)導入後の課題 ・協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について ・FX取引における為替リスク想定比率の算出及びストレステストについて ・最近の国際金融情勢	—
0227	金商業協会連絡協議会	事務局	・予算 他	—
0228	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	29E
0301	通知文書	業務部	契約締結前交付書面(取引説明書)の一部改訂について	30E
0301	通知文書	業務部	匿名加工情報に関する個人情報保護委員会事務局レポートの公表について	31E
0301	通知文書	業務部	「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(案)」及び「金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(案)」に関する意見募集結果の公表と同ガイドライン及び同実務指針の公表について	32E
0303	第1回 業務委員会	事務局	・平成29年度事業計画及び予算	—
0306	学術連携	事務局	監修研究	—
0309	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	37E
0313	第8回 理事会(書面)	事務局	・臨時総会招集決定の件 ・平成29年度事業計画及び予算の件 ・定款の一部変更の件 他 ・不服審査会の設置等の件 ・会員処分制度関係の件 ・外務員処分制度関係の件 ・協会規則の一部改正の件	—
0313	通知文書	監査部	店頭外国為替証拠金取引における注文執行態勢の整備に関する書類監査の実施について	39E

0313	通知文書	事務局	会員処分制度整備に関する協会規則等の制定について	40E
0313	通知文書	事務局	外務員処分制度整備に関する協会規則の一部改正及び細則の制定について	41E
0313	通知文書	事務局	協会規則の一部改正について	42E
0314	通知文書	業務部	外国為替及び外国貿易法に基づく資産凍結等の措置について	43E
0315	通知文書	業務部	「CMEグループ金利債券先物セミナーのご案内」について	44E
0323	FINMAC5団体打合せ	事務局	・月次報告	—
0328	臨時総会	事務局	・平成29年度事業計画及び予算の件 ・定款の一部変更の件 ・臨時総会議事録署名人2名選任の件	—
0328	通知文書	業務部	タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について	46E
0328	通知文書	事務局	平成29年3月28日開催臨時総会の結果について	50E
0329	第21回 FX幹事会	事務局	・高齢者顧客への対応の検討について ・ストレステストの継続的実施の規則化及び実施要領の改定について 他	—
0330	第9回 理事会(書面)	事務局	・会員の入会の件 ・会員の退会に伴う預託金の返還の件 ・その他報告事項	—
0331	金商業協会連絡協議ワーキング	事務局	各協会報告	—
0331	通知文書	監査部	高齢者との取引の対応について	51E
0331	通知文書	調査部	東京外国為替市場委員会・金融先物取引業協会調査部共同調査 店頭外国為替証拠金取引等に関するアンケートの依頼について	55E

別紙6 一般社団法人金融先物取引業協会組織図

(平成28年7月1日)

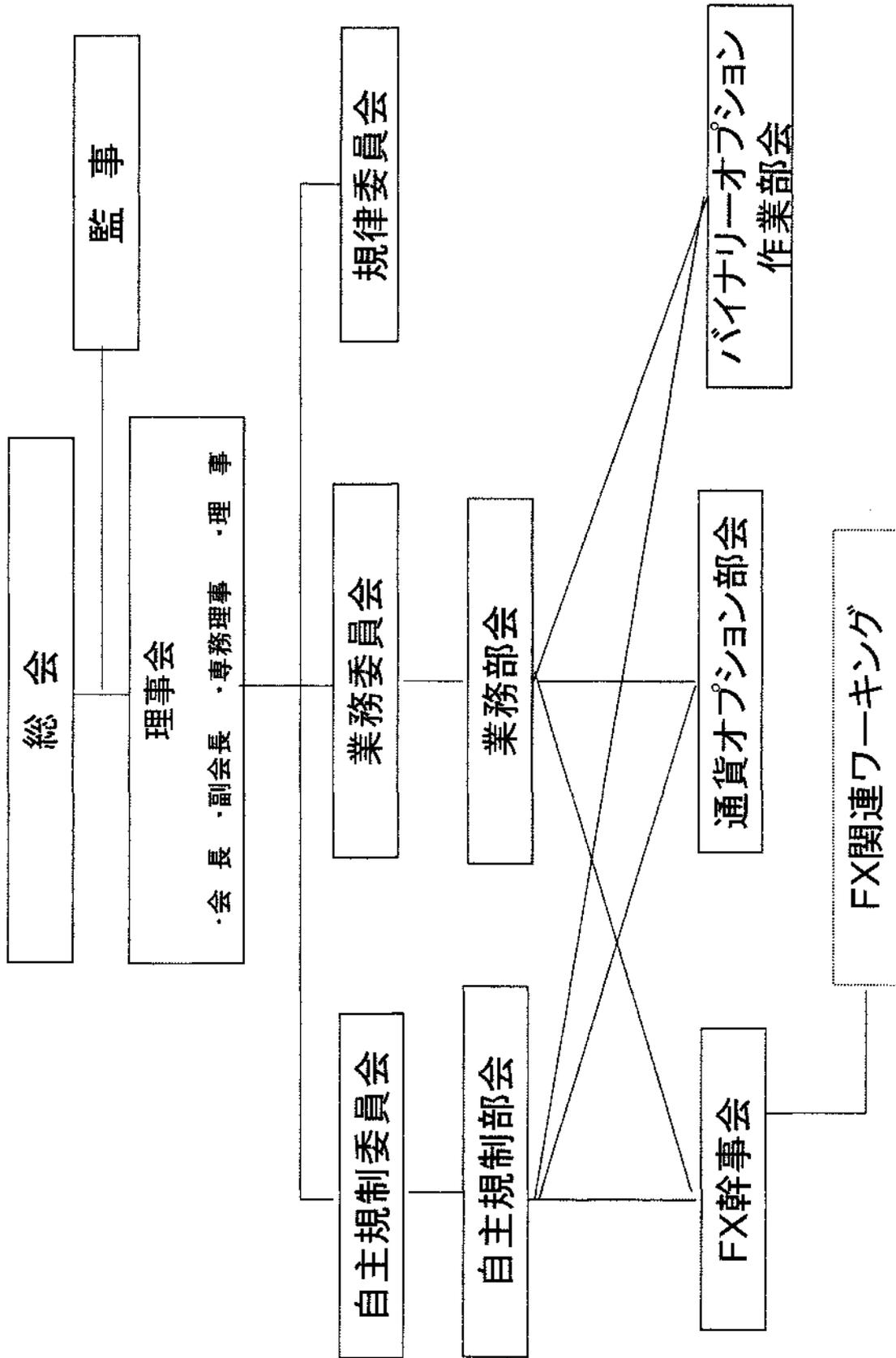


(注)各部の人数は、主たる業務の配置によっている。

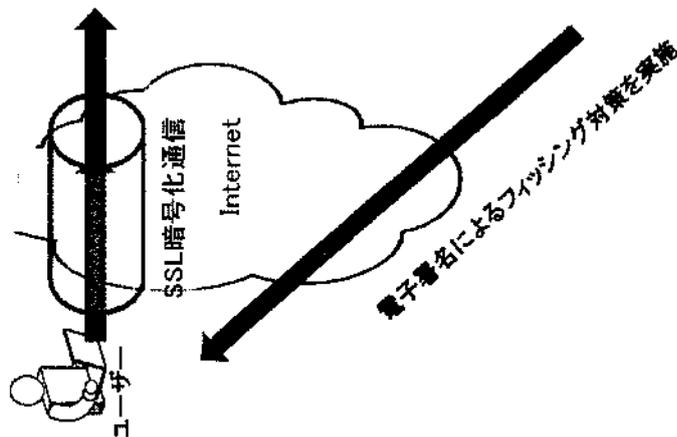
【常勤役員 1名、職員19名、パート職員2名】

(平成27年1月)

協会組織図

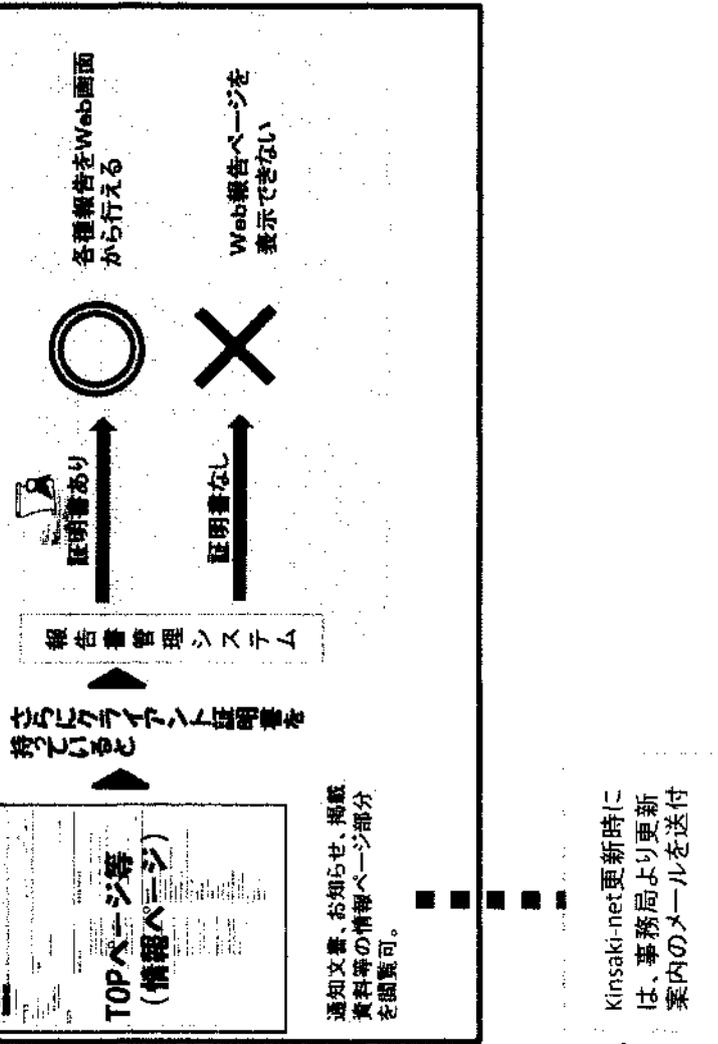


要素1: ID・パスワードによる認証



Kinsaki-net

要素2: クライアント証明書による認証



Kinsaki-net報告書管理システムのセキュリティ

- ID・パスワードによる認証、クライアント証明書による認証という二要素認証を採用 (さらに、本協会のクライアント証明書は、Internet Explorerにインストールすることで証明書をエクスポートして使えなくなるため、より厳格な運用が可能です。)
- 通信は、シマンテックのEVサーバ証明書によりSSL暗号化 (シマンテックのEVサーバ証明書には、日次のマルウェアアスキャン機能、週次の脆弱性アセスメントが標準装備されており、サイトの安全性を高めています。)

別紙8 平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）監査結果

平成28年度（平成28年4月～平成29年3月）監査結果

1. 監査を実施した会社数

- (1) 実地監査： 19社（うち金融取との合同監査先 4社）
（業態別内訳）・その他銀行 2社 ・証券会社 11社 ・先物専門会社 6社
- (2) 書類監査： 50社
（業態別内訳）・その他銀行 6社 ・証券会社 23社 ・先物専門会社 21社
- (3) 概況調査・確認調査： 8社
（業態別内訳）・証券会社 2社 ・先物専門会社 6社
- (4) 特別調査： 2社
（業態別内訳）・証券会社 1社 ・先物専門会社 1社
- (5) 書類調査： 157社（8回実施。社数は延べ）
（業態別内訳） ・その他銀行 9社 ・証券会社 65社 ・先物専門会社 83社

2. 監査の体制

- (1) 監査等従事人員 当期 9人（うち兼務 2人）
- (2) 監査等従事延人員 当期 419人日
内訳：実地監査280人日、書類監査15人日、
概況調査・確認調査16人日、特別調査2人日、
書類調査106人日

別紙9 処分関係制度整備の概要

1. 会員及び外務員の処分事務については、平成26年3月26日規律委員会決議「処分関係の制度整備について（中間整理と残された検討課題について）」の別紙Aにおいて、定款の一部変更及び協会規則の制定を行うこととされ、あわせて、現在、試行期間とされている会員処分量定基準（平成23年5月31日理事会決議、同24年1月30日理事会決議）について正式施行のための措置を講ずることとされました。
2. 平成28年6月24日開催の第13回規律委員会においては、会員処分制度整備関係として、定款の一部変更案、規則の新設案、会員処分量定基準の正式施行及び量定基準施行に伴う考え方の公表について審議が行われました。
3. 平成28年10月11日開催の第14回規律委員会においては、前回の規律委員会で再検討とされた規則について再度審議が行われました。
4. 平成28年11月24日開催の第15回規律委員会では、外務員処分制度整備関係として、規則の一部改正、細則の新設案、外務員処分量定基準の施行及び量定基準施行に伴う考え方の公表について審議が行われました。
5. 最終的に、平成28年12月13日開催の第16回規律委員会において、これまで検討を行ってきた会員及び外務員処分制度について最終案の審議が行われ了承されました。
6. その後、平成28年12月21日の業務部会にて了承を受け、平成29年1月13日の自主規制部会を経て、パブコメを実施し、平成29年2月22日の自主規制委員会において了承され、規則等については、平成29年3月13日の理事会において決定を受け、定款については、同年3月28日の臨時総会で決定されました。
7. 了承された定款及び規則等の施行については、平成29年6月23日に施行する予定としております。

以 上

別紙10 金融商品取引法第64条の7に基づく外務員の登録に関する委任事務の処理について（平成28年度）

(1) 外務員登録事務従事者名簿

H29.3.31 現在

部署名	役職名	氏名	備考
業務部	業務部長	A	統括責任者
"	主任調査役	B	責任者
"	調査役	C	登録事務担当
"	調査役	D	登録事務及びシステム担当
"		E	登録事務担当
総務部	主任調査役	F	システム担当

(2) 平成28年度外務員登録実績

金商法第64条の7（登録事務の委任）第2項により行われた登録事務

(件)

区分	平成28年度 総計		平成27年度 総計	平成26年度 総計	平成25年度 総計	平成24年度 総計	
	金商法第64条第1項第1号	新規	9,342	8,825	8,573	7,821	9,794
	既存	2,117	1,758	1,602	1,534	1,703	
金商法第64条の4	廃止	9,940	8,833	8,029	13,465	11,386	
金商法第64条の4	氏名変更	2,097	2,104	2,372	1,920	2,091	
金商法第64条の4	役職変更	48	45	51	54	38	
金商法第64条の2	登録の拒否	0	0	0	0	0	
金商法第64条の9	審査請求	0	0	0	0	0	
金商法第64条の6	登録の抹消	0	0	0	0	1	
日証協との連携	外務員情報を交換し、処分者等への対応を適宜行う協力体制の構築。						

(件)

(3) 平成28年度外務員登録事務収支状況

		(単位:円)					
		平成28年度	平成27年度	平成26年度	平成25年度	平成24年度	
外務員登録手数料収入	①	11,190,000	10,573,000	10,226,000	9,259,000	11,121,000	
収入計	(a)	11,190,000	10,573,000	10,226,000	9,259,000	11,121,000	
外務員登録関係費支出	②	2,732,351	2,942,519	2,901,454	2,835,789	2,867,002	
保守		(1,254,857)	(1,254,857)	(1,257,357)	(1,220,000)	(1,220,000)	
外務員登録済み通知等送料		(141,194)	(351,362)	(316,522)	(324,289)	(313,502)	
その他		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
サーバ障害対応		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
情報セキュリティコンサル料		(972,000)	(972,000)	(972,000)	(945,000)	(987,000)	
外務員サーバ保守+有線LAN保守		(356,400)	(356,400)	(355,575)	(346,500)	(346,500)	
データセンター設置費		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	
e-Gov認証ID取得費用		(7,900)	(7,900)	(0)	(0)	(0)	
ソフトウェア取得支出		2,981,680	3,261,120	3,220,282	3,370,409	2,388,482	
文書管理システム	③	(0)	(0)	(0)	(0)	(440,000)	
外務員システム	④	(2,981,680)	(3,261,120)	(3,220,282)	(3,370,409)	(1,948,482)	
人件費	⑤	7,935,650	7,870,941	7,765,738	7,191,543	9,781,656	
水道光熱費	⑥	13,745	12,865	13,285	11,190	15,706	
事務所賃借料	⑦	878,596	815,684	769,012	744,084	1,092,356	
支出計	(b)	14,542,022	14,903,129	14,669,771	14,153,015	16,145,202	
収支差	(a)-(b)	△ 3,352,022	△ 4,330,129	△ 4,443,771	△ 4,894,015	△ 5,024,202	
各費用項目の算出根拠							
番号	項目	算出方法					
②	外務員登録関係費支出	外務員登録に係る直接費					
③	ソフトウェア取得支出	外務員登録に係るシステム開発費のうち当期費用分					
④	ソフトウェア取得支出	外務員登録事務従事者の時間単価給与を算出(※)し、従事時間を乗じて算出					
⑤	人件費	外務員登録事務従事者の年間水道光熱費及び事務所賃借料を算出し、従事割合を乗じて算出					
⑥	水道光熱費						
⑦	事務所賃借料						

※ 時間外給与の計算方法
 給与規程第8条(時間外勤務手当)第3項第1号
 1、2(略)

3 時間外勤務手当の額は、次の計算方法により算出する。

(1) 法定内時間外勤務1時間当たりの単価 (年俸の額の12分の1) ÷ (平均所定勤務時間) × 1.00

別紙11 外務員資格試験、外務員資格更新研修試験及び内部管理責任者資格試験の実施状況

(単位：人)

	外務員資格試験		外務員資格更新研修試験		内部管理責任者資格試験	
	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数	合格者数
平成28年 4月	44	44	32	32	14	14
5月	142	142	20	19	34	34
6月	80	80	50	50	35	35
7月	96	96	48	48	19	19
8月	65	65	49	49	21	21
9月	88	87	63	63	32	32
10月	72	71	48	46	48	48
11月	90	90	152	150	21	21
12月	66	66	50	50	25	25
平成29年 1月	63	63	30	29	18	18
2月	77	76	49	49	23	23
3月	123	121	46	46	38	38
計	1,006	1,001	637	631	328	328

別紙12 FX取引に関するこれまでの主な施策

< (1) 開始時期 (2) 規則、通知文書等 (3) 主な内容等 >

1. 店頭FX取引月次統計

- (1) 平成21年1月開始(平成20年11月から平成20年12月までは試行期間)
- (2) 通知文書【金先協平20第277号E】(平成20年12月12日)
【金先協平27第34号E】(平成27年3月4日、定款第3条報告化)
- (3) 店頭FXの月次取引高について協力会員からの報告を集計、一般向け協会ホームページにて公表
→ 平成27年2月24日の業務委員会において平成27年4月から当報告を定款第3条に基づく報告として全店頭FX取引取扱会員を対象とすることを決定

2. 顧客区分管理信託状況についての検証

- (1) 平成22年1月29日より
- (2) 外国為替証拠金取引に係る顧客資産の区分管理に関するガイドライン
- (3) 「第4条 会員は、毎年1回以上定期的に、顧客区分管理信託の状況について、外部監査又は独立した部署による内部監査を受けること等により、適切に管理がなされているかを検証し、その結果について、速やかに、取締役会等に報告を行うこととする。」

3. BCP体制の整備

- (1) 平成22年8月25日施行
- (2) 会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則
会員の緊急時事業継続体制の整備に関するガイドライン
- (3) 緊急時における会員の事業継続体制の整備

4. FX取引におけるロスカット未収金報告制度

- (1) 平成21年9月16日発生分より
- (2) 通知文書【金先協平21第180号E】(平成21年9月16日)
【金先協平23第181号E】(平成23年6月22日、様式変更)
【金先協平24第250号E】(平成24年11月26日、残高報告頻度変更)
- (3) ロスカット取引に起因する未収金額について報告を受け、集計の上、一般向け協会ホームページにて公表

5. FX取引におけるロスカット月次状況報告制度

- (1) 平成22年6月分から平成23年9月分まで
- (2) 通知文書【金先協平22第154号E】(平成22年7月1日)
【金先協平23第256号E】(平成23年10月28日、報告終了通知)
- (3) 月間のロスカット件数について報告を受け集計

6. ロスカット取引の適切な運用

- (1) 平成21年12月11日より
- (2) 外国為替証拠金取引に係るロスカット取引に関するガイドライン
→ 平成23年2月1日より規則化：金融先物取引業務取扱規則第25条の3、同条に関する細則(外国為替証拠金取引に係るロスカット取引関係)(平成23年1月26日制定)
- (3) ロスカット水準表の設定、ロスカットが機能しなかった場合の対応、ロスカット取引の実行状況の検証及び必要データの保存

7. 店頭FX取引に係るスプレッド広告の適正な実施

- (1) 平成22年9月3日より
- (2) スプレッド広告表示の適正性維持に関するガイドライン
- (3) スプレッド広告開始前、開始後の検証、検証に必要なデータの保存
→ 平成24年12月12日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など

8. 店頭FX取引に係る価格配信態勢整備義務

- (1) 平成23年2月1日施行
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の2(平成22年10月28日理事会成立)
- (3) 価格配信基準の決定、必要なシステムの整備、配信基準等の運用状況の検証及び当該記録の保存

9. 注意喚起文書の交付義務

- (1) 平成23年4月1日施行
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第7条の2(平成23年2月18日理事会成立)
- (3) 契約締結前に、不招請勧誘規制の適用がある旨、リスクに関する注意喚起等を記載した注意喚起文書の交付

10. 店頭FX取引における価格データ等の保存

- (1) 平成22年11月5日より
- (2) 通知文書【金先協平22第264号E】(データ保存の依頼)
 - 平成23年6月30日規則化：金融先物取引業務取扱規則第25条の4、同条に関する細則(店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係)
- (3) 顧客への配信価格及び配信時刻等の保存、顧客説明、苦情報告等
 - 平成26年7月23日「金融先物取引業務取扱規則第25条の4及びその細則(店頭外国為替証拠金取引に係るデータ保存関係)に関する留意点等について」の改訂【金先協平26第159号E】：ロスカット取引について本規則が適用されることを強調

11. アフィリエイト広告の適正な利用

- (1) 平成24年3月30日より
- (2) アフィリエイト広告利用に関するガイドライン
- (3) ランディングページ冒頭に注意喚起文言の設置、契約の整備等

12. FX取引の広告等に関するQ&A事例集の作成

- (1) 平成24年3月30日より
- (2) 広告等の表示及び景品類の提供に関するQ&A事例集
(平成25年7月18日に「FX取引の広告等に関するQ&A事例集」から「広告等に関するQ&A事例集」へ変更。さらに平成26年6月4日に現在の名称に変更)
- (3) FX広告の審査を行う際の参考になるよう、会員から問い合わせの多い質問に対する回答、本協会監査部が実際に行った主な指導事例を取り纏めたもの。
 - 平成24年12月12日一部改正：スプレッド広告において例外がある旨の表示の記載方法など
 - (→ 平成25年7月18日に個人向け店頭バイナリーオプション取引部分を追加)
 - 平成26年6月4日一部改正：14. の基準改正に伴う改正

13. 店頭FX取引における注文執行態勢整備及び顧客への事前説明(スリッページ関係)

- (1) 平成25年8月9日施行(既存会員は、平成25年11月30日までは従前の例による。)
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2、第25条の2の3
- (3) 店頭FX取引における注文執行基準、注文執行態勢の整備、顧客にとって問題のある非対称スリッページの禁止、スリッページ発生の仕組み等に関する顧客への事前説明等
 - 平成26年7月23日【金先協平26第158号E】「金融先物取引業務取扱規則第25条の2の2第3項の適用関係等について」を改訂：ロスカット取引についての本規則の適用関係の明確化

1 4. 広告の多様化等に伴う規定の見直し及び景品類の提供についての規定の整備

(1) 平成26年9月1日施行（平成26年6月4日理事会決定）

(2) 広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則

広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル

(3) 「広告等に関する自主規制基準」の制定（平成3年）から時間が経過しており、広告の多様化等に伴う規定の見直し及び景品類の提供についての規定の整備を目的とし、同基準を改正して「広告等の表示及び景品類の提供に関する自主規制規則」とした。併せて「広告等の表示及び景品類の提供に関する広告審査マニュアル」を作成している。

1 5. 「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」（月次）、「店頭外国為替証拠金取引個別顧客区分管理金額正味増減口座数状況」（四半期）についての統計化

(1) 平成27年4月1日より（平成27年2月24日業務委員会決定）

(2) 通知文書【金先協平27第34号E】

(3) 平成27年度から、新たに「店頭外国為替証拠金取引顧客区分管理必要額等状況」及び「店頭外国為替証拠金取引個別顧客区分管理金額正味増減口座数状況」について定款施行規則第3条に基づき報告を求めることとした。

また、これらの報告値についてそれぞれ集計し、顧客区分管理必要額関連情報、個別顧客区分管理金額正味増減口座割合関連情報を一般向け協会ホームページに公表する。

1 6. 無登録業者に関する施策

(1) 平成22年4月より

(2) 無登録業者に関する施策は例えば以下のようなものがある。

① 一般向け協会ホームページによる注意喚起ページの設置（平成22年4月～）

② 関係団体との連携

(3) ①について、平成26年7月に、注意喚起ページのリンクがより投資者の目に留まるよう場所を移動し、テキストリンクからバナーリンクに変更している。

②について、次の団体に対する金融庁及び関東財務局からの業者登録の状況の事前確認等に関する改善の申し入れについて本協会も副署を行っている。

・ 日本雑誌広告協会（平成26年1月27日）

・ インターネット広告推進協議会（平成26年10月7日）

また、次の団体に対して、カード利用者への注意喚起について、同様の枠組みにおいて改善の申し入れを行っている。

・ 日本クレジット協会（平成27年2月18日）

17. システムトレードに関する施策

- (1) 平成27年10月2日
- (2) 通知文書【金先協平27監第117号E】
- (3) プログラム選択型システムトレードにおいて、顧客に対する事前説明及び広告等について適切な対応がなされるよう、「プログラム選択型システムトレードを取扱うにあたっての留意事項について」をとりまとめて発出。

18. FX取引業者に対するストレステスト実施要領の公表

- (1) 平成28年2月19日（平成29年3月29日改正）
- (2) 通知文書【金先協平28第30号E】
通知文書【金先協平29第64号E】（改正実施要領）
- (3) FX取引業者全社が共通して行えるストレステストの実施要領を作成し、当該実施要領に基づき、年に1回、原則としてFX取扱会員全社に共通のストレステストの実施及びその結果の報告を求めている。
実施要領は、以下の3つのリスクを対象としている。
 - ・未カバーポジションに対するリスク
 - ・未収金発生リスク
 - ・カウンターパーティーリスク

19. 法人顧客を相手方とする店頭FX取引における証拠金率（レバレッジ）に係る当局規制に関する施策

- (1) 平成28年6月14日公布（平成29年2月27日施行）
- (2) 内閣府令
- (3) 金融庁により府令が改正され、店頭FX業者は、法人顧客を相手方とする店頭FX取引について、為替リスク想定比率以上の証拠金を求めることとなる。為替リスク想定比率は、告示で定める算出方法に従って、通貨ペアごとに毎週算出することが必要となる。
協会では、会員が利用できるように、また、投資者が各通貨ペアのボラティリティを把握することができるように、為替リスク想定比率を算出し、公表することとしている。

20. 為替リスク管理態勢の整備等

- (1) 平成28年10月7日理事会決定（平成29年4月3日施行）
- (2) 金融先物取引業務取扱規則第25条の4の2 他
- (3) 平成27年7月に金融庁から公表された金融モニタリングレポートの内容も踏まえ、会員における為替変動リスクに対する管理態勢の整備や、顧客への説明の強化による投資者信頼の向上等を目的とし、自主規制ルールの整備を行った。

2 1. 高齢者との取引の対応について

(1) 平成29年3月31日

(2) 通知文書【金先協平29第51号E】

(3) 高齢者との取引に当たっては、取引開始時及びそれ以降の顧客管理において通常の顧客に対する場合より慎重な確認を行う等の管理態勢を整備することが望ましいとの考えから、取引開始時及び既存顧客へのモニタリング時の手続きの例示及びその考え方を参考として通知した。

以 上

別紙13 個人向けバイナリーオプション取引にかかる自主規制の取組み状況

1. 平成24年8月2日 ワーキング設置業務部会承認
2. 平成24年9月13日 第1回バイナリーオプションワーキング開催(計10回)
3. 平成24年9月21日 月次モニタリング通知(金先協平24第200号E)*10月度より実施
4. 平成24年12月12日 個人向けバイナリーオプション取引規制骨子公表
5. 平成25年4月24日 バイナリーオプションワーキング最終報告公表
6. 平成25年5月14日 (監督指針改正案公表)
7. 平成25年5月16日 バイナリーオプションワーキング終了
8. 平成25年5月27日 個人向け店頭バイナリーオプション取扱会員との実務ミーティング開始
9. 平成25年5月29日 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則ほかメンコメ開始
10. 平成25年6月13日 取扱会員との個人向けバイナリーオプションに関する意見交換会開催
11. 平成25年7月3日 (改正金商業府令公布)
12. 平成25年7月18日 個人向け店頭バイナリーオプション取引業務取扱規則制定
同規則ガイドライン、確認テスト例ほか公表
個人向け店頭バイナリーオプション取引に関わる外務員に対する登録試験
適用の明確化
13. 平成25年8月1日 (改正金商業府令施行、改正監督指針適用開始)
14. 平成25年10月7日 バイナリーオプション作業部会設置(第一回作業部会)
15. 平成25年12月1日 新規則下による取引への移行完了
16. 平成25年12月9日 第二回作業部会
17. 平成25年12月19日 書面監査実施通知(金先協平25第268号E)
18. 平成26年1月20日 一般向け協会ホームページに月次速報掲載開始
19. 平成27年4月30日 個人向け店頭バイナリーオプション取引状況報告掲載(会報第104号)
20. 平成27年12月18日 第三回作業部会

別紙14 FX取引に係る金融モニタリングレポートに関する調査等に係る論点
(平成27年11月20日第10回FX幹事会提出資料)

2015年11月20日

金融モニタリングレポートに関する調査等に係る論点

論点1：為替リスク管理態勢

(基本的考え方)

- (1) 為替リスクの管理についての基本的考え方については、以下のように考えてよいか。
- ・顧客との取引に伴う為替変動リスクは一般にFX業者にとって最も主要な市場リスクであり、その適正なリスク管理は極めて重要である。
 - ・リスク管理の手法としては①顧客以外の第三者との反対取引を行う(カバー)②マリー③マリーになっておらず、カバーもしていない部分(以下「ギャップ」と言う)を適正に管理する、の三つの方法があり、FX業者は自己資本規制比率を遵守しつつ、この3方法を適正に組み合わせてリスク管理を行う必要がある。
 - ・顧客にとって自らが利用している、あるいは、これから利用しようとしているFX業者がどのような考え方や方法でこのリスク管理を行っているかは極めて重要な情報なので、これらの情報について、誤解を招かず、分りやすく、FX業者間の比較も可能な方法で顧客に開示することは有意義である。

(為替リスク管理態勢に係る社内規程の整備)

- (2) 為替リスクを適正に管理する態勢を整備する観点からは、為替リスク管理に係る社内規程の整備を図ることは必要であると考えてよいか。
- (3) 社内規程の整備を協会規則等で全会員に義務づけることをすることが適当か、それとも会員の自主性に委ねるべきか。
- (4) 社内規程で定める内容項目については、協会の規則やガイドラインで定めたり、例示したりすることが適当か、それとも会員の決定に委ねるべきか。
- (考えられる項目：各種限度額の設定、日中や週末等のポジション管理等。)

(カバー取引やマリー取引の実施に係る方針や、自社のカバー率(もしくはマリー率)の開示)

- (5) 開示する内容は次の通りとしてはどうか。
- まず、①顧客との取引に伴う為替変動リスクの管理についての基本的考え方と方法についての説明、及び②顧客グロス取引金額に対するカバー取引金額の比率(日締め時点の数字は有効か等も含め、計算の具体的方法は別途要検討。)については開示することとし、さらに進んで、③日中の自己資本規制比率の最小値等についても開示することとしてはどうか。
- (6) 上記①については常時、HPまたは前書面で開示することとするか、少なくとも前書面では開示することとするか。
- (7) 上記②及び③については少なくとも月次でHPにおいて開示することとし、月次を上回る頻度で

開示するかどうかは会員の任意とすることとするか。

論点2：ストレス・テスト

(基本的考え方と方向性)

- (1) 潜在的に発生し得る相場変動のリスクやカバー取引先の破綻等による影響を想定したストレスを実施することを全会員に義務付けることとするか、それとも、義務付けはせず、基本的には推奨ベースとするか。
- (2) 内容的にはミニマム・スタンダードの設定を目標とするか、ベスト・プラクティスを示して、それに向けて会員の努力を促すことを目標とするか。
- (3) ミニマム・スタンダードを全会員に義務付けることとした場合、公平の観点から、テスト実施に必要なマンパワーに自ずと限界のある会員にも実施可能な内容にする必要があるのではないか。
- (4) ベスト・プラクティスを示して推奨ベースとする場合、最も先進的なストレス・テストを実施している会員のテスト内容を紹介してもらい（その会員の同意が前提）、それを当面のベスト・プラクティスとすることが考えられるのではないか。

(テストの具体的内容等の定め方)

- (5) 義務付けられるミニマム・スタンダードの内容をどう定めるか、当局の実質的な了解を得られる案を作ることが實際上、可能か。
- (6) 推奨ベースのベスト・プラクティス案に関し、上記のほかにもどのような案が考えられるか。
- (7) テストの頻度についてどう考えるか、少なくとも年1回は必要と考えるか、米国のように半月毎行うことは可能か。

(ストレス・テストを踏まえた財務基盤の強化)

- (8) ストレス・テストが義務付けられ、さらに進んで、それを踏まえた財務基盤の強化までが義務付けられることになると、ストレス・テストの内容如何にもよるが、一般的には小規模事業者非常に大きな影響を与えるのではないか。

論点3：カバー取引先

カバー取引先が（実質的に）1社の場合、当該カバー取引先との取引停止による取引継続リスク等について、顧客に十分説明する必要があるとされているが、この場合、

- (1) 顧客説明を義務付けることまで、求めるべきかどうか。
- (2) 「取引継続リスク等」について、どこまで説明する必要があるか。一般的説明でも足りるとするか、想定される具体的なリスクの例を挙げて説明することまで求めるべきか。
- (3) 顧客への説明方法はどうか、顧客から求められた時に、コールセンター等で対応することで足りるとするか、HP あるいは前書面で説明することとするか、少なくとも前書面では行うとするか。

(参考)

- ・前書面での必要記載事項とする場合は、内閣府令または協会業務取扱規則等の改正が必要。

- ・顧客への説明を義務付ける場合は、少なくとも業務取扱規則の改正が必要。
- ・顧客への説明を怠過（しょうよう）する場合は、その内容についてガイドラインや通知の発出が必要。

論点4：為替相場急変時の対応

（価格配信の停止や再開の判断基準についての社内規程等での明確化）

- （1）為替相場急変時に適正に対応するとともに顧客への適切な説明に資する観点から、価格配信の停止や再開の判断基準について社内規程等での明確化を図ることは必要であると考えてよいか。
- （2）社内規程等の整備を協会規則等で全会員に義務付けることとすることが適当か、それとも会員の自主性に委ねるべきか。

（価格配信の停止や再開の判断基準についての顧客への事前説明）

- （3）顧客への事前説明を適切に行う観点からは、顧客への事前説明に係る社内規程の整備を図ることが必要であると考えてよいか。
- （4）社内規程の整備を協会規則等で全会員に義務付けることをすることが適当か、それとも会員の自主性に委ねるべきか。
- （5）社内規程で定める内容・項目については、協会の規則やガイドラインで定めたり例示したりすることが適当か、それとも会員の判断に委ねるべきか。
（考えられる項目：最終的にディーラーの判断になることを説明等。）
- （6）前書面で説明することとするか。
- （7）価格配信の再開時の最初の価格を基準として顧客にロスカットが発生する可能性があることから、価格配信を再開する場合は再開の判断について遅滞なくHP等で公表することを原則とすべきではないか。
- （8）さらに、価格配信の再開時の最初の価格を基準として顧客にロスカットが発生した場合には、ロスカット水準から大きくかい離して約定する可能性があることについての説明を、HP等で説明することとしてはどうか。

論点5：約定訂正

（約定訂正を行った際の対顧客説明）

- （1）顧客から説明を求められた時だけでなく、仮に顧客からの要求がなくても、業者が進んで説明すべきではないか。
（（注）約定訂正が行われていない段階においては、言わば事前に約定訂正を行う可能性について顧客に説明しておくことは、投資家保護の観点から有意義と考えられるが、その説明を行っていたとしても、実際に約定訂正を行うこととなった場合は、顧客に約定訂正の経緯等について適切に説明を行うことが当然必要となると考える。）
- （2）説明内容は、約定訂正に至った経緯のほか、何をどの程度行うことが必要か。

（約定訂正を行った事実、及びその内容、さらに過去の実績についての公表）

- （3）透明性の向上につながり、投資家の業者選択に資するとも感じられるが、他方、約定訂正には、

様々なケースがありうるため、公表のあり様によっては、却って投資家に誤解を与えるおそれがあるとも考えられる。いずれにしても、公表すべき約定訂正の定義が必要になるのではないか。

- (4) 約定訂正の対象顧客における、訂正前の利益・損失と、訂正後の利益・損失のそれぞれの合計金額を公表することが可能か。

論点6：法人レバレッジ

(法人レバレッジの基本的考え方)

- (1) 為替変動のリスクの観点から、許容されるリスクや流動性リスク等を反映した、法人レバレッジを含む為替リスク管理態勢を、構築すべきではないか。
- (2) 上記の場合、法人顧客に対して許容できる自社のリスク管理についてどのように考えるべきか。
- (3) 金商法等の制度を踏まえつつ、公的規制又は自主規制として、会員の為替リスク管理等の整備を図る必要があるのではないか。

論点7：法人の口座開設基準

(いわゆる法人成り口座の問題)

- (1) いわゆる法人成り口座の問題とは、FX での取引経験や資力に乏しい個人が主として高レバレッジでの取引を行う目的で法人成りして FX 取引を行った結果、当該法人が破綻する（従って、法人に移された個人資産も消失する）程の大きな損失が生じたり、取引相手の FX 業者にも多額のロスカット未取金回収漏れが発生して当該業者の財務の健全性に悪影響を及ぼしたりする問題、と考えられるがそれでよいか。
- (2) このような問題の発生を防止するためには、本来的には、FX 業者が各法人の信用力を十分審査し、各法人の信用力に応じた取引を常に行うことが必要であり、そのことが結果的に投資者（法人成りした個人）の保護にも資することになるのではないか。
- (3) このため、FX 業者は常に法人取引のリスク管理に努める必要があるが、法人口座の開設段階においても、口座開設を求める法人の来歴や資産状況、代表者等の FX 取引の経験などを十分に審査し、当該法人の信用力を十分踏まえて取引を開始しなければならないのではないか。
- (4) 法人口座の開設基準については現在、協会規則において「顧客の取引経験、資力その他会員が必要と認める事項について、会員の規模、業務の実情に応じて」取引開始基準を定めるものとされているが、上記の論点を踏まえ、「顧客の取引経験」や「資力」以外の具体的事項（あるいは、「顧客の取引経験」や「資力」の具体的細目）を加えることが必要と考えるか、また、「会員の規模、業務の実情」に関わらず、何らかの一律の基準を設けることが必要と考えるか。

以上

別紙15 あっせん・苦情・相談処理状況

あっせん・苦情・相談処理状況

(平成28年4月1日～平成29年3月31日)

(単位:件)

区分	平成28年												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
あっせん申立て	1	0	1	1	0	1	0	3	0	3	2	2	14
あっせん終結	3	3	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1	14
苦情	7	1	21	11	4	5	9	6	7	4	7	4	86
取次ぎあり	6	1	20	10	4	4	9	6	7	3	5	4	79
取次ぎなし	1	0	1	1	0	1	0	0	0	1	2	0	7
相談	33	31	40	30	36	25	33	31	32	27	26	34	378
合計	44	35	63	43	41	31	43	40	40	35	36	41	578

別紙16 協会開催セミナー・説明会等の開催状況

セミナーとテーマ	講師	
平成元年秋季セミナー(平成元年10月19日)		
金融先物取引をめぐる行政上の課題と今後の展望について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	佐川宣寿氏
金融先物取引業者としてのあり方と当面の諸課題	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹氏
東京金融先物取引所の現状と課題	東京金融先物取引所常務理事	岡田 孝氏
金融先物取引の開始と金融機関経営へのインパクト	第一勧業銀行取締役資金為替部長	藤野 徹氏
証券業と金融先物取引について	山一証券取締役管理本部副本部長兼経理部長	白井隆二氏
平成元年度春季セミナー(平成2年3月16日)		
金融先物取引業者の事業報告書の記載上の留意事項および経理処理方法について	大蔵省銀行局総務課課長補佐	根本秀樹氏
金融先物取引業者に対する大蔵省の検査について	大蔵省銀行局総務課金融市場係長	鳥屋栄二氏
平成2年度夏季セミナー(平成2年6月25日)		
先物オプション取引の基本的な理解のために	日興証券債券部先物オプション取引課長	瀧山琢治氏
国際的にみた金融先物オプション市場の最近の動向	富士銀行国際資金為替部	谷充 史氏
東京金融先物取引所の現状と日本円短期金利先物オプションの開発について	東京金融先物取引所総務部企画課長	階戸照雄氏
平成2年度夏季セミナー(平成2年6月25日)		
新しい国際金融市場展開への対応 -1993年を展望して-	東京銀行取締役	本田敬吉氏
平成3年度春季セミナー(平成3年3月22日)		
わが国の金融市場をめぐる当面の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	日下部元雄氏
金融先物取引業者の業務運営上の留意事項	大蔵省銀行局総務課金融市場室	鳥屋栄二氏
平成3年度夏季セミナー(平成3年7月2日)		
日本円短期金利先物・オプション取引について	太陽神戸三井銀行資金部主任調査役	浅沼辰男氏
証券先物・オプション取引の実際	野村証券債券部先物オプション取引課長	日田哲郎氏
日本円短期金利先物オプション取引開始に向けて	東京金融先物取引所総務部企画課長	垣東 勝氏
平成3年度秋季セミナー(平成3年10月18日)		
銀行の金融・証券先物取引および同オプション取引の経理処理	第一勧業銀行経理部国際主計グループ主任調査役	樽本修平氏
金融・証券先物取引および同オプション取引の税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
平成4年度春季セミナー(平成4年3月26日)		
金融自由化の動向	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司氏
金融先物取引法の改正について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家 哲氏
金融先物取引業者の許可の更新について	大蔵省銀行局金融市場室金融市場係長	草柳正美氏
平成4年度夏季セミナー(平成4年6月16日)		
金利先物オプション取引の活用と業務上の留意点	三菱銀行資金部証券部調査役	小林 茂氏
債券先物・オプション市場の現状	大和証券債券部先物オプション取引課	古川憲幸氏
開設4年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄氏
平成4年度秋季セミナー(平成4年11月25日)		
アメリカ金融先物市場の現状と展望	MEC CBOT東京事務所長	ニコラス・ロナルズ氏
シンガポール金融先物市場・SIMEXの発展	SIMEX ハイスプレジデント	リチャード・ローク氏
平成5年度春季セミナー(平成5年3月24日)		
金利自由化の動向について -郵便貯金の金利自由化対応-	大蔵省銀行局金融市場室長	小泉龍司氏
我が国の金融先物取引をめぐる最近の情勢について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	氏家 哲氏
平成5年度夏季セミナー(平成5年6月16日)		
最近の証券市場と資金の流れ	山一証券投資情報部次長	小林治重氏
金利先物・オプション取引の活用事例	第一勧業銀行資金部資金グループ主査	関 和彦氏
開設5年目を迎えるTIFFEの現状と課題	東京金融先物取引所業務部長	橋本長雄氏
平成5年度秋季セミナー(平成5年10月15日)		
変貌する国際金融取引と金融先物の今後の課題	東京銀行常任参与	本田敬吉氏
平成5年度基礎セミナー(平成5年9月9日)		
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆 勇
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
平成6年度春季セミナー(平成6年3月8日)		
預金金利の自由化と郵貯問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	佐々木豊成氏
最近の金融先物行政及び金融先物取引事務の簡素化について	大蔵省銀行局金融市場先物市場係長	氏家 哲氏

セミナーとテーマ	講師	
平成6年度夏季セミナー(平成6年6月16日)		
デリバティブ商品市場の動向とその活用	住友銀行資金為替部部長代理	高橋健一氏
金利先物取引の実証的検討	日興證券債券部先物オプション取引課課長	星 一孝氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
平成6年度基礎セミナー(平成6年9月8日)		
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会事務局長	伊豆 勇
平成6年度基礎セミナー(平成6年11月24日)		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
平成6年度秋季セミナー(平成6年10月20日)		
デリバティブの税務・会計処理と開示	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
平成7年度春季セミナー(平成7年3月9日)		
預金を考える懇談会について	大蔵省銀行局金融市場室長	木下信行氏
最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	林 收氏
金融先物取引業の更新許可申請の手続について	本協会業務部長	佐藤 登
平成7年度夏季セミナー(平成7年6月15日)		
戦略的ALMの実践と仕切レート体系の変更に伴う収益管理の実態	富士銀行資金部次長	長谷川芳春氏
オプション価格理論からみたクレジットリスク、自己資本規制、バリュア・アット・リスク	野村総合研究所システムサイエンス部 金融数理研究室室長	太田智之氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
平成7年度秋季セミナー(平成7年10月17日)		
統合的リスク管理の現状と方向性	バンカース・トラスト銀行東京支店 グローバルリスクマネジメントヴァイスプレジデント	面 圭史氏
歴史的な低金利と景気・金利・為替動向	学習院大学経済学部教授	奥村洋彦氏
第9回基礎セミナー(大阪)(平成7年9月7日)		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
第10回基礎セミナー(東京)(平成7年11月21日)		
協会監査の実施状況について	本協会監査部長	小玉雅之
金融先物取引業務に関する基礎知識	本協会業務部次長	原田俊介
平成8年度春季セミナー(平成8年3月13日)		
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	天谷知子氏
最近の金融先物行政について	大蔵省銀行局金融市場室課長補佐	曾根英美氏
内部管理責任者等に関する規則について	本協会業務部長	佐藤 登
平成8年度夏季セミナー(平成8年6月12日)		
金融先物・オプション取引の活用方法	さくら銀行資金証券営業部ディーラー 第一グループ主任調査役	東 克哉氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	財津耕造氏
金融先物と国債先物を使った短中期債の複合ヘッジ手法	大和総研投資調査部投資研究課課長代理	今村文宣氏
平成8年度秋季セミナー(平成8年10月16日)		
低金利下のオプション・ボラティリティ	J. P. モルガン証券ヴァイスプレジデント	ティモシー・K・クック氏
デリバティブの新しい開示方式と税務・会計処理	センチュリー監査法人社員・公認会計士	成澤和己氏
第11回基礎セミナー(大阪)(平成8年9月18日)		
内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
第12回基礎セミナー(東京)(平成8年11月8日)		
内部管理責任者等規則の概要と資格試験の実施	本協会業務部長	田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長	原田俊介
協会監査の実施状況	本協会監査部長	小玉雅之
平成9年度春季セミナー(平成9年3月11日)		
CME・CBOT97年の課題	CME・CBOT東京事務所長	清水昭男氏
MATIFと欧州通貨統合	MATIF業務開発マネージャー(アジア担当)	エリック・メルリエ氏
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局金融市場室長	藤塚 明氏
平成9年度夏季セミナー(平成9年7月2日)		
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長	溝口右一氏
日本円短期金利先物の統計的分析	三和銀行資金部部長代理	福山武雄氏
超低金利政策の行方と景気・金融情勢	山一證券債券本部金融情報室課長	青木権雄氏

セミナーとテーマ	講師
平成9年度秋季セミナー(平成9年10月14日)	
通貨政策の読み方	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員 河野龍太郎氏
ドル・円相場の見通しーテクニカル分析の立場から	住友生命総合研究所調査部主任研究員 林 康史氏
第13回基礎セミナー(大阪)(平成9年9月12日)	
金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長 田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長 原田俊介
	本協会業務部調査役 南元一穂
協会監査の実施状況	本協会監査部長 小玉雅之
第14回基礎セミナー(東京)(平成9年11月18日)	
金融先物取引法をめぐる動きと内部管理責任者規則	本協会業務部長 田沼義雄
金融先物取引業務に関する法令・規則等の基礎的事項	本協会業務部次長 原田俊介
	本協会業務部調査役 南元一穂
協会監査の実施状況	本協会監査部長 小玉雅之
平成10年度春季セミナー(平成10年3月11日)	
最近の金融行政の諸問題について	大蔵省銀行局総務課金融市場室長 古谷一之氏
TIFFEの現状と展望	東京金融先物取引所業務部長 溝口右一氏
第1回内部管理セミナー(平成10年6月2日)	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長 小玉雅之
平成10年度秋季セミナー(平成10年10月14日)	
円動乱のやさしい読解法 ー金融グローバルライゼーション時代の為替変動ー	クレディスイスファーストボストン銀行東京支店 外国為替部ストラテジストディレクター 田中泰輔氏
ヘッジ・ファンドの神話と実話	ムーア・キャピタル・マネジメント・インク 東京駐在員事務所代表マネージング・ディレクター 洪澤 健氏
第2回内部管理セミナー(平成10年11月18日)	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長 小玉雅之
平成11年度春季セミナー(平成11年3月11日)	
デリバティブの税務について	国税庁課税部法人税課 (デリバティブ・プロジェクト担当)チーフ 吉田 稔氏
第3回内部管理セミナー(平成11年6月1日)	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長 小玉雅之
平成11年度秋季セミナー(平成11年10月7日)	
ゼロ金利政策解除とプリエンティブ・アプローチ ー新しい金融政策の考え方ー	第一生命経済研究所経済調査部主任研究員 河野龍太郎氏
アジアの通貨危機からの教訓	大和総研国際調査室主任研究員 大和俊太氏
第4回内部管理セミナー(平成11年11月16日)	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長 小玉雅之
平成12年度春季セミナー(平成12年3月22日)	
デリバティブの新しい会計と税務	公認会計士 成澤和己氏
第5回内部管理セミナー(平成12年6月6日)	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
第6回内部管理セミナー(平成12年11月17日)	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
平成13年度春季セミナー(平成13年3月6日)	
今後の日本経済の見通し	BNPパリバ証券会社東京支店 経済調査部長チーフエコノミスト 河野龍太郎氏
為替市場の現状と今後の動向	東京三菱銀行為替資金部チーフアナリスト 深谷幸司氏
第7回内部管理セミナー(平成13年6月4日)	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛
第8回内部管理セミナー(平成13年12月6日)	
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛

セミナーとテーマ	講師	
第9回内部管理セミナー(平成14年6月6日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛	
第10回内部管理セミナー(平成14年12月9日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛	
第11回内部管理セミナー(平成15年6月3日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛	
第12回内部管理セミナー(平成15年12月4日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛	
第13回内部管理セミナー(平成16年6月7日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛	
第14回内部管理セミナー(平成16年12月10日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛	
金融先物取引法の改正等に関する説明会(平成17年6月10日)		
金融先物取引法の一部改正について	金融庁総務企画局市場課金融取引官	大用恭市氏
	金融庁総務企画局市場課課長補佐	山口己喜雄氏
	金融庁監督局銀行第一課課長補佐	吉富 功氏
	金融庁監督局証券課係長	古角健生氏
今後の手続き、協会規則の制定・一部改正等について	本協会業務部長	原田俊介
第15回内部管理セミナー(平成17年9月29日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛	
第16回内部管理セミナー(平成17年12月22日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛	
第17回内部管理セミナー(平成18年6月1日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛	
第18回内部管理セミナー(平成19年1月23日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛	
第19回内部管理セミナー(平成19年6月14日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛	
第20回内部管理セミナー(平成20年1月22日)		
金融先物取引業務に関する法令・規則等について	本協会業務部長 原田俊介	
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部次長 山下 寛	
広告審査の留意点について	本協会監査部主任調査役 渡邊有康	
出来高状況表の記載要領・提出方法等について	本協会調査部長 宮崎雅雄	
第21回内部管理セミナー(平成20年6月13日)		
協会監査から見た内部管理の留意点及び法令・規則等について	本協会監査部次長 山下 寛	
店頭FX取引に関する支払調書の説明会(平成20年12月16日)		
「店頭FX取引の支払調書制度の概要」及び「アンケートに寄せられた主な質問事項への回答」	国税庁課税部課税総括課資料係長 櫻井裕治氏	
セミナー(外国為替証拠金取引取扱業を取り巻く環境について)(平成20年12月17日)		
証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課長 森田宗男氏	
協会の現状及び今後の運営について	本協会専務理事 後藤敬三	
セミナー(4月28日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて)(平成21年5月8日)		
4月28日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長	青戸直哉氏
	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐	有里貴夫氏

セミナーとテーマ	講師
セミナー(5月29日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて)(平成21年6月8日)	
5月29日発出の金商業府令改正等に関するパブリックコメントについて	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室長 青戸直哉氏
	金融庁総務企画局市場課 市場機能強化法令準備室課長補佐 有里貴夫氏
協会セミナー(平成21年10月28日)	
証券検査を巡る最近の動向	証券取引等監視委員会事務局証券検査課長 其田修一氏
証券行政の諸問題について	金融庁監督局証券課長 栗田昭久氏
協会概況のご報告	本協会専務理事 後藤敬三
協会セミナー(平成22年1月22日)	
主銀行等向けの総合的な監督指針の一部改正について	金融庁監督局銀行第1課課長補佐 森 陽介氏
	金融庁監督局証券課課長補佐 山下 淳氏
協会セミナー・大阪(平成22年11月29日)	
経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官 米澤裕樹氏
協会実地監査における指摘事項等について	本協会専務局長 甘日岩信次
	本協会監査部長 山下 寛
協会セミナー(平成23年2月17日)	
最近の国債管理政策について	財務省審議官 大川 浩氏
2010年BISサーベイ確報との比較にみる、外為証拠金取引の最近の動向	本協会調査部長 松井哲夫
協会監査から見た内部管理の留意点について	本協会監査部長 山下 寛
金融先物取引業務取扱規則の一部改正(確認書・注意喚起文書規則)案について	本協会総務部次長 小口 忍
協会セミナー・大阪(平成23年11月24日)	
最近の経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官 米澤裕樹氏
公益法人制度改革に伴う一般社団法人移行について	本協会専務局長 甘日岩信次
変化する外国為替市場	本協会調査部長 松井哲夫
協会実地監査における指摘事項等について	本協会監査部長 山下 寛
協会セミナー(平成24年2月24日)	
最近の監査事例から見た留意事項について	本協会監査部長 山下 寛
変化する外国為替市場	本協会調査部長 松井哲夫
ユーロ危機と共通通貨について	財務省副財務官 浅川雅嗣氏
電子メールのなりすまし防止対策・送信ドメイン認証技術の導入	KDDI株式会社サービスアプリケーション開発部課長 迷惑メール対策推進協議会 送信ドメイン認証技術WG副主査 本間輝彰氏
協会セミナー・FATCAについて(平成24年11月21日)	
米国FATCA法、外国為替証拠金取引業者の観点から 等	KPMG税理士法人ファイナンシャルサービスグループ シニアマネージャー 丹生谷佳子氏
	あずさ監査法人 金融事業部金融アドバイザー部 パートナー 九里隆吉氏
協会セミナー・大阪(平成24年11月26日)	
最近の経済情勢と監督上の取組みについて	近畿財務局理財部金融監督官 榎川 流氏
店頭デリバティブ規制と金融先物取引	本協会調査部長 松井哲夫
協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	本協会監査部長 山下 寛
協会セミナー(平成25年2月20日)	
協会実地監査における指摘事項及び金融商品仲介業の留意点について	本協会監査部長 山下 寛
店頭デリバティブ規制と金融先物取引	本協会調査部長 松井哲夫
G20と日本の経済政策	財務省副財務官 梶川幹夫氏
協会セミナー・大阪(平成25年11月25日)	
最近の経済情勢等について	近畿財務局理財部金融監督官 榎川 流氏
変化する外国為替市場 Part II	本協会調査部長 松井哲夫
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長 山下 寛
協会セミナー(平成26年3月5日)	
FATCAについて	KPMG税理士法人ファイナンシャルサービスグループ シニアマネージャー 丹生谷佳子氏
	有限責任あずさ監査法人 金融事業部金融アドバイザー 一部パートナー 九里隆吉氏
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長 山下 寛
2014年1月28日公表の東京外国為替市場委員会による「東京外国為替市場におけるサーベイ」を受けての単独調査結果	本協会調査部長 山崎哲夫
G20/G7をめぐる動向について	財務省国際局次長 梶川幹夫氏

セミナーとテーマ	講師	
協会セミナー・大阪(平成26年11月28日)		
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛
金融指標に関する考察(金利・為替)	本協会調査部長	山崎哲夫
最近の近畿管内の経済情勢等について	近畿財務局金融監督官	北川 真氏
協会セミナー(平成27年3月2日)		
特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(金融業務編)の概要	特定個人情報保護委員会事務局政策調査員	桐井啓成氏
国税分野におけるマイナンバー制度の概要	国税庁課税部課税総括課企画専門官	竹川洋樹氏
法人番号について	国税庁長官官房企画課法人番号準備室課長補佐	山岸要一郎氏
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	協会監査部長	山下 寛
外国為替市場におけるホットイシュー	協会調査部長	山崎哲夫
最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	有泉 秀氏
平成27年度外国為替証拠金取引取扱業者全体会合(平成27年8月24日)		
外国為替証拠金取引の現状と平成27年東京外国為替市場委員会・金融先物取引業協会調査部共同調査の結果について	本協会調査部長	山崎哲夫
平成27年7月3日公表の金融モニタリングレポートについて	金融庁監督局証券課課長補佐	三澤正実氏
協会セミナー・大阪(平成27年11月27日)		
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛
外国為替取引を取巻く最近の環境 ～外国為替証拠金取引を中心に～	本協会調査部長	山崎哲夫
最近の近畿管内の経済情勢等について	近畿財務局金融監督官	矢守泰治氏
協会セミナー(平成28年2月18日)		
サイバー攻撃の現状と対策について	JPCERT コーディネーションセンター・情報セキュリティアナリスト	山本健太郎氏
協会実地監査における指摘事項及び最近の自主規制の動向について	本協会監査部長	山下 寛
リテール市場における通貨オプション取引の考察	本協会調査部長	山崎哲夫
最近の国際金融情勢	財務省国際局為替市場課長	柳瀬 謙氏
サイバーセキュリティセミナー(平成28年6月1日)		
本取組の背景と金融機関を取巻くサイバー環境 サイバー攻撃の類型や事例 サイバーセキュリティ対策のポイント	証券取引等監視委員会事務局証券検査課 特別検査官 (金融庁総務企画局政策課サイバーセキュリティ対策企画調整室兼務)	鈴木 博氏

別紙 1 7 協会事務局への統計に関する定期報告（平成 2 7 年 4 月 1 日以降）

報告回数	報告会員	提出時期	主な報告事項	事務局所管	備考
年 1 回	全会員	7 月初旬	事業報告書	監査部	定款施行規則 4 条(6)報告
	金業者会員	7 月初旬	業務又は財産の状況に関する報告書	業務部	定款施行規則 4 条(7)報告
	全会員	7 月初旬	純資産額	総務部	理事会決議(II1.8.8) ※会員預託金等計算基礎データ
	店頭 FX 取扱会員	5 月中旬	ビジネスモデル	調査部	東京外為市場委員会との共同調査（任意）
	FX 取扱会員 個人向け BO 取扱会員	3 月下旬	個人顧客年間投資損益額	調査部	23 年度税制改正時の当局要請により調査開始（任意）
年 2 回 (半期毎)	第一種金業者会員	5 月 20 日 11 月 20 日	決算状況	調査部 監査部	各期通知（直近例：平 26 第 212 号 B）
	全会員	4 月 15 日 10 月 15 日	内部管理担当役員等	業務部	内管責規則 7 条報告
年 4 回 (四半期毎)	全会員	5 月 31 日	出来高、期末建玉	調査部	定款施行規則 3 条報告
	全特別参加者	8 月 31 日			
	店頭 FX 取扱会員	10 月 31 日 1 月 31 日	個別顧客区分管理金額増減口座数	調査部	定款施行規則 3 条報告
月 1 回	店頭 FX 取扱会員	翌月第 7 営業日	出来高、月末建玉	調査部	定款施行規則 3 条報告
		翌月第 7 営業日	顧客区分管理必要額、顧客入出金額	調査部	定款施行規則 3 条報告
	個人向け BO 取扱会員	翌月第 7 営業日	取引高、顧客損益率	調査部	定款施行規則 3 条報告
	登録金融機関会員	翌月末日	業務又は財産の状況に関する報告書	業務部	定款施行規則 4 条(7)報告
	FX 取扱会員	翌月末日	当局モニタリング項目	調査部 監査部	通知（平 20 第 285 号 B）
週 1 回	FX 取扱会員	翌週初日	区分管理信託額（日次）	監査部	通知（平 22 第 33 号 E）

別紙18 所管金融商品取引の状況(マッピング)

取引所名	四半期出来高推移(平成21年度～28年度第3四半期) (単位:枚)	主な金融商品名	取扱社数	証券金規制 (4-Financの類 いは含めない。府 令117条第7項)		信託基金 (媒介・取次ぎ・代 理を含む)		ロスカット規制		自動決済の禁止		注意喚起文書 (OTC)別注年1 回 市場取引(初回、 継続は必要なし)		自主規制事業				
				平成28年第3四半期末額		個人 法人		個人 法人		個人 法人		個人 法人		各種の形態		自主規制		
				個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	契約締結前取引 書書	口振取り約書書	合同監査の実施 (定款第14条の2)	出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第3条)	資料の提出等 (定款第14条)
国内取引所 金利率系	東京金融取引所(TFX)	ユーロ円3か月金利	21社 銀行7社 証券14社	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	契約締結前取引 書書	口振取り約書書	合同監査の実施 (定款第14条の2)	出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第3条)	資料の提出等 (定款第14条)
	東京金融取引所(TFX) 大阪証券取引所(OSE)	取引所外国為替証券金取引 くわく365 大証FX	23社 (内媒介2社) 銀行1社 証券15社 商品先物4社 FX専業3社	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	契約締結前取引 書書	口振取り約書書	合同監査の実施 (定款第14条の2)	出来高状況報告 (定款の施行に関する規則第3条)	資料の提出等 (定款第14条)
市場デリバティブ取引 金利率系	GME CBOT NYSE LIFFE SYDNEY FUTURES EX	ユーロドル預金(3か月) ユーロドル預金オプション EUMIBOR(3か月) 英ポンド金利(3か月) EUMIBORオプション 豪ポンド金利オプション ユーロスイスフラン金利(3か月) フンド・ファンド(30日) BA手形(90日) 受渡決済金利スワップ先物など	---	---	---	---	---	---	---	個人	法人	個人	法人	契約締結前取引 書書	口振取り約書書	監査の実施 (定款第14条の2)	業務の報告(出来高状況報告) (定款の施行に関する規則第3条)	資料の提出等 (定款第14条)
	海外取引所 通貨系	GME	ユーロ通貨 英ポンド通貨 日本円通貨 スイスフラン通貨 カナダドル通貨 豪ドル通貨 ユーロ/円通貨 NZドル通貨 メキシコペソ通貨 など	29社 銀行12社 証券16社 商品先物1社	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	個人	法人	契約締結前取引 書書	口振取り約書書	監査の実施 (定款第14条の2)	業務の報告(出来高状況報告) (定款の施行に関する規則第3条)
その他取引所 金利・通貨系		シンガポール証券取引所 パリ国際金融取引所 フィラデルフィア証券取引所 香港証券取引所 韓国証券取引所等	ユーロ円 LIBOR(3か月)先物 LIBOR(3か月)先物 米ドル・韓国ウォン通貨先物 日本円・韓国ウォン通貨先物 ユーロ・韓国ウォン通貨先物 など	---	---	---	---	---	---	個人	法人	個人	法人	契約締結前取引 書書	口振取り約書書	監査の実施 (定款第14条の2)	業務の報告(出来高状況報告) (定款の施行に関する規則第3条)	資料の提出等 (定款第14条)

※ 参考

金融先物取引業の対象となる主な取引

取引の種類	店頭取引 (金商法第2条第22項)	国内取引所取引 (金商法第2条第21項)	海外取引所取引 (金商法第2条第23項)
通貨先物(先渡)取引 ¹	○ (1号に該当)	○ (1号に該当)	○
外国為替証拠金取引(受渡決済可能)			
通貨指標先物取引	○ (2号に該当)	○ (2号に該当)	○
金利指標先物取引 ²			
外国為替証拠金取引(差金決済のみ)			
天候デリバティブ先物取引	×		
通貨オプション	○ (3号に該当)	○ (3号に該当)	○
通貨先物オプション			
金利オプション ³			
金利先物オプション ⁴			
通貨指標オプション ⁵	○ (4号に該当)		
金利指標オプション	×		
天候オプション取引	×		
通貨スワップ取引 ⁶	×	○ (4号に該当)	○
金利スワップ取引			
クレジット・デフォルト・スワップ ⁷ (CDS)	×	○ (5号に該当)	○
地震デリバティブ取引			

なお、為替予約など、差金決済を行うことができない取引は、金融商品取引法上の先物(先渡)取引には該当しません。⁷

¹ 直物為替先渡取引(ノンデリバブル・フォワード取引、NDF)が含まれます。なお、NDFには2号に分類されるものもあります。

² 為替先渡取引(FXA)、金利先渡し取引(FRA)、CFD取引(Contract for Difference)を含みます。

³ 特定の預金等の金利を参照し、権利行使時には差金決済とするものは金利指標オプションとなります。

⁴ 特定の預金等の金利先物価格を参照し、権利行使時には差金決済とするものは金利指標オプションとなります。

⁵ NDOや通貨関連バイナリーオプション取引その他エキゾチック通貨オプション取引なども含まれます。

⁶ 店頭通貨スワップはスワップに属するものとし、日本証券業協会の所管する取引となっています。

⁷ 因みに、受渡決済と差金決済が選択可能な先物取引は金商法第2条第21項および第22項の各第1号に該当し、取引の決済を差金決済のみとする先物取引は、同条第21項および第22項の各第2号に該当します。

金融商品取引業者等の自主規制機関等の状況

金融商品取引業		自主規制機能		規則 制定	会員 調査	指導 勧告	会員 制裁	苦情解決 あつせん	業界団体 機能
		有価証券関連業	店頭デリバティブ						
第一種	有価証券関連業	金利スワップ等	金融先物取引	日本証券業協会 金融先物取引業協会	日本証券業協会	日本証券業協会	日本証券業協会	証券・金融商品あつせん相談センター(FINMAC)	日本証券業協会
	店頭デリバティブ	金利スワップ等	金融先物取引						
第二種	市場デリバティブ	金利スワップ等	金融先物取引	第二種金融商品取引業協会	第二種金融商品取引業協会	第二種金融商品取引業協会	第二種金融商品取引業協会	証券・金融商品あつせん相談センター(FINMAC)	第二種金融商品取引業協会
	集団投資スキーム	自己募集業							
	みなし有証関連業	信託受益権販売業 商品投資販売業							
投資運用	投資信託委託業			投資信託協会	投資信託協会	投資信託協会	投資信託協会	証券・金融商品あつせん相談センター(FINMAC)	投資信託協会
	集団投資スキーム	自己運用業							
	投資一任業								
助言	投資助言業			日本投資顧問業協会	日本投資顧問業協会	日本投資顧問業協会	日本投資顧問業協会	証券・金融商品あつせん相談センター(FINMAC)	日本投資顧問業協会
	投資顧問・一任契約の代理・媒介業								

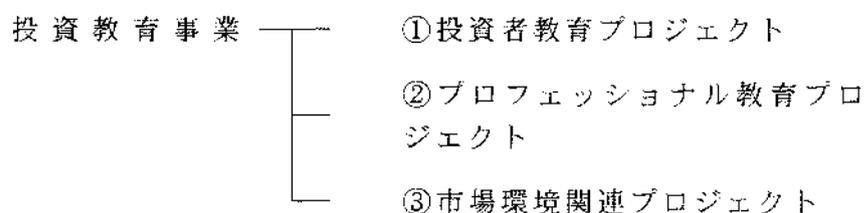
-  …日本証券業協会
-  …金融先物取引業協会
-  …第二種金融商品取引業協会
-  …投資信託協会
-  …日本投資顧問業協会
-  …証券・金融商品あつせん相談センター(FINMAC)

別紙 19 投資教育事業計画

投資教育事業計画

平成 28 年 3 月 10 日理事会決定
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 一般投資者の参加が進むデリバティブ取引について、金融先物取引の唯一の自主規制機関として、投資者の金融リテラシーを高めることによって健全な発展を支援するため、投資教育事業計画を定め、金融リテラシーに係る施策を計画的に推進する。
2. 投資教育事業は、次のプロジェクトによって構成する。



- ① 投資者教育プロジェクト
投資者がデリバティブ取引に関する知識を習得し、実際に利用できる技能を身に着けるための学習環境を整備し、提供することを目的とする。
 - ② プロフェッショナル教育事業プロジェクト
投資者の身近にあって、金融リテラシーを支える柱となる会員の役職員の職業倫理を確立し、デリバティブ取引業務に関する知識水準を高めることを目的とする。
 - ③ 市場環境関連プロジェクト
投資者が、金融リテラシーに基づく態度をもって、適切な行動を行うことができる市場環境に関し、現在および将来に向けた論点を整理することを目的とする。
3. 上記のプロジェクトは、たとえば投資者教育プロジェクトの中に、海外教材翻訳事業や投資者行動に関する学術連携事業など、すでに取り組みが進む事業を含め、関連する協会の諸事業を横断的に束ねて推進する方針とする。
 4. 投資教育事業は平成 28 年度を初年度とする 5 か年計画とし、事業の進捗状況や新たに見つかった課題などを取り込みながら毎期見直しを行う。

<参考>

1. 平成 28 年度は、下の事項の実現に注力することとし、その他については、29 年度以降の円滑な推進を図るための準備作業を中心に行う。
 - ① 投資者教育プロジェクト
 - a 海外教材の翻訳
 - b 教科書（基礎編）の編集
 - c 投資者教育に係るプログラム開発委託契約
 - d 第一回投資者アンケート調査の実施
 - e 顧客損益データの解析
 - f 投資者行動研究の実施
 - g 投資家教育国際フォーラムへの参加
 - ② プロフェッショナル教育プロジェクト
 - a 職業倫理・行動規範のルール整備
2. 投資者教育プロジェクトに係る平成 28 年度予算の一部については、公益財団法人 資本市場振興財団助成金をもって充当する。

以 上

投資教育事業計画について

平成 28 年 3 月 10 日
一般社団法人 金融先物取引業協会

1. 背景

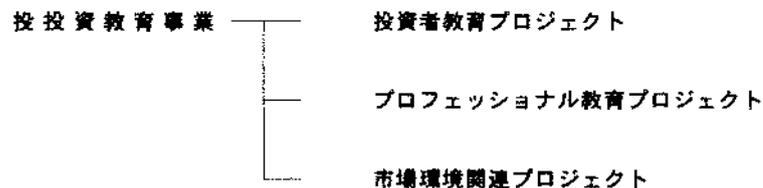
国際協調の下、金融に関する諸団体によって、金融リテラシーの普及活動が精力的に行われている。金融先物取引に関する唯一の自主規制団体である本協会においても、外国為替証拠金取引が契機となり一般投資者の参加が進むデリバティブ取引にかかる金融リテラシーの普及活動に協力する必要がある。

2. 投資教育事業計画の目的

一般投資者の参加が進むデリバティブ取引に対する金融リテラシーを高めるとともに、金融リテラシーに基づき投資者が安心して投資することができるデリバティブ取引の市場環境を整備するための中長期事業計画を策定し、以て計画的に推進することを目的とする。

3. 投資教育事業の構成

本協会が、これまで行ってきた諸事業のうち、“金融リテラシー”に関する諸事業を基礎としつつ、リテラシー向上に不可欠な活動を新たな事業として加えて、協会活動全般にわたる横断的な事業と成し、具体的には以下の体系をもって構成するものとする。



金融リテラシーは、「意識」「知識」「技術」「態度」「行動」の総体であると定義¹されている。

投資者教育プロジェクトは、金融リテラシーの構成要素のうち、「意識」「知識」「技術」に焦点を当て、その向上を支援することを目的とするプロジェクトとする。

プロフェッショナル教育プロジェクトは、投資者の身近にあって、投資者が金融リテラシーを高め、適切な行動を行うことを支える会員役職員が、その役割を担うに相応しい職業観および基本的な知識を習得する環境を整備することを目的とするプロジェクトとする。

市場環境関連プロジェクトは、投資者が、金融リテラシーに基づく態度をもって、適切に行動することができる市場環境に関連する様々な論点を整理することを目的とするプロジェクトである。

4. 各プロジェクトのテーマ

本計画の内容は、今後の計画推進の過程において、会員その他関係者とのディスカッションなどを通じて、適宜、修正されるものであるが、現時点で見込まれる各プロジェクトのテーマは、以下の通りとなる。

¹ International Network on Financial Education (OECD「金融教育に関する国際ネットワーク」「金融教育のための国家戦略に関するハイレベル原則(平成 24 年(2012 年)6 月)」における定義

① 投資者教育プロジェクト

- ・デリバティブ取引に関する教材の提供
- ・デリバティブ取引に関する学習環境の整備
- ・デリバティブ取引の技能習得機会の提供
- ・投資者意識、行動に関する調査・研究
- ・金融リテラシーに関わる国内外諸機関との連携

② プロフェッショナル教育プロジェクト

- ・職業倫理・行動規範の確立
- ・金融先物取引業務に関する教材の提供 *商品知識教材は投資者教育と共通
- ・デリバティブ取引に関する学習環境の整備 *商品知識学習環境は投資者教育と共通
- ・資格者の継続教育態勢の整備
- ・経営職掌および違反者等に対する再教育制度の整備

③ 市場環境関連プロジェクト（論点整理の対象候補となるテーマ）

- ・会員役職員の職業的地位の向上
- ・リテラシー向上に資する情報の種類およびその提供方法
- ・金融先物取引業務にかかる諸規則
- ・プリンシプルの実践
- ・取引（市場）の効率化、安定化、透明性の向上

5. 事業計画期間

平成 28 年度を初年度とする 5 事業年度計画とする。

6. 事業予算

平成 28 年度は継続中の既存事業と合わせて 12 百万円を見込む。以後の予算については、每期、計画の進捗と計画内容の見直しに応じて策定する。なお、平成 28 年度計上予算の一部については、公益財団法人 資本市場振興財団からの助成金 6 百万円をもって充当する予定。

		投資教育事業							投資教育支援プロジェクト
		投資教育プロジェクト							
翻訳・出版	教材・シラバス作成	教材・資格制度		アンケート調査・検証調査	簡理・規範	制度向上・プリンシプルベース	市場整備 =インセンティブ設計	IFIE 305CC CB	
		教育コンテンツ・ウェブナー開発	資格・研修制度						
・投資教育 ・プロフェッショナル教育	・投資者教育 ・プロフェッショナル教育	・投資者教育 ・プロフェッショナル教育	・プロフェッショナル教育	・投資者教育 ・市場環境整備	・プロフェッショナル教育 ・市場環境整備	・プロフェッショナル教育 ・市場環境整備	・市場環境整備 ・投資者教育 ・プロフェッショナル教育		
総務(1)	総務(4)	総務(4)	総務(2)	総務(1)	総務(1)	業務(1)	業務(1)	総務(3)	
業務(1)	業務(2)	業務(2)	業務(3)	業務(1)	業務(1)	業務(1)	業務(2)	調査(1)	
調査(2)	調査(1)		調査(1)	調査(2)	調査(2)	調査(1)			
<p>海外文庫を翻訳し、会員に成果を還元する。</p>	<p>翻訳教材等を参考に一般投資者および役員従業員向けの金融教育教材を中核としたデジタル教材開発を作成する。</p> <p>資格試験向けの学習シラバスを策定する。</p> <p>シラバスに合った教科書を用意する。</p>	<p>教材の内容をWEB上にコンテンツに組み直す。</p> <p>教育コンテンツなどを基に資格試験、投資家教育用ウェブナーを作成し、HPIに搭載する。</p>	<p>資格、研修生制度の高度化を検討、具体化する。</p> <p>資格、研修生制度の高度化を検討、具体化する。</p>	<p>FXおよび個人向けBOに対象とする投資家アンケートの実施を外部委託し、結果を分析する。</p> <p>FX会員有者から得た顧客データビッグデータ解析を行うための設備を整え、実行する。</p>	<p>FX事業者の協理・規範を作成し、業界内に定着を図る。</p>	<p>平成20年に金融庁より示された金融サテライトに付するプリンシプルに基づき、進捗を把握するための議論整理、具体化案の検討、実行</p>	<p>投資家に発信する情報の選定・発信方法の検討、実施</p> <p>リテールに焦点をあてた、広範囲先駆者の市場の高度化に資する施策展開のための議論整理</p>		
<p>・有識者による監修、編集技術者の活用</p>	<p>・有識者による監修、会員、編集技術者の活用</p> <p>・会計・税務、経済、法律、Financial Planningの分野も対象領域</p> <p>・「確定拠出」の利用</p> <p>・有識者含めメンバーは、以後のシラバスや試験問題の作成母体となる。</p>	<p>・教材のダイジェスト化を想定</p> <p>・教材ダイジェストをチャート式QAなどにアレンジする。</p> <p>・ITコンサル業者利用</p>	<p>・上級資格の要否を検討する。</p> <p>・内部管理体制等に対する研修制度の充実を図る。</p> <p>・外務省試験会へ相談致す等の試験制度見直し</p> <p>・コア機能の責任者の資格制度を定める。</p> <p>・最終投資制度及び環境を刷新する。</p> <p>・違反事案発生時対応を導入する。</p> <p>・有識者多々えたWGによる推進</p>	<p>・定期的実施を想定</p> <p>・実施環境として協会HP以外に会員HPなども活用する。</p> <p>・福祉の負担方法（参加費）</p> <p>・独立した統計用データベースとデータ分析ソフトを開発</p>	<p>・先例制度をたき台として検討</p> <p>・投資家職員への浸透、投資家へのアピールなども力点を置く。</p>	<p>・会員中心のWGを推進主体とする。</p> <p>・有識者の参画を図る。</p> <p>・ベストプラクティスを是非、本邦、海外の事例は自身規制を設ける。</p>	<p>・論点が十分に整理された事項は、別途ワーキングを立ち上げ、速やかに実施する。</p>	<p>投資教育に係る海外諸機関との連携強化を図り、グローバルに展開している投資教育および、それに関連する規制等の情報収集</p>	
<p>・1冊目の翻訳作業了し、PDF形式の出版物とする。</p> <p>・2冊目の翻訳を開始し、次年度内の翻訳完成を目指す。</p>	<p>・シラバスを作成する。</p> <p>・外部のパートナーを招き、作業の展開方法を決定する。</p> <p>・作業を開始する。</p>	<p>・翻訳の得意先をkunitznet上に掲載する。</p> <p>・コンテンツおよびウェブナー開発業者を選定する。</p>	<p>・他国並み海外の事例を整理し、つなごうたき台を作成する。</p> <p>・参加する有識者の選定も速め、次年度からの実質的な審議が円滑に行えるように準備する。</p>	<p>・第一回アンケート調査を実施する。</p> <p>・分析システムを構築し、データ分析を終える。</p>	<p>・年度内に策定を確定する。</p>	<p>・次年度からWGを運営できる準備を進める。</p>	<p>・年度内にWGを立ち上げ、課題の洗い出しを行う。</p>		
<p>平成28年度下期開始、平成29年度中に完了を見込む。</p>	<p>平成28年度下期開始、平成31年度終了を見込む。</p>	<p>平成28年度下期に開始、平成32年度終了を見込む。</p>	<p>平成28年度より検討を始める。本格的な展開は平成29年度上期より開始し、平成32年度終了を見込む。</p>	<p>平成28年度上期開始、平成29年度上期終了を見込む。継続的な調査の必要性が認められた場合は継続実施</p>	<p>平成28年度下期開始、平成29年度終了を見込む。</p>	<p>平成28年度下期開始、平成32年度終了</p>	<p>平成28年度下期開始、平成32年度終了</p>		
<p>・Futures and Optionsの翻訳研究会を4回開催し、監修は終了。ただし、年度内のPDF出版形式用の編纂が終了したのは第2、3巻のみ</p> <p>・Foreign Exchange Optionは金融財政事情研究会による協賛取得が終わり、翻訳に着手</p>	<p>・巨額協のシラバスをもとに、たき台を作成シラバス作成については、外部パートナーの協力を得て進めることとし、複数の機関を訪問又はとアテンドを行い、アイシエム社とシラバス作成にあたっての業務協賛について外部委託を決定</p>	<p>・教育コンテンツに関して内外の取引所、自主規制機関等を対象とした調査を実施</p> <p>・コンテンツ作成を支援する外部コンサル候補の情報収集</p>	<p>・資格制度について国内外の資格制度等の調査を実施</p>	<p>○アンケート調査 ・第1回目のアンケートは計画通り実施し、累計も年度内に終了。次年度早々に公表作業に移行予定</p> <p>○検証調査（顧客属性調査） ・検証調査（顧客属性調査）は平成27年分の分析作業を終了</p> <p>・データ処理用サーバを調達し、これに合わせたデータ分析ソフトを両差し、データ処理サーバは稼働を開始</p>	<p>・平成28年11月より續理コードワーキングを完成、計4回開催</p> <p>・ワーキングでの検討を経て調査を確定済み、FX事業者、自主規制委員会を経てパブリック実施予定（4/12～5/8）</p>	<p>・会員への提示用監査マニュアルの高案件作成が完了</p> <p>・ただし、各項目の文案修正、整理統合、根拠条文のチェックなどの進捗は50%程度</p>	<p>・平成28年12月 第1回ワーキング開催、テーマの選定作業を速めワーキングでの検討テーマを詳細な監修の対応に関する協議とすること決定</p>	<p>・IFIEイスタンブル、税金参加、後藤、山崎</p> <p>・IFIE ママラAsian Chapter参加（後藤、山崎、尾澤）</p>	

別紙 20 投資家教育国際フォーラム (IFIE) の概要

名称	投資家教育国際フォーラム International Forum for Investor Education (IFIE)
設立目的	金融市場の投資家がさまざまな投資商品やその後のリスクと可能性等をよりよく理解できるよう、世界の投資家教育のレベルを向上すること。
設立時期	2005年 (ICSAのワーキング・グループから発展)
メンバー	<p>(主なメンバー)</p> <p>日本 日本証券業協会(JSDA)*</p> <p>米国 金融取引業規制機構(FINRA)* 国際証券業金融市場協会(GFMA) 認定証券アナリスト協会 (CFA Institute) *</p> <p>加 カナダ投資業規制機構(IIROC)* カナダ証券管理局 (CSA) カナダ証券機構(CSI) カナダ投資ファンド業者機構 (MFDA) オンタリオ州証券委員会(OSC)</p> <p>韓国 韓国金融投資協会(KOFIA)*</p> <p>台湾 台湾証券取引所(TSE)* 台湾証券商業同業公会(TSA)*</p> <p>インド インド証券取引所会員協会(ANMI)</p> <p>エジプト エジプト投資家保護基金 (EIPF) * エジプト取引所 (EGX) * エジプト金融監督庁 エジプト証券保管振替機関 (MCDR)</p> <p>ブラジル ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA) *</p> <p>マレーシア マレーシア証券委員会 (SMC)</p> <p>リビヤ リビヤ株式取引所 (LSM) *</p> <p>トルコ トルコ資本市場仲介業協会 (TCMA) *</p> <p>パレスチナ パレスチナ証券取引所 (PSE) *</p> <p>南ア 南アフリカ貯蓄・投資協会(ASISA)</p> <p>シンガポール シンガポール証券投資家協会(SIAS)</p> <p>* は自主規制機関</p>

<p>主な活動等</p>	<p>1. 投資家教育に関する情報提供</p> <p>IFIE のウェブサイト等を通じて、1) 金融・投資家教育プログラムの全世界的なリスト、2) 関連する調査・研究へのリンク、3) 投資家教育プログラム策定のための研修材料、4) 投資家教育の提供・評価方法、5) 技術支援を提供できる投資家教育提供者、に関する情報を提供し、投資家教育に関する情報の“Clearing House”として機能する。</p> <p>2. 会合・セミナーの開催</p> <p>各種会合・セミナー等の開催を通じて、投資家教育に携わる世界中の機関・実務者相互の情報交換を促進する。2009年10月には、本協会と共催で、東京及び大阪においてセミナーを開催した。</p> <p>3. 投資家教育に関する行動基準 (Code of Practice) の策定</p> <p>各国毎もしくは国際的に規制を受けることが少ない投資家教育の基準とベスト・プラクティスを策定し、普及させる。</p> <p>なお、IFIE の実質的な活動は、傘下の Sub-Committee (Regional Chapter) 毎に行われているが、Americas Chapter が最も活発に活動中。</p>
<p>組織等</p>	<p>1. メンバー会合</p> <p>年1回、年次総会を開催。IFIE の運営、活動に関する重要方針等を検討、決定するために開催。各 Sub-Committee から活動報告も行われる。</p> <p>2. 諮問委員会 (Advisory Committee)</p> <p>メンバーのうち6団体で構成 (任期3年)。IFIE の運営、活動に関する諸問題を検討、決定するため、隔月1回程度、電話での会議を開催。</p> <p>3. 地域委員会 (Regional Sub-committee)</p> <p>IFIE 傘下の地域委員会として、中東・北アフリカを所轄する MENA 及びアジアを所轄する AFIE (IFIE Asia Chapter) 等が設けられている。</p>
<p>代表・事務局</p>	<p>会長：Mr. Paul Andrews FINRA 国際本部長 副会長：Mr. Alparslan Budak トルコ資本市場協会 財務担当：Ms. Ana Leoni ブラジル金融資本市場協会 (ANBIMA) 事務局長：Ms. Kathryn Edmundson 事務局：現在、米国の事務代行業者 Hastings Group が事務局</p>
<p>会費</p>	<p>1 会員：US\$5,000/年</p>

別紙 2 1 他の自主規制機関等との協調

1. 金融商品取引業協会 5 団体

平成 2 1 年 9 月に金融商品取引業協会 5 団体によって設置された「金融商品取引業協会連絡協議会」及び「金融商品取引業協会連絡協議会ワーキング・グループ」に参加し、各協会相互の情報交換及び連携の強化・促進を図っております。

2. 特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）」

苦情の解決及び紛争のあっせんの業務について、特定非営利活動法人「証券・金融商品あっせん相談センター（F I N M A C）」の設立に積極的に協力し、平成 2 2 年 2 月以降、業務委託を開始しました。その後、同法人は平成 2 3 年 4 月 1 日より、指定紛争解決機関として特定第 1 種金融商品取引業務に関する苦情解決支援及び紛争解決支援業務を行うこととなりました。これに伴い、あっせんについては、本協会よりの業務委託から、同センターの独自業務となり、他方、苦情・相談、第 2 種金融商品取引業務及び登録金融機関業務は、引き続き本協会からの業務委託となっています。

3. 一般社団法人第二種金融商品取引業協会

一般社団法人第二種金融商品取引業協会に後援会員として参加するほか、同協会の主催する「自主規制規則検討会合」及び「研修制度に関する検討会合」にオブザーバーとして参加しました。

4. 金融・資本市場統計整備懇談会

日本証券業協会の主催する「金融・資本市場統計整備懇談会」の最終報告を受け統計の標準化を推進するために設置された「金融・資本市場統計整備連絡協議会」に参加し、統計データの充実、提供方法の規格に関する標準化へ向けての整備を進めております。また会報に掲載していた統計を本協会一般向けホームページに移行し、昨年度よりリンクしている証券統計ポータルサイト（証券関係機関が従来より無償で各種統計を公表）の利便性を高めました。

5. 外務員処分に関する日本証券業協会との情報交換

外務員登録等事務の適正化を期するため、外務員処分に関する日本証券業協会との情報交換を実施しています。（平成 2 6 年度上期においては、3 回実施しました。）

6. 東京外国為替市場委員会

① E・コマース小委員会

東京外国為替市場委員会（E・コマース小委員会）に平成 2 3 年 3 月、正式メンバーとして参加しました。また、同委員会が毎年 4 月に銀行等を対象に行っているサーベイへの協力依頼に対しては、前年度に引き続き、店頭外国為替証拠金取引の調査について協力を行いました。

② バイサイド小委員会

平成28年より新設されたバイサイド小委員会に所属しています。

7. 海外規制当局、自主規制団体

① 海外規制当局、自主規制団体との連携の観点から、米国CFTC及びシンガポールMASの開催した規制関係者会合への参加、FIA (Futures Industry Association)、NFA (National Futures Association) との間で、主催会合等への出席、本協会の自主規制について説明、意見交換等を行いました。

② 投資教育にかかわる国際的な推進機関である投資家教育国際フォーラム (International Forum for Investor Education (IFIE) (注)) への加盟が平成28年3月に開催された理事会で承認されました。

(注) 投資家教育国際フォーラム (International Forum of Investors Education: IFIE) 経済協力開発機構 (OECD) と証券監督者国際機構 (IOSCO) とともに、投資教育のグローバル・ネットワークを具体化する組織。立時期:2005年、24メンバー

8. 証券取引等監視委員会

平成25年7月より、監査部に所属していた職員1名が任期付職員として証券取引等監視委員会に出向しています。

9. 公益財団法人日本証券経済研究所

本協会と公益財団法人日本証券経済研究所の間では、従来から、同研究所の設置する証券統計ポータルサイトの運営協力等を行ってきています。

同研究所は、中立・専門的な立場で、金融商品、金融商品取引、金融・資本市場等に関する専門的な調査研究を行っており、これらは本協会の目的に照らして有意義なものであるため、平成27年度より助成を行うこととしました。

10. その他

平成24年より実施予定である店頭デリバティブ取引の保存・報告義務に関する準備作業を東京外国為替市場委員会、全国銀行協会、日本証券業協会、ISDA (International Swaps and Derivatives Association) と連携して行い、会員への情報提供を行いました。

別紙22 平成28年度収支計算書の概要

科目	平成28年度				進捗率	差異の要因
	予算額 A	決算額 B	差異 (A-B)			
(単位:百万円)						
I. 事業活動収支の部						
1. 事業活動収入						
うち 定額会費収入	84	81	3	96%	(予算) 会員142社、特別参加者8社、入会4社 (決算) 会員142社、特別参加者6社、入会3社 特別参加者2社減 △ 800千円 入会減5社(1社は特別参加者から会員へ) △ 1,773千円	
うち 比例会費収入	156	156	0	100%		
うち 特定資産利息収入	4	4	0	100%		
うち 入金金収入	10	3	7	30%	入金(予算16社へ(決算)2社 1社(足利銀行)は特別参加者から会員となったため入会金は徴収なし)	
うち 事業収入	29	28	1	97%		
うち 受験料収入	(17)	(16)	(1)	94%	受験者 予算 1,000人 決算 1,025人 +25人 外務員 更新 500人 630人 +130人 西置 600人 323人 △277人 合計 7,100人 1,988人 △5,112人	
うち 外務員登録手数料収入	(11)	(11)	0	100%	登録人数の減 予算 11,000人、決算 11,190人 +190人	
事業活動収入計	297	286	11	96%	収入のうち会費収入の占める割合 63%	
2. 事業活動支出						
うち 事業費支出	332	300	32	90%		
うち 業務資料発行費支出	(17)	(13)	(4)	76%	【法規集作成、送料・Kinsaki-net保守等の支出】 法規集作成費用の予算削減1,681千円、法規集WEB集注(2、3月分)732千円等	
うち あっせん関係費支出	(34)	(13)	(21)	93%	【証券・金融商品あっせん相談センター(FINMAC)への業務委託費の支出】 FINMAC執行による調整のため	
うち 職員給与支出	(187)	(165)	(22)	88%	職員不補充2名、退職者分給与及びそれに伴う社会保険料等	
うち 管理費支出	42	35	7	83%		
うち その他事務管理費支出	(17)	(15)	(2)	88%	【法人会計に係る遊借費等の支出】 役員旅費交通費2,772千円等	
事業活動支出計	365	335	30	92%		
事業活動収支差額	△ 68	△ 49	△ 19	72%		
II. 投資活動収支の部						
1. 投資活動収入	386	118	268	31%		
うち 自主規制事業実施積立資金取崩収入	336	62	276	18%	自主規制事業実施積立資金取崩収入 61,804,960円 (予算・自主規制事業実施積立資金委積立及び取崩を両建て計上) <自主規制事業実施積立資金取崩の内訳> 収入) 事業活動収入(除く過剰金収入)277,739,880円 +退職給付引当資産取崩10,234,000円 = 287,973,880円 ① 支出) 事業費支出(除くあっせん関係経費)281,151,282円 +管理費支出40,388,267円 +役員・職員退職給付引当34,898,000円 +固定資産取崩13,360,291円 = 349,778,540円 ② 差引) ①-② △ 61,804,960円 (参考) 予算時における収支の差△125,841千円と決算時における収支の差△61,805千円との差異68,036千円は、収入の差△1,380千円、支出(除く退職金)の不崩39,416千円及び等償費未使用40,000千円による	
うち 自主規制事業実施積立資金取得支出	209	0	209	0%	自主規制事業実施積立資金への積立で 公益目的支出計画の完了により積立及び取崩の高麗計上を止めたため	
投資活動収支差額	101	56	45	55%		
III. 財務活動収支の部						
1. 財務活動収入	40	26	14	65%		
2. 財務活動支出	33	33	0	100%		
財務活動収支差額	7	△ 7	14			
IV. 予備費支出	40	0	40	0%		
当期収支差額	0	0	0			
前期繰越収支差額	10	10	0			
次期繰越収支差額	10	10	0		当座資金として次期繰越収支差額を残す	

別紙23-2 平成35年度までの試算(平成29年度予算ベース)見直し案(平成28年度決算繰込み済み)

1	支出	○平成30年度以降、毎年15%以内増資(対事業費)を前年比200万円(管理費支出2)6万円、事業費支出2024万円削減する。新規事業、給付改善等も考慮しない。システム開発費は平成30年度以降500万円(事業費支出466万円、助成金対象事業費支出40万円)とする。予算費支出は含まない。
2	2 役員報酬	○人食費については、平成29年度の水準で削減することとする。 ○役員報酬については、平成30年度年5万円増(1,60万円以上)、平成31年度年5万円増(1,65万円以上)、平成32年度年5万円増(1,70万円以上)、平成33年度年5万円増(1,75万円以上)、平成34年度年5万円増(1,80万円以上)、平成35年度年5万円増(1,85万円以上)とする(仮置き)。 ○比例金等の取組は増加を勘定し、平成28年度において各2,000万円増額、33年度において1,000万円増額、35年度3,000万円増額とする(仮置き)。 (参考)比例金等は、平成25、27年度に各1,000万円及び平成29年度に2,000万円引上げ済み。
3	3 その他収入	○事業収入については、平成29年度水準で削減することとする。 ○受取利息については、平成32年4月以降消費費10%として計算(48,350円×2,100人)とする。 ○平成32年度以降の事業収入内訳：受取利息収入17,535千円、林務員退職金収入10,500千円、利付物販収入496千円、合計28,531千円
4	4 運用益収入	○平成29年度水準で繰り越す。

区分	A B (参考)平成28年度 予算における試算		C (参考)平成28年度 予算における試算
	H28年度	H35年度	
支出	391,974	371,500	※(A-B)×9年 +2,200千円
うち 内部資金対応事業費	(2)	(3)+(4)	
うち 管理費支出	(3)		
うち 事業費支出	(4)		
うち 助成金対象事業費	(5)		
うち あったん関係事業費	(6)		
収入	283,000	371,500	
うち 内部資金対応事業の収入	(8)	(9)+(10)+(11)+(12)+(13)	
うち 人食費収入	(9)		
うち 寄附金収入	(10)		
うち 比例金収入	(11)		
うち 運用収入	(12)		
うち 事業収入	(13)		
うち 助成金収入	(14)		
増減差額	(15) = (8)+(17)+(18)	△108,974	0
うち 内部資金対応事業の収支差	(16) = (2)-(3)-(4)		
うち 助成金対象事業の収支差	(17) = (4)-(5)		
うち あったん関係事業の収支差	(18) = -(6)		

区分	H28年度	H35年度
支出	392,541	384,879
うち 内部資金対応事業費	366,987	358,525
うち 管理費支出	45,840	44,586
うち 事業費支出	321,147	313,939
うち 助成金対象事業費	11,874	11,974
うち あったん関係事業費	14,330	14,530
収入	289,120	384,979
うち 内部資金対応事業の収入	254,400	349,844
うち 人食費収入	112,400	112,400
うち 寄附金収入	183,766	183,100
うち 比例金収入	146,100	136,844
うち 運用収入	6,400	6,400
うち 事業収入	78,720	90,035
うち 助成金収入	8,000	8,000
増減差額	△103,421	0
うち 内部資金対応事業の収支差	△80,867	20,254
うち 助成金対象事業の収支差	△5,874	△5,974
うち あったん関係事業の収支差	△14,330	△14,330

平成29年度予算ベースにおける見直し	D E F G H I J						
	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度
支出	402,242	411,816	410,787	402,840	407,280	405,040	402,780
うち 内部資金対応事業費	377,137	360,807	378,624	378,442	378,142	378,842	371,542
うち 管理費支出	45,922	45,424	45,792	45,676	45,400	45,124	44,848
うち 事業費支出	331,215	315,383	332,832	332,766	332,742	333,718	326,694
うち 助成金対象事業費	12,210	12,012	12,064	12,123	12,123	12,123	12,123
うち あったん関係事業費	19,095	19,095	19,095	19,095	19,095	19,095	19,095
収入	307,678	315,829	325,629	325,335	326,325	326,235	402,780
うち 内部資金対応事業の収入	301,678	309,020	328,620	329,335	329,335	329,335	398,766
うち 人食費収入	110,400	110,400	110,400	110,400	110,400	110,400	110,400
うち 寄附金収入	182,650	180,200	190,200	190,200	190,200	190,200	187,550
うち 比例金収入	146,100	136,100	136,100	136,100	136,100	136,100	136,100
うち 運用収入	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
うち 事業収入	78,720	90,035	90,035	90,035	90,035	90,035	90,035
うち 助成金収入	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000
増減差額	△94,564	△95,987	△85,158	△77,505	△80,955	△78,805	△100,000
うち 内部資金対応事業の収支差	△65,467	△51,787	△50,004	△47,147	△47,812	△47,518	△27,182
うち 助成金対象事業の収支差	△6,100	△6,012	△6,064	△6,123	△6,123	△6,123	△6,123
うち あったん関係事業の収支差	△19,095	△19,095	△19,095	△19,095	△19,095	△19,095	△19,095

内訳	平成25年度 実績(千円)	
	755,178	178,549
うち 自主規制事業実施基金	719,782	178,549
うち 運営費独立基金	45,416	14,686
合計(内部留保)	755,178	178,549

内訳	平成28年度 未決算(千円)	
	647,675	547,675
うち 自主規制事業実施基金	612,179	512,179
うち 運営費独立基金	35,496	35,496
合計(内部留保)	647,675	547,675

内訳	平成29年度 未決算(千円)					
	547,675	447,107	358,209	274,441	202,117	158,092
うち 自主規制事業実施基金	512,179	412,179	323,209	238,441	167,117	123,092
うち 運営費独立基金	35,496	35,496	35,496	35,496	35,496	35,496
合計(内部留保)	547,675	447,107	358,209	274,441	202,117	158,092

※1 内部留保の年度末残高(平成25年度末) 755,178千円の内訳
 ここでいう内部留保とは、特定資産のうちの運営費独立基金及び自主規制事業実施基金の合計とする。
 ① 自主規制事業実施基金 719,782千円
 ② 運営費独立基金 45,416千円
 合計(内部留保) 755,178千円

※2 内部留保の年度末残高(平成28年度末) 647,675千円の内訳
 ここでいう内部留保とは、特定資産のうち運営費独立基金及び自主規制事業実施基金の合計とする。
 ① 自主規制事業実施基金 612,179千円
 ② 運営費独立基金 35,496千円
 合計(内部留保) 647,675千円

平成29年度以降、運営費独立基金は残高が0となるため、自主規制事業実施基金が資金から充当する。

別紙24 平成28年度資産管理運用状況報告

平成28年度における資産管理運用状況について、資産管理運用規程第5条に基づき報告します。

<参考>資産管理運用規程

(理事会への報告等)

第5条 経理規則第7条に定める会計主管責任者は、本協会の資産管理運用の管理者とし、本協会の定款、経理規則及び法令に従い、忠実に職務を執行し、管理運用の経過及び結果について、少なくとも年1回又は必要に応じて理事会に報告するものとする。

1 資産運用方針

預託金に係る超長期国債の再運用は、平成24年4月1日に制定した「資産管理運用規程」第3条に基づき、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努め、預り預託金の返還を考慮し、流動性を確保した上で、国債を中心に運用することとしています。

預り預託金充当資産以外の特定資産(注)については、資産の性格に鑑みて、流動性預金等により運用しています。

(注) 預り預託金充当資産以外の特定資産には、過剰金積立資金、自主規制事業実施積立資金、役員退職慰労引当資産及び退職給付引当資産があり、平成27年度末における総額699百万円を普通預金、MMFにより運用していましたが、MMFの繰上償還を受け、全額を普通預金により運用しています。また、平成28年度残高は637百万円となっています。

<参考>資産管理運用規程

(特定資産の運用方針)

第3条 特定資産は、元本回収の確実性を確保し、有利運用に努めるものとする。

2 資産運用の経緯

(1) 運用対象額等の決定

① 運用対象額

平成28年度期首における預り預託金充当資産残高は1,357百万円であり、このうち597百万円は長期国債による長期運用を行い、その他760百万円は流動性預金等で保有しています。

この流動性預金等で保有している760百万円のうち、流動性確保所要額(注)425百万円を除いた335百万円が、平成28年度運用可能額となります。

(注) 流動性の確保については、預託金2百万円の会員25社及び預託金15百万円の会員25社が退会した場合に必要な預託金返還のための資金(425百万円)を確保することとしました。

② 運用状況

平成28年度上期の運用状況

平成28年度運用可能額335百万円は、平成27年度末において以下の流動性預金等で保有しています。

- i 普通預金(三井住友銀行) 64百万円
- ii 定期預金(三井住友銀行)(6か月定期6、12月) 50百万円
(大和ネクスト銀行)(6か月定期2、8月) 100百万円
- iii MMF(大和証券) 31百万円(平成28年10月末償還)
- iv FFF(大和証券) 90百万円(平成28年6月末償還)

今般、MMF、FFFについて、運用先から、「平成28年2月に、マイナス金利政策が導入されたことから、安定した収益の確保をめざすとする基本方針に則った運用の継続が困難な状況にあるため、約款の規定に基づき繰上償還を行う。」旨の通知を受けたことから、以下の保有資産について資金使途別(預り預託金及び積立資金)によるリスク分散を考慮し運用先について以下のように事務局において決定しました。

- i 平成28年6月末償還となるFFF(90百万円)は、みずほ銀行に口座を開設し普通預金へ預入する。(実施時期 平成28年9月)
- ii 平成28年10月償還となるMMF(31百万円)は、上記の普通預金へ預入する。(実施時期 平成28年11月中)
- iii 普通預金、定期預金(合計残高214百万円)は、平成27年度末の状況を継続する。
また、流動性確保所要額425百万円として保有しているFFFについても同じく繰上償還がなされることから、大和ネクスト銀行(定期預金1か月(平成28年6月30日から7月31日)、その後普通預金)へ預入することとしました。

平成28年度下期の運用状況

平成28年10月にMMF(大和証券 31百万円)の償還を受け、平成28年度上期の決定どおり、みずほ銀行普通預金へ預入(平成28年10月31日実施)を行いました。

また、流動性確保所要額425百万円として保有している普通預金は、定期預金(1か月)へ預替(平成28年11月1日実施)を行いました。

(2) 資産運用状況

平成29年3月31日現在の資産運用状況は下記のとおりです。

(単位:円)

対象資産	運用対象	現金	普通預金	普通預金	普通預金	普通預金	定期預金 (1ヶ月)	定期預金 (6ヶ月)	定期預金 (6ヶ月)	超長期国債 第62回	利付国債 第329回	合計
	預け先		三井住友銀行 神田支店	ゆうちょ銀行	みずほ銀行 神田支店	三菱東京UFJ銀行 神田支店	大和ネクスト銀行 ホテイ支店	三井住友銀行 神田支店	大和ネクスト銀行 ホテイ支店	SMBC日興証券 第一公益法人部	SMBC日興証券 第一公益法人部	
	買付日						平成28年12月1日	平成24年6月25日	平成26年6月3日	平成24年7月17日	平成25年6月25日	
	償還日						自動継続	自動継続	平成29年2月4日	平成35年6月20日	平成35年6月20日	
	利回り(税引前)						0.0300%	0.0100%	0.0300%	0.8000%	0.8000%	
	利払日		8.2月/20頃	8.2月/20頃	8.2月/20頃	8.2月/20頃	毎月末	12月25日	2月3日	6.12月/20日	6.12月/20日	
	額面									500,000,000	100,000,000	
	簿価(100円単価)									497,565,348	99,597,500	
	平成29年3月末残高	568,623	173,431,812	0	90,393,840	47,898,445	100,000,000	50,000,000	100,000,000	497,175,803	99,533,100	1,158,999,423
① 預り預託金充当資産		0	71,742,828	0	106,094,324	0	425,000,000	50,000,000	100,000,000	497,565,348	99,597,500	1,360,000,000
② 遺志金積立資産		0	0	0	0	14,059,911	0	0	0	0	0	14,059,911
③ 自主規制事業実施積立資産		0	20,888,446	0	0	512,716,879	0	0	0	0	0	533,815,125
④ 役員退職慰労引当資産		0	6,873,639	0	0	7,131,361	0	0	0	0	0	14,005,000
⑤ 退職給付引当資産		0	160,900	0	0	75,118,100	0	0	0	0	0	75,279,000
⑥ その他流動資産		549,306	17,216,298	0	0	0	0	0	0	0	0	17,765,604
合計(①～⑥)		549,306	116,892,111	0	106,094,324	609,028,051	425,000,000	50,000,000	100,000,000	497,565,348	99,597,500	2,004,724,640

3 平成28年度利息収入内訳

※ 収支計算書上のI. 事業活動収支の部、1. 事業活動収入、② 特定資産利息収入に表示されています。

(単位:円)

運用対象の利息収入	現金	普通預金	MMF	FFF	定期預金 (1ヶ月)	定期預金 (6ヶ月)	超長期国債 第62回	利付国債 第329回	合計
予算額 ①	0	2,261	190,006	256,783	0	128,950	3,185,000	637,000	4,400,000
決算額 ②	0	3,805	3,713	48	61,947	53,231	3,434,250	686,850	4,243,844
差異(決算額-予算額) ②-①	0	1,544	△ 186,293	△ 256,735	61,947	△ 75,719	249,250	49,850	△ 156,156
							平成29年3月末残高に対する利回り		0.212%

金融サービス業のプリンシプル（平成20年）		協会のこれまでの活動
金融サービス業におけるプリンシプル	具体的なイメージ	
1. 創意工夫をこらした自主的な取組みにより、利用者利便の向上や社会において期待されている役割を果たす。	①利用者の求める金融サービス提供のための不断の努力②多様な利害関係者との適切な関係③我が国の金融サービス業が、高い付加価値を生み出し、経済の持続的成長に貢献していくことを期待④社会的責任等への対応	○ベター・サービスへの志向を運営の基本方針として、適正かつ効率的な一般社団法人である金融商品取引業協会としての業務運営に努め、以下の活動を行っている。 1. 自主規制の制定： 会員の金融先物取引業務に関して、自主規制ルールを定め、会員に対して必要な監督・指導・勧告を行います。 2. 苦情処理及び紛争の解決のためのあっせん： 会員の金融先物取引業務について投資家から苦情の申出があったときは、会員と協力して迅速な解決にあたります。 3. 調査、企画： 内外金融先物市場の動向調査、諸統計の作成等のほか、金融先物取引業の健全な発展に必要な企画を立案し、関係方面に意見を表明します。 4. 広報、研修等： 金融先物取引に関する各種刊行物の発行、セミナーの開催、ホームページの開設等による広報啓蒙活動のほか、業界役員員の研修等を行います。
2. 市場に参加するにあたっては、市場全体の機能を向上させ、透明性・公正性を確保するよう行動する。	①法令、自主規制等の遵守②ベストプラクティスの追及、必要に応じ自主規制等の改善に努め、市場の効率性など機能向上のために貢献③市場の透明性・公正性を害する悪質な行為に対して厳しい態度で臨み、市場の透明性・公正性確保のために貢献	○会員に対する監査等の実施を通じて、法令、協会自主規制規則等の遵守状況について確認し、必要な監督・指導・勧告を行っている。 ○会員の声を反映すべく、定期的に自主規制規則等の見直しに関するご意見の募集等を行うことにより、改善に努めている。 ○市場の透明性・公正性を害する悪質な行為を行った会員に対しては、過怠金の賦課や会員の権利の停止等の処分を行っている。 ○協会運営についての会員との情報共有に努めている。 ○各種統計について、海外でも例を見ない店頭F X月次統計など特色のある統計を含めて作成し、協会ホームページ、証券ポータルサイト、ロイターによる海外配信を行っている。
3. 利用者の合理的な期待に応えるより必要な注意を払い、誠実かつ職業的な注意深さをもって業務を行う。	①利用者のニーズを十分踏まえ、適切な金融サービスの提供、事後フォロー等の契約管理②「優越的地位の濫用」の防止等、取引等の適切性の確保③利用者の情報保護の徹底④利用者の公平取扱い、アームズレングスの遵守	○Kinsaki-net、会報等、会員への情報共有に努めている。 ○会員・投資者へのベターサービスを基本的志向として、諸方面からの要請に応える自主規制業務の実施と会員のガバナンスが確保され、透明でかつ説明可能な法人運営に努めている。 ○認定個人情報保護団体として、会員における個人情報の適正な取扱いを確保することを目的に、各種規則の整備を行っている。
4. 利用者の経済合理的な判断を可能とする情報やアドバイスをタイムリーに、かつ明確・公平に提供するように注意を払う。	①利用者等の判断材料となる情報を正確・明確に開示し、実質的な公平を確保②適合性の原則③利用者に真実を告げ、誤解を招く説明をしないこと	○Kinsaki-net、会報等、会員への情報共有に努めている。 ○協会の活動について、事業報告のほかに、期中で年次報告を行っている。 ○本協会 HP 上にて金融先物取引に係る統計資料を掲載し、利用者等（一般人（一般投資家））への情報の提供を努めている。
5. 利用者等からの相談や問い合わせに対し真摯に対応し、必要な情報の提供、アドバイス等を行うとともに金融知識の普及に努める。	①可能な限り利用者の理解と納得を得るよう努力②相談、問い合わせ、苦情等の事例の蓄積と分析を行い、説明態勢など業務の改善に努力③正しい金融知識の普及	○業務部などの会員対応部署にて会員の相談、問い合わせに対応し、監査部が行う実地監査等においては、会員の業務適正化努力の支援・指導を心がけている。 ○会員従事者も対象とした投資教育施策体系を構築することとしている。
6. 自身・グループと利用者の間、また、利用者とその他の利用者の間等の利益相反による弊害を防止する。	①利益相反やビジネス上のコンフリクトに適切に対応しているか十分に検証②利益相反による弊害を防止する適切な管理態勢の整備③利用者に対する誠実な職務遂行	○会員処分、外務員処分に関する事項を所掌する第三者委員で構成される規律委員会を設置している。 ○会員処分関係制度の整備を検討している。 ○自主規制実施業務（監査、処分）について、それ以外の業務（業務、企画、投資教育、会員、法人管理等）と対等の管理・統括者を設置することとしている。
7. 利用者の資産について、その責任に応じて適切な管理を行う。	①利用者の財産の適切な管理②財産を管理するものの義務の履行（例えばその義務に応じて善管注意義務、分別管理義務、受託者責任）	○会員から預託を受ける預託金の管理のため、区分された資金を設けている。 ○会員が、顧客から預託を受ける預り資産保護の見地から、会員デフォルト時の対応マニュアル策定、財務等に関する報告適正性担保のための確認調査を行っている。

金融サービス業のプリンシプル（平成20年）		協会のこれまでの活動
金融サービス業におけるプリンシプル	具体的なイメージ	
8. 財務の健全性、業務の適切性等を確保するため、必要な人員配置を含め、適切な経営管理態勢を構築し、実効的なガバナンス機能を発揮する。	①適切かつ効率的な経営管理・ガバナンスの構築②役員員の適切な人員配置③法令や業務上の諸規則等の遵守、健全かつ適切な業務運営④各金融機関等の取締役のフィットアンドプロパー	○業務運営の効率化に常に努めている。 ○自主規制実施業務（監査、処分）について、それ以外の業務（業務、企画、投資教育、会員、法人管理等）と対等の管理・統括者を設置することとしている。 ○協会の理事の選任は、各会員1つ保有している議決権を総会で行使することによって選任されることとなっており、かつ、当該理事の多くは（最大2名以外）は、会員（金融商品取引業者等）の代表者の中から選任されることとなっている。
9. 市場規律の発揮と経営の透明性を高めることの重要性に鑑み、適切な情報開示を行う。	①市場への適時・適切な情報開示②多様な利害関係者への適時適切な情報開示	○Kinsaki-net、会報等、会員への情報共有に努めている。 ○協会HPにて、各種統計データ等を公開するとともに、協会の活動については、事業報告のほかに期中で年次報告を行っている。
10. 反社会的勢力との関係を遮断するなど金融犯罪等に利用されない態勢を構築する。	①犯罪等へ関与せず、利用されないための態勢整備（含反社会的勢力との関係遮断）②顧客管理体制の整備、関係機関等との連携	○緊急時対策本部制度を構築している。 ○会員が遵守すべき自主規制規則として、「反社会的勢力との関係遮断に関する規則」を定めている。
11. 自身のリスク特性を踏まえた健全な財務基盤を維持する。	①リスク特性に照らし、資産、負債、資本のあり方を適切に評価②リスクに見合った自己資本の確保	○その時々々の諸要請に対応しつつ、中長期的な財務均衡及び適正な内部留保の確保の実現に努めている。
12. 業務の規模・特性、リスクプロファイルに見合った適切なリスク管理を行う。	①適切なリスク管理態勢の整備②資産・負債、損益に影響を与え得る各種リスクを総合的に把握し、適切に制御③持続可能な収益構造の構築	○「資産管理運用規程」を設け、少なくとも年1回又は必要に応じて理事会に報告を行っている。 ○長期運用に当たっては、一定の前提に基づく流動資産の確保に努めている。
13. 市場で果たしている役割等に応じ、大規模災害その他不測の事態における対応策を確立する。	①市場混乱時における流動性確保②常規管理体制の構築、危機時の関係者間の協調	○緊急時対策本部制度構築、会員デフォルト時の事務局マニュアルを整備している。 ○会員が遵守すべき自主規制規則等として、「会員の緊急時事業継続体制の整備等に関する規則」及びそのガイドラインを定めている。
14. 当局の合理的な要請に対し誠実かつ正確な情報を提供する。また、当局との双方向の対話を含め意思疎通の円滑を図る。	①当局からの合理的な要請に対し、適時に必要とされる情報を十分かつ正確に伝達②当局と金融サービス提供者の双方向の対話の充実を通じて円滑な情報伝達	○当局の十分な理解を得て対話に努めている。 ○当局と、四半期ごとに意見交換会を実施している。

（注）上記プリンシプルは金融サービス業の運営のプリンシプルとして定められているところから、協会については、例えば、「利用者」とあるものについては、会員と協会、投資者と協会の視点から捉える等によるなどの「咀嚼」を試みています。なお、これらは現時点でのものであり、今後活動を進めていくうえで変更される場合があります。

一般社団法人金融先物取引業協会定款

(平成29年3月28日一部変更、平成29年6月23日施行)

一般社団法人金融先物取引業協会定款

平成元年7月26日制定
平成4年7月20日一部変更
平成10年6月15日一部変更
平成11年7月13日一部変更
平成13年5月21日一部変更
平成14年3月11日一部変更
平成17年3月17日一部変更
平成17年7月1日一部変更
平成19年9月30日一部変更
平成22年2月1日一部変更
平成23年4月1日一部変更
平成24年4月1日一部変更
平成24年12月12日一部変更
平成25年3月26日一部変更
平成25年6月12日一部変更
平成26年6月18日一部変更
平成29年3月28日一部変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人金融先物取引業協会（以下「本協会」という。）と称する。

2 本協会の英文名は、The Financial Futures Association of Japanとする。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本協会は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

(定義)

第2条の2 この定款において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 金融先物取引 第2号、第3号又は第4号に掲げる取引をいう。
- (2) 取引所金融先物取引 金融商品取引法（昭和23年法律第25号。以下「法」という。）第2条第21項に規定する市場デリバティブ取引のうち、金融商品取引法施行令（以下「施行令」という。）第16条の4第2項第1号に規定する取引又はその他の市場デリバティブ取引（有価証券に関連するものを除く。）をいう。
- (3) 店頭金融先物取引 法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち、金融商品取引業等に関する内閣府令第79条第2項第2号に規定する店頭金融先物取引又は法第2条第22項第4号に規定する取引（同条第25項第1号又は第4号に掲げる金融指標（同条第24項第3号に係るものに限る。）に係る取引に限る。）をいう。

- (4) 海外金融先物取引 法第2条第23項に規定する外国市場デリバティブ取引のうち、施行令第16条の4第2項第2号に規定する取引又はその他の外国市場デリバティブ取引（有価証券に関連するものを除く。）をいう。
- (5) 金融先物取引業 法第2条第8項に規定する金融商品取引業のうち、以下に掲げる行為のいずれかを業として行うことをいう。
 - ① 金融先物取引
 - ② 金融先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
 - ③ 取引所金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
 - ④ 海外金融先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
- (6) 金融商品仲介業 会員の委託を受けて、取引所金融先物取引又は海外金融先物取引の委託の媒介を当該会員のために行う業務をいう。
- (7) 金融商品仲介業者 会員を所属金融商品取引業者等（法第66条の2第1項第4号に規定する所属金融商品取引業者等をいう。以下同じ。）とする法第66条の3による登録が行われた金融商品仲介業者のうち、第6号に規定する金融商品仲介業を行う者をいう。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 本協会は、会員の行う金融商品取引業（登録金融機関業務を含む。以下同じ。）の業務の適正かつ円滑な運営を確保することにより、投資者の保護を図るとともに、金融商品取引業の健全な発展に資することを目的とする。

（事業）

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 金融先物取引業を行うに当たり、法その他の法令の規定を遵守させるための会員及び金融商品仲介業者に対する指導、勧告その他の事業
 - (2) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関し、契約の内容の適正化、資産運用の適正化、その他投資者の保護を図るため必要な調査、指導、勧告その他の事業
 - (3) 会員及び金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査
 - (4) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に関する投資者からの苦情の解決
 - (5) 会員及び金融商品仲介業者の行う金融先物取引業に争いがある場合の法第78条の7に規定するあっせん
 - (6) 法第78条の8第1項に規定する苦情の解決及びあっせんの業務の第三者への委託
 - (7) 法第64条の7第1項若しくは第2項又は第66条の25の規定により行う外務員の登録事務
 - (8) 投資者に対する広報、その他金融先物取引業に関する啓蒙、宣伝及び刊行物の発行
 - (9) 会員及び金融商品仲介業者の業務改善、その他金融先物取引業の健全な発展に資するための企画立案
 - (10) 会員、金融商品仲介業者等金融先物取引業に従事する者の役職員の研修
 - (11) 関係官庁、その他関係機関及び関係諸団体に対する意見の開陳及び連絡
 - (12) 会員相互間の意思の疎通及び意見の調整
 - (13) 法第79条の5及び第194条の5の規定に基づく主務大臣への協力
 - (14) 前各号に掲げるもののほか、本協会の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項に規定する事業に係る業務の詳細については、業務規程で定める。
- 3 第1項の事業は日本全国において行うものとする。

(協会規則等)

第5条 本協会は、前条第1項に規定する事業に係る業務を円滑に行うため、協会規則及び紛争処理規則を定めることができる。

(定款施行規則)

第6条 定款の施行に関し必要な事項は、「定款の施行に関する規則」(以下「定款施行規則」という。)をもって定める。

(諸規則の制定及び改正)

第7条 協会規則、紛争処理規則及び定款施行規則の制定、改正及び廃止は、理事会の決議により行う。

第3章 会員及び特別参加者

第1節 会員

(本協会の構成員)

第8条 本協会は、法第29条又は第33条の2の登録を受けて金融先物取引業を行う者で次条の規定により会員となった者をもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格取得等)

第9条 本協会の会員になろうとする者は、所定の入会申込手続により、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項に規定する入会の承認を受けたときは、会員は、直ちに本協会に対する代表者としてその権利及び義務を行使する者(以下「会員代表者」という。)1名及び代理人3名以内を定め、書面をもって本協会に通知しなければならない。会員代表者又は代理人に変更があったときも同様とする。

(経費の負担)

第10条 会員は、本協会の活動に必要な経費に充てるため、理事会において別に定める規則により入会金及び会費を支払わなければならない。

2 会員は、本協会が特別な支出に充てるため必要と認めるときは、総会において別に定めるところにより特別会費を支払わなければならない。

3 既納の入会金、会費及び特別会費は返還しない。

第11条 削除

(預託金)

第12条 会員は、預託金を本協会に預託しなければならない。

2 預託金の額及び預託方法は、理事会の決議により定める。

3 預託金は、会員が第18条各号の一に該当するときは、理事会の承認を受けて、これを返還する。

4 前項以外の事由により会員に預託金を返還する場合には、理事会において別に定めるところによるものとする。

第13条 削除

(資料の提出等)

第14条 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産に関し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提

出を求めることができる。

2 会員は、前項に規定する説明又は資料の提出を求められたときは、正当な理由なく、これを拒んではならない。

(監査)

第14条の2 本協会は、第4条第1項第3号に規定する事業を行うため必要があると認めるときは、会員に対して、当該会員又は当該会員を所属金融商品取引業者等とする金融商品仲介業者の法若しくは法に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況並びに当該会員の金融先物取引業の業務及び財産の状況又はその帳簿書類その他の物件を監査することができる。

2 前条第2項の規定は、本協会が前項の規定により監査を行う場合について準用する。

(届出及び報告事項)

第15条 会員は、定款施行規則その他の規則で定める場合には、遅滞なく、所定の様式による届出書又は報告書により、本協会に届出又は報告をしなければならない。

(指導、勧告)

第16条 会員は、金融先物取引業を行うに当たり、本協会の指導、勧告に従って業務の遂行に努めなければならない。

(入会の拒否)

第17条 本協会は、本協会に入会の申込を行った金融商品取引業者又は登録金融機関が次の各号の一に該当するときは、その入会を拒否することができる。

(1) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会若しくは金融商品取引所の定款その他の規則に違反し又は取引の信義則に背反する行為を行い、デリバティブ取引等の停止を命じられ、又は本協会若しくは金融商品取引所から除名の処分若しくは取引資格の取消しを受けたことがあること。

(2) 第9条の入会申込手続に当たって提出する書類に虚偽の記載があり、又は重要な事項について記載が欠けていること。

(任意退会)

第17条の2 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、本協会に対し金銭債務がある場合は、理事会の承認を受けなければならない。

(資格の喪失)

第18条 会員は、次の各号の一に該当するときは、その資格を失う。

(1) 退会したとき

(2) 会員である個人が死亡したとき

(3) 金融先物取引業を廃止したとき

(4) 合併により消滅したとき

(5) 解散したとき

(6) 分割により金融先物取引業の全部を承継させたとき

(7) 金融先物取引業の全部を譲渡したとき

(8) 法第52条第1項、第52条の2第1項、第53条第3項又は第54条に規定する登録の取消処分を受けたとき

(9) 除名されたとき

(会員の処分)

第19条 本協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、当該会員に対し、処分を行うことができる。

(1) 会員としての義務の履行を怠ったとき

- (2) 本協会の秩序を乱し、又は事業の遂行を妨げる行為をしたとき
 - (3) 法令若しくは法令に基づく処分若しくは本協会の定款その他の規則に違反し、又は取引の信義則に背反する行為をしたとき
 - (4) その他本協会の名誉をき損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき
- 2 前項に規定する処分の種類は、譴責、過怠金の賦課、会員の権利の停止若しくは制限又は除名とする。
- 3 第2項に規定する過怠金の額は、1億円を上限とする。ただし、第1項第3号の違反が重大なものであって、かつ、市場の信用を著しく失墜させたと認められるときは、過怠金の上限額を5億円とすることができる。
- 4 前項の規定にかかわらず第1項各号に掲げる行為と相当な因果関係が認められる利得額（損失を回避した場合における当該回避した額を含む。以下「不当な利得相当額」という。）が発生しているときは、当該不当な利得相当額を過怠金の上限の額に加算することができる。
- 5 第1項に規定する処分を行うにあたっては、当該会員に弁明の機会を与えた上で、前項に掲げる処分の種類に応じ、以下の各号に定める手続を経るものとする。
- (1) 譴責又は過怠金の賦課 理事会の決議
 - (2) 第3項ただし書き又は前項の適用がある場合における1億円超の過怠金の賦課による処分及び会員の権利の停止若しくは制限 理事会の決議（出席理事の3分の2以上の同意又は定款第36条に規定する一般法人法第96条の要件を満たすことを必要とする。）
 - (3) 除名 第25条第2項第1号の規定による総会の決議
- 6 第2項に規定する会員の権利の停止又は制限の期間は、6か月以内とする。
- 7 第1項の規定による処分において、過怠金の賦課と会員の権利の停止又は制限は、併科することができる。
- 8 会員は、第1項の規定により会員の権利の停止又は制限の処分を受けた場合においても、その期間中、会員としての義務はこれを履行しなければならない。
- 9 会員は、第1項の処分の通知が到達した日から10日以内に、第41条の2に規定する不服審査会に対し書面をもって、不服の趣旨及び理由を示して、不服の申立てを行うことができる。
- 10 この条の手続に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。
- （取引の信義則に背反する行為）
- 第19条の2 第17条第1号及び前条第1項第3号に規定する取引の信義則に背反する行為とは、次に掲げる行為その他の行為で、本協会若しくは会員の信用を失墜し、又は本協会若しくは会員に対する信義に背反する行為をいう。
- (1) 本協会の事業又は他の会員の行う金融先物取引業の業務に干渉し、又はこれを妨げること。
 - (2) 金融先物取引業に関し、詐欺的な行為、不信若しくは不穏当な行為又は著しく不注意若しくは怠慢な事務処理を行うこと。
- （会員等の名簿）
- 第20条 本協会は、会員等名簿を作成し、これを本協会の主たる事務所に常置し、一般の縦覧に供しなければならない。
- 2 前項の会員等名簿は、会員の異動又は記載事項の変更のつど、これを訂正するものとする。
 - 3 会員は、第1項に規定する会員等名簿の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく、書面をもって本協会に通知しなければならない。
- （特定承継金融機関等に係る特例措置）
- 第20条の2 特定承継金融機関等（預金保険法第126条の34第3項第5号に定める特定承継金融機関等をいう。以下同じ。）についての第9条第1項に規定する入会の承認については、同項の規定にかかわらず、会長が行うものとし、当該承認を行った場合、会長は、速やかにその旨を理事会に報告するものとする。

- 2 前項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第10条第1項の規定にかかわらず、入会金の納入は要しない。
- 3 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等の会費の取扱いは、理事会において別に定める規則によるものとする。
- 4 第1項の規定により入会の承認を受けた特定承継金融機関等については、第12条第1項の規定にかかわらず、預託金の預託は要しない。
- 5 本協会は、特定承継金融機関等である会員については、定款の定める目的、事業の範囲内において、理事会の決議により、我が国の金融市場その他の金融システムの安定に資するための必要な措置を講じることができる。
- 6 本協会は、前項の規定にかかわらず、特定承継金融機関等の業務の円滑な遂行を図るため、緊急の措置を講じるべきやむを得ない事態が生じた場合に限り、定款の定める目的、事業の範囲内において、会長が当該措置を行うことができる。当該措置を行った場合、会長は、速やかに理事会に報告するものとする。

第2節 特別参加者

(特別参加者の資格)

第21条 第8条第1項に規定する会員資格を有しない法人は、理事会の承認を受けて、本協会の特別参加者となることができる。

(特別参加者への規定の準用等)

第22条 第9条、第10条、第17条、第17条の2、第18条第1号、第4号、第5号及び第9号並びに第19条から第20条までの規定は、特別参加者について準用する。この場合において、第19条の2を除くこれらの規定中「会員」とあるのは「特別参加者」と、第19条の2各号列記以外の部分の規定中「会員」とあるのは「会員若しくは特別参加者」と読み替えるものとする。

2 特別参加者は、本協会の事業についての情報を入手できるほか、理事会の承認を受けて、委員会において意見を述べるすることができる。

第4章 総会

(構成)

第23条 総会は、すべての会員をもって組織し、通常総会と臨時総会とに区分する。

2 前項による総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

3 総会は、通常総会として毎事業年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会として開催する。

4 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

5 会員総数の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、会長に対し、臨時総会の目的である事項及び招集の理由を示して、臨時総会の招集を請求することができる。

6 総会を招集するときは、開催する日の2週間前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した書面又は会員の承諾を得て電磁的方法により、会員に通知しなければならない。ただし、会長がやむを得ないと認めるときは、総会の招集決定において書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとした場合を除き、1週間前までを限度としてその期間を短縮することができる。

(権限)

第23条の2 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準
- (4) 事業報告及び事業計画の承認
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (6) 収支予算の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 理事会において総会に付議すべきことを決議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(議 決 権)

第24条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

2 会員は、前項の議決権を行使するため、総会に第9条第2項に規定する会員代表者又は代理人を出席させる。

3 会員は、理事会が承認し、第23条第6項の招集通知にその旨の記載がある場合には、総会における議決権の行使を書面又は電磁的方法によってすることができる。この場合において、当該議決権の行使を書面又は電磁的方法によって提出した会員は当該総会に出席したものとみなす。

(定 足 数)

第24条の2 総会は、総会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決 議)

第25条 総会の決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の過半数が出席し、出席した会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 第19条第5項第3号に規定する会員の除名
- (2) 第32条に規定する監事の解任

第26条 削除

(議 事 録)

第27条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及びその会議において出席した会員の中から選任された議事録署名人2名以上が、署名押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第28条 本協会に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上14名以内
 - うち 会長 1名
 - 副会長 1名
 - 専務理事 1名
- (2) 監事 3名以内

2 前項の会長、副会長及び専務理事をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって会員の会員代表者の中から選任する。ただし、理事2名以内及び監事1名を会員代表者以外の有識者から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本協会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第30条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、各自、本協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 会長は総会及び理事会の議長となる。
- 4 副会長は、会長を補佐し本協会の業務を執行する。また、会長に事故若しくは支障があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を執行する。
- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。会長及び副会長とともに事故若しくは支障があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、専務理事が会長の職務を執行する。
- 6 会長、副会長及び専務理事は毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
 - (2) 本協会が総会に提出する決算及び事業報告に関する書類を監査し、総会にその意見を報告すること
 - (3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実、法令若しくは定款違反の事実、又はそのおそれのある事実を発見したときは、これを総会及び理事会に報告すること
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは理事会の開催を請求し招集すること

(役員任期)

第31条 理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された理事の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する通常総会の終結の時までとする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。増員として選任された監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとする。
- 5 理事又は監事は、第28条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 6 理事又は監事に欠員を生じた時は、後任者を新たに選任する。ただし、第28条に定める定数を満たす限り、理事会において会務に支障をきたさないと認めるときは、後任者の選任を行わないことができる。

(役員解任)

第32条 本協会は、総会の決議によりいつでも役員を解任することができる。

(役員報酬等)

第33条 役員は、無報酬とする。ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員については、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員の実任の免除又は限定)

第33条の2 本協会は、役員の実任の一般法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除する。

第6章 理事会

(理事会)

第34条 本協会に理事会を置き、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
 - (2) 理事が会議の目的たる事項を示して招集の請求をしたとき
 - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき
 - (4) 第30条第7項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき
 - (5) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会は、会長が招集する。ただし、第1項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。
- 4 理事会を招集するときは、開催する日の1週間前までに各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(決議)

第35条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、定款に別段の定めがある場合を除き、その過半数をもって行う。

(理事会のみなし決議)

第36条 前条の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(理事会の付議事項)

第37条 理事会は、この定款に別に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき議案
- (2) 総会において理事会に委任された事項
- (3) 規則の制定及び変更
- (4) その他本協会の業務の運営に関して会長が必要と認めた事項
- (5) 本協会の業務執行の決定
- (6) 理事の職務の執行の監督
- (7) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、副会長及び専務理事並びに監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 顧問、委員会、事務局等

(顧問)

第39条 本協会に顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、本協会の運営について会長に対し意見を述べることができる。
- 3 顧問は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。

(委員会)

第40条 第4条第1項に規定する本協会の事業に係る業務を分担するため、理事会の決議により、委員会を設けることができる。

- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 4 委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(苦情解決・あっせん業務の第三者への委託)

第40条の2 本協会は、第4条第1項第6号に基づき、同項第4号に規定する苦情の解決及び第5号に規定するあっせんの業務を特定非常利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターに委託するものとする。

- 2 前項の苦情の解決及びあっせんの委託に係る必要な事項は、協会規則をもって定める。

(事務局)

第41条 本協会の事務を処理するため、事務局を設ける。

- 2 事務局には、職員を置き、会長がこれを任免する。
- 3 重要な使用人は、会長が理事会の承認を得てこれを任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第7章の2 不服審査会

(不服審査会)

第41条の2 本協会が行う第19条に規定する会員に対する処分その他協会規則に定める処分に係る不服の申立てに関する審査を行うため、理事会の決議により、不服審査会を設けることができる。

- 2 不服審査会は、委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長がこれを委嘱する。
- 4 前項までに定めるもののほか、不服審査会の構成及び運営に関し必要な事項は、協会規則をもって定める。

第8章 資産及び会計

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経理規則)

第42条の2 本協会の予算及び決算並びに会計処理については、理事会の決議を経た別に定める経理規則により行う。

(事業計画及び収支予算)

第43条 本協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

第44条 削除

(事業報告及び決算)

第45条 本協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、2月以内に会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出しその承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- (6) その他法令で定める帳簿及び書類

(長期借入金)

第46条 本協会が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において出席理事の3分の2以上の決議を経なければならない。

第47条 削除

(資産の管理)

第48条 本協会の資産は、理事会の決議を経て別に定めるところにより、会長がこれを管理する。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、総会において、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議を経なければこれを変更することができない。

2 定款の変更を総会に付議するときは、理事会の決議または会員総数の3分の1以上の請求を必要とする。

(解散)

第50条 本協会は、総会において、会員総数の4分の3以上が出席し、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第51条 本協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 本協会は、剰余金の分配を行わない。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第51条の2 本協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 雑則

(細則)

第52条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附則

- 1 この定款は、主務官庁の設立許可があった日（平成元年8月4日）から施行する。
- 2 本協会の設立初年度の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成2年3月31日までとする。
- 3 本協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、創立総会の定めるところによる。
- 4 本協会の設立当初の役員任期は、第31条第1項の規定にかかわらず、設立許可のあった日から設立初年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
ただし、会員代表者以外の有識者から選任された役員任期は、設立許可のあった日から設立次年度終了後開催される通常総会の終了の時までとする。
- 5 本協会の設立当初の役員は、第29条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。（別紙略）

附則（平成4.7.20一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成4年7月20日）から施行する。

(注) 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第4条中第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号を変更のうえ第10号とし、第3号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第3号を新設。
- (2) 第14条の2を新設。
- (3) 第17条柱書及び同条第1号を変更。
- (4) 第18条第3項中柱書及び第1号を変更し、第3号を第4号とし、第3号を新設。
- (5) 第18条第4項を削除。
- (6) 第19条柱書を変更のうえ第1項とし、同項第1号から第4号、第2項及び第3項を新設。
- (7) 第19条の2を新設。
- (8) 第22条第1項を変更。
- (9) 第24条第3項を変更。
- (10) 第31条第1項を変更。
- (11) 第32条柱書及び同条第2号を変更。
- (12) 第35条第2項を変更。

附 則（平成10. 6. 15一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成10年6月15日）から施行する。

ただし、同日が金融監督庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行日（平成10年6月22日）より前であるときは、第4条の変更部分については同法の施行日から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

第4条第11号及び第28条を変更。

附 則（平成11. 7. 13一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成11年7月13日）から施行する。

（注）変更条項は、第4条第11号。

附 則（平成13. 5. 21一部変更）

この定款変更は、総会の決議の日（平成13年5月21日）から施行する。

（注）変更条項は、第4条第11号。

附 則（平成14. 3. 11一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成14年3月11日）から施行する。

（注）変更条項は、第28条。

附 則（平成17. 3. 17一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年3月17日）から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- （1）第25条第3項を新設。
- （2）第31条第1項ただし書以下を削り、第4項を新設。
- （3）第35条第3項を新設。

附 則（平成17. 7. 1一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成17年6月7日）から施行する。

ただし、同日が金融先物取引法の一部を改正する法律の施行の日（平成17年7月1日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。

（注）変更条項は、次のとおりである。

- （1）第3条を変更。
- （2）第4条中第1号、第2号、第5号を変更し、第6号を新設し、第6号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第11号を変更のうえ第12号とし、第12号を第13号とする。
- （3）第8条を変更。
- （4）第9条第1項を変更。
- （5）第12条第3項を削り、第4項を第3項とし、第4項及び第5項を新設。
- （6）第14条第1項を変更。
- （7）第14条の2第1項を変更。
- （8）第16条を変更。
- （9）第18条第3項中第2号を削り、第3号を変更のうえ第2号とし、第4号を変更のうえ第3号とする。
- （10）第19条の2中第1号及び第2号を変更。
- （11）第21条を変更。
- （12）第22条を変更。

- (13) 第29条第3項を変更。
- (14) 第4章第4節の節名を変更。
- (15) 第40条の2を新設。
- (16) 第46条を変更。
- (17) 第51条を変更。

附 則（平19. 9. 30一部変更）

- 1 この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成19年9月28日）から施行する。
ただし、同日が証券取引法等の一部を改正する法律（平成18年法律第65号）の施行の日（平成19年9月30日）より前であるときは、同法の施行の日から施行する。
 - 2 第4条第2項の新設及び第5条の変更は、上記の規定にかかわらず、法第79条の3第1項に基づく業務規程に係る主務官庁の認可のあった日から施行する。
- (注) 変更条項は、次のとおりである。

- (1) 第1条及び第3条を変更。
- (2) 第4条中第1号から第9号まで及び第12号を変更し、第2項を新設。
- (3) 第5条及び第8条を変更。
- (4) 第13条（金融先物取引責任準備預託金）を削除。
- (5) 第17条柱書及び第1号を変更。
- (6) 第18条第3項中第1号から第3号を変更。
- (7) 第19条の2中第2号を変更。
- (8) 第21条を変更。

附 則（平22. 2. 1 一部変更）

- この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成21年11月25日）から施行する。
ただし、同日が、本協会が別に定める日（第40条の2に規定する特定非常利活動法人の紛争等解決業務の開始の日）（平成22年2月1日）より前である時は当該別に定める日から施行する。
- (注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 第4条第6号を新設し、第6号から第13号までを1号ずつ繰り下げる。
- (2) 第21条を変更。
- (3) 第40条の2の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る

附 則（平23. 4. 1 一部変更）

この定款変更は、主務官庁の認可のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

- (注) 変更条項は次のとおりである。
- (1) 第4条第1項第1号を変更。

附 則（平24. 4. 1 一部変更）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。
- 2 本協会の最初の代表理事は次の者とする。

理 事 永易 克典
渡部 賢一
後藤 敬三

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(注) 変更条項は次のとおりである。

- (1) 題名を変更。
- (2) 第1条及び第2条第2項を変更。
- (3) 第2章の章名を変更。
- (4) 第4条の見出しを変更し、第4条第1項本文、同条第1項第1号、第2号、第14号及び第2項を変更し、第3項を新設。
- (5) 第5条を変更。
- (6) 第8条第1項を変更し、第2項を新設。
- (7) 第9条の見出しを変更。
- (8) 第10条の見出しを変更し、第1項から第3項を変更。
- (9) 第11条（会費及び特別会費）を削除。
- (10) 第12条第3項を削り、第4項を第3項に、第5項を第4項に変更。
- (11) 第14条の2第1項を変更。
- (12) 第17条の2を新設。
- (13) 第18条第2項を削り、第3項を変更のうえ第2項とする。
- (14) 第19条第1項本文を変更。
- (15) 第19条の2本文を変更。
- (16) 第20条第1項を変更。
- (17) 第21条及び第22条第1項を変更。
- (18) 第4章の章名を変更し、第1節を削る。
- (19) 第23条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第3項を変更のうえ第4項とし、第5項を新設し、第4項を変更のうえ第6項とする。
- (20) 第23条の2を新設。
- (21) 第24条第1項から第3項を変更。
- (22) 第24条の2を新設。
- (23) 第25条の見出しを変更し、第1項及び第2項を変更し、第3項を削る。
- (24) 第26条を削除。
- (25) 第4章第2節を第5章に変更。
- (26) 第28条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (27) 第29条第1項及び第2項を変更し、第3項を削り、第4項を変更のうえ第3項とする。
- (28) 第30条第1項を新設し、第1項を変更のうえ第2項とし、第3項を新設し、第2項及び第3項を変更のうえ第4項及び第5項とし、第4項を削り、第6項を新設し、第5項を第7項とし、同項第1号、第3号及び第4号を変更。
- (29) 第31条第1項を変更し、第2項を新設し、第2項を変更のうえ第3項とし、第4項を新設し、第3項を変更のうえ第5項とし、第4項を変更のうえ第6項とする。
- (30) 第32条を変更。
- (31) 第33条の見出し及び本文を変更。
- (32) 第33条の2を新設。
- (33) 第4章第3節を第6章に変更。

- (34) 第34条第1項本文及び同項第1号及び第2号を変更し、第3号から第5号を新設し、第2項及び第3項を変更し、第4項を新設。
- (35) 第35条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項及び第3項を削る。
- (36) 第36条の見出し及び本文を変更。
- (37) 第37条第4号を変更し、第5号から第7号を新設。
- (38) 第38条第1項を変更し、第2項を新設。
- (39) 第4章第4節を第7章に変更。
- (40) 第39条第1項を変更し、第2項を変更のうえ第3項とし、第2項を新設。
- (41) 第40条第1項及び第3項を変更。
- (42) 第41条第3項を第4項とし、第3項を新設。
- (43) 第5章を第8章とし、章名を変更。
- (44) 第42条の2を新設。
- (45) 第43条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (46) 第44条を削除。
- (47) 第45条第1項を変更し、第2項を新設。
- (48) 第46条を変更。
- (49) 第47条を削除。
- (50) 第6章を第9章に変更。
- (51) 第49条第1項を変更。
- (52) 第50条を変更。
- (53) 第51条の見出しを変更し、第1項を変更し、第2項を新設。
- (54) 第10章及び第51条の2を新設。
- (55) 第7章を第11章に変更。

附 則（平24.12.12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成24年12月12日）を経て平成25年1月1日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- (1) 第2条の2を新設。
- (2) 第4条第1項第1号を変更。
- (3) 第14条第1項を変更。
- (4) 第14条の2第1項を変更。
- (5) 第17条第1号を変更。
- (6) 第36条の見出しを変更。

附 則（平25.3.26 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成25年3月26日）を経て平成25年4月1日から施行する。

（注）変更条項は第2条の2第3号。

附 則（平25.6.12 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成25年6月12日）を経て平成25年7月1日から施行する。

（注）変更条項は第2条の2第3号。

附 則（平26.6.18 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成26年6月18日）を経て平成26年7月1日から施行する。

（注）変更条項は第20条の2を新設。

附 則（平29. 3. 28 一部変更）

この定款変更は、総会の決議（平成29年3月28日）を経て平成29年6月23日から施行する。

（注）変更条項は次のとおりである。

- （1）第12条第3項を変更。
- （2）第18条第1項第2号を変更し、第3号を第9号とし、第3号から第8号までを新設し、第2項を削る。
- （3）第19条第1項を変更し、第2項及び第3項を第7項及び第8項とし、第2項から第6項までを新設し、第9項及び第10項を新設。
- （4）第22条第1項を変更。
- （5）第25条第2項第1号を変更。
- （6）第31条第1項から第4項まで及び第6項を変更。
- （7）第7章の章名を変更。
- （8）第7章の2を新設。
- （9）第41条の2を新設。